

令和8年3月

地域構想

Bulletin of Institute of Regional
Development

Vol.8



大正大学 地域構想研究所

目 次

巻頭言

はじめに	大正大学 地域構想研究所 所長	片 山 善 博	1
------	-----------------	---------	---

論文

「補完性の原理」から見た上水道の基盤強化 —広域化における都道府県の役割—	大正大学 地域創生学部公共政策学科 准教授	爲我井 慎之介	5
法的論点からみる「内密出産」	大正大学 地域創生学部公共政策学科 専任講師	西 元 加 那	15
回答者の出生コホート別にみる地方への移住志向 —内閣府による世論調査の分析から—	大正大学 人間学部人間科学科 専任講師	畑 山 直 子	24
石川県羽咋市におけるトキ放鳥前段階の市民意識調査 ～本州初の野生復帰に向けた社会的受容の現状～	大正大学 地域創生学部公共政策学科 教授	本 田 裕 子	32

研究ノート

いわゆる「ふるさと納税」（寄附金税額控除）の問題点と 今後のあり方	大正大学 地域構想研究所 所長	片 山 善 博	51
南魚沼ふるさとワーキングホリデーに見る若者リピーター 層構築のポイント	大正大学 地域創生学部地域創生学科 准教授 一般社団法人 愛南魚沼みらい塾 理事	金 子 洋 二 倉 田 智 浩	60
福祉・防災コミュニティづくりの試み ～住民のアイデアを生かしたジオラマづくり～	大正大学 地域構想研究所 研究員	佐 藤 和 彦	69
トキの野生復帰にかかる環境教育の方向性について ～佐渡市でのアンケートの質的データ分析から～	大正大学 地域創生学部公共政策学科 教授	高 橋 正 弘	76

調査・事例報告

都市型フィールドワークを通じた大学初年次の学修プロセス —地域創生教育における理論と実践の融合に関する事例研究—	大正大学 地域創生学部地域創生学科 准教授	大 橋 重 子	89
藤沢市辻堂地区における避難行動要支援者の個別避難計画 推進について(第3報)	大正大学 地域構想研究所 客員教授	加 藤 照 之	97
アートプロジェクトが中小企業経営に与えた価値 ～浪江学生デジタルアート道場を事例として～	大正大学 表現学部 准教授	田 島 悠 史	105
地域遺産をめぐる映像制作実践の再設計と展開 —「下田まち遺産」プロジェクト2年目の成果と課題—	大正大学 教学マネジメント推進機構学修支援センター(DAC) 専任講師	長谷川 隼 人	116
地域おこし協力隊として活躍する卒業生による実習指導 ～千葉県長南町の事例から～	大正大学 地域創生学部公共政策学科 教授 千葉県長南町地域おこし協力隊(大正大学公共政策学科 卒業生)	本 田 裕 子 佐 藤 広 都	126

はじめに

大正大学地域構想研究所は、地方創生がわが国の内政上の重要課題として取り上げられたのと軌を一にして設立されました。今、多くの地域では人口減少や地域経済の停滞などの課題を抱えています。これらの課題に何とか解決の方法を見い出そうとする試みが地方創生にほかなりません。

一方、地域に関係の深い大正大学には、地方創生に関する分野に知見を有する研究者は少なくありません。研究対象はさまざまで、理論的な研究を志す者もいれば、具体的な地域を研究対象にしている者もいます。

『紀要』はそうした研究の成果を公にし、世に問うものです。いずれも、自治体にとって切実な問題を扱っていたり、今後取り組むべき課題にふれていたりする内容であり、何らかの参考にして頂けるのではないかと考えています。

ところで、2014年から始まった地方創生では、自治体ごとに人口減少に歯止めをかけることが施策の基本になっていました。しかし、全国的に出生率が低下し、しかも人口移動が自由な環境の中で、自治体ごとに人口減少に対処する方針にはそもそも無理がありました。

いくら自治体が頑張っても出生率を上げるには自ずと限界があるため、多くの自治体は、いきおいUターンやIターンなどの人口受け入れ策に力を入れてきました。それによって一定の成果をあげた自治体もありますが、でも日本全体ではどこかの地域が増えればどこかの地域で減っているのだから、所詮はゼロサムゲームでしかありません。それはわが国の人口問題を解決する上で、決して賢明ではありません。

そんな事情と反省を踏まえ、政府が2024年に提示したのが地方創生2.0でした。そこでは当面の人口減少は冷静に受け止め、たとえ人口が減っても必要な社会機能を維持するための方策を考えようとのメッセージが打ち出されました。私はこの考えは現実的であり、かつ、理に適っていると評価しています。

その地方創生は2025年から「地方創生・未来戦略」という名称で、国主導の経済開発政策にシフトした感があります。ただ、アクセントがそちらに移ったとしても、地方創生2.0が示した基本理念は引き続き妥当するはずです。

大正大学地域構想研究所では、以上のような認識のもとに今後とも多くの自治体のみなさんとかかわりを持ちつつ、研究や実践に取り組む所存です。まずは『紀要』に載せた研究成果が多くの人に活用して頂くよう念じるとともに、今後の新たな研究課題のご示唆などがあれば、是非それをお寄せ頂くようお願いして発刊のご挨拶といたします。

大正大学地域構想研究所 所長 片山善博

論文



「補完性の原理」から見た上水道の基盤強化 —広域化における都道府県の役割—

爲我井慎之介

大正大学 地域創生学部公共政策学科 准教授

(要旨) 本稿は、人口減少や施設の老朽化といった構造的制約の中で、上水道の基盤強化をいかに図るかという課題に対し、広域化の前提条件を再検討するものである。日本の上水道は、市町村を基本主体としつつ、都道府県が広域的な調整や支援を担う多層的統治構造の下で展開しているが、その役割分担のあり方は必ずしも明確ではない。

本稿では、こうした問題を整理する理論的枠組みとして「補完性の原理」に着目し、上水道行政における主体間関係を考察した。さらに、都道府県別の基礎的基盤及び人的体制に関する数量データを用い、補完的関与が要請される条件の差異を試行的に可視化した。その結果、上水道の基盤強化に向けた都道府県の関与は一律に論じ得るものではなく、地域条件に応じて制度設計や技術的支援を担う「基盤を支える政策主体」として再定位する必要があることが示唆された。

キーワード：上水道、基盤強化、広域化、補完性の原理、都道府県

1. 上水道の基盤強化と多層的統治構造

現代日本では、人口減少と施設の老朽化が同時進行する中、上水道事業の持続可能性は全国的に喫緊の政策課題として顕在化している。独立採算制を原則とする事業形態においては、給水人口の減少に伴う料金収入の制約に加え、更新需要の増大や技術職員の確保難が重なり、個々の水道事業体による対応には限界が生じつつある。こうした状況を背景に、水道事業の「基盤強化」は近年、政策上の鍵概念として理解されており、「広域化¹」の必要性が繰り返し指摘されてきた。

上水道は、基幹法である水道法（昭和32年法律第177号）のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）や地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）などに規定されるものの、従来から市町村を中心とする分権的な制度構造の下にある。そのため、広域化をめぐるのは、効率性や合理性の観点による議論が先行する一方で、どの主体が、いかなる条件で、どの程度関与することが望ましいのかといった制度的・理論的整理は十分とはいえない。

本稿はこの点に着目し、上水道の基盤強化を検討する理論的視座として、「補完性の原理 (Principle of subsidiarity)」を取り上げる。補完性の原理とは、社会において、下位主体が自ら対応可能な事項については上位主体の介入を抑制し、下位主体のみでは対応が困難な場合に限り、上位主体が補完的に関与すべきとする考え方である。この原理は、単なる権限配分論にとどまらず、多層的な統治構造の下で上位主体の関与が正当化される条件を整理する枠組みとして位置付けられる²。

¹ 本稿では、市町村間の協力関係一般を指す「広域連携」のうち、事業運営や経営体制の再編・統合を伴うものを「広域化」と位置付け、以下では主として後者の意味で用いている。

² 関連する先行研究の一つとして、爲我井(2023)は、「補完性の原理」を題材に、従来の先行研究や法解釈を結び付けつつ、「広域連携」の枠組みにまで対象範囲を広げ、論理構成の課題に関する考察を試みている。

本稿の目的は、補完性の原理によって現行の上水道行政体制を規範的に評価することではない。むしろ、国・都道府県・市町村が関与する上水道行政の制度構造を説明的に把握するための分析枠組みを提示する点にある。特に、市町村の自律性を前提としながら、その対応能力に制約が生じる局面において、都道府県が果たし得る補完的役割を主要な焦点としている。

本稿の前半部では、上水道をめぐる制度的背景と政策動向を概観したうえで、補完性の原理の概念とその理論的含意を上水道行政に即して検討する。後半部では、都道府県レベルの基礎的基盤や行政組織体制に関するデータを用い、補完的関与が要請される条件の差異を試行的に明らかにすることで、上水道の基盤強化に向けた広域化のあり方について考察を試みる。

2. 上水道をめぐる制度的背景と政策動向

日本の水道は、その発展過程に着目すると四つの世代に区分される³とされるが、戦後日本の上水道事業は、明治期以降に整備が進められた「近代水道」を制度的原型としている。それは、都市人口の増加に伴う飲用水需要の拡大、外来水系伝染病の蔓延、さらには市街地の密集化に起因する大規模火災の頻発といった、「都市問題の顕在化」を主な背景とするものである。

明治政府は当初、上下水道を一体的に整備する構想を有していたが、緊急性、工期、費用対効果などの制約から、両者を同時に整備することは事実上困難となっていた。その結果、人体への影響が直接的であり、一定の採算性も見込まれる上水道の整備が優先されるに至った。水道条例⁴の公布・施行（1890年）により市町村を主体とする水道事業の法的枠組みが確立し、戦前期には大都市や港湾都市を中心に水道施設の拡張整備が進められた。水道行政は当時の内務省の所管とされ、省内では衛生局と土木局の間で役割分担が図られていた点に特徴がある。

当時、衛生局には十分な土木技術者が配置されていなかったことから、技術的側面を補完する部局との連携が不可欠であった。このような行政体制は、上水道行政における分散的かつ補完的な関与構造の嚆矢として捉えられる。戦時期には衛生行政が厚生省へと再編される一方で、工事・技術部門は内務省土木局⁵が担い、結果として上水道は二元的行政体制下に置かれることとなった。

戦後の復興期には、防疫・公衆衛生対策のみならず、水質保全や水源管理といった新たな行政課題が顕在化し、上下水道行政の一元化が再び政策論点として浮上する。最終的には、上水道（厚生省）、下水道（建設省）、工業用水道（通商産業省）という機能別分化が1957年に閣議決定され、同年、水道法が制定された。これは、長年にわたる省庁間調整の帰結として形成された体制であり、必ずしも一貫した制度設計に基づくものではなかった。加えて、自治法は上水道を自治体固有の事務事業として規定し、地公企法は自治体水道を公営企業の一類型として独立採算制の下に置いた。これにより、上水道事業は公共政策としての目的を担うとともに、経営的自律性が求められる制度構造を有することとなり、政策目的と経営責任が制度上分節化されることとなった。

2024年4月には、厚生労働省が所管してきた上水道行政の中核領域を国土交通省に移管⁶することで、省レベルでの上下水道行政の一元化が実現したとされる。これは、明治期以来の制度的連続性の延長線上にある動きと考えられる。他方で、公営企業制度を基礎とする自治体水道事業の枠組み自体は維持されており、財政や経営を含めた完全な一元化が達成されたわけではない点には留意が必要で

³ 熊谷(2021)p.22。

⁴ 水道条例は「条例」と称されるものの、第1回帝国議会の召集前(1890年1月)に天皇の裁可によって成立しており、その法的性格は国内法である(梶原(2021)p.27)。

⁵ 戦後の建設省。

⁶ 厚生労働省の組織見直し(2024年)では、水道整備・管理行政は国土交通省に、水質基準の策定等は環境省に移管された。

ある。

以上のように、日本の上水道は、制度上は市町村を主体とする分権的行政構造を維持しつつも、技術、衛生、制度運用の各局面において、上位主体による関与と補完を前提とした形で展開してきた。この補完的関与は、明確な原理に基づき体系化されてきたというよりも、行政実務上の課題に即して累積的に形成されてきたものである。こうした制度的経緯から、補完性の原理は、既存の多層的構造を説明的に整理するための分析枠組みとして活用できる。

3. 上水道行政における役割分担と広域化の制度的位置付け

上水道は、近代以降の都市化及び人口増加を背景として拡充されてきた公共インフラである。水需要の増大は、衛生問題や水不足といった政策課題を惹起し、浄配水施設や管路網の整備・拡張を促してきた。しかし、水需要が減少局面に転じた場合、既存施設や管路を需要動向に応じて柔軟に縮減することは容易ではない。

上水道は、固定費用の比率が高い装置産業としての性格を有しており、給水量の減少は直ちに料金収入に悪影響を及ぼし得る。そのため、需要減少下では構造的に経営効率の悪化が生じやすい。すでに人口減少局面に転じている日本では、2065年の有収水量⁷がピーク時と比較して約4割減少するとの試算も示されている⁸。とりわけ小規模事業体を中心に、料金収入の減少と施設更新需要が増大し、経営環境は一層厳しさを増すことが予想されている。近年、上水道をめぐる政策手法の一つとして、広域化が繰り返し論じられているのは、人口構造を規定要因とする水需要の縮小と、それに対応した経営基盤強化が要請されているからであろう。

日本の上水道は、地域の実情に即した対応を重視する分権的な行政体制の下で運営されてきた。明治期以降の「市町村中心主義」による末端給水事業⁹は、人口規模、地理条件、水源状況などが地域ごとに大きく異なるという事業特性を踏まえた制度的選択として、一定の合理性を有してきた。もっとも、人口減少と施設の老朽化が同時進行する現行の局面において、その前提条件は徐々に揺らぎつつある。経営規模の小さい事業体では、専門人材の確保や高度な経営判断が困難となり、単独事業としての持続的運営に限界が生じている。これは、市町村を主体とする制度そのものを否定するものではないが、事業運営を市町村単位で完結させることの困難性が構造的課題として顕在化していることを示している。

この点を考えるうえで、一般行政部門と公営企業部門の関係を理解することが重要である。両者は、会計制度や費用負担原理の相違からそれぞれ異なる領域として捉えられやすい。とはいえ、新地方公会計制度の導入以降、一般行政の側から見ても、公営企業が蓄積してきた経営管理手法や自律的な運営の考え方には一定の示唆が含まれる。上水道を担う公営企業は、公益サービスを提供する公共性に加え、企業体としての効率性が求められる「自治体の直営企業」である¹⁰。併せて、地域経済への波及効果や環境配慮といった多面的な役割も担っており、公共政策の一環として位置付けた場合、自治体水道事業は一般行政にも応用可能な制度的・経営的含意を内包しているといえる。

人口減少下における上水道の基盤強化策としては、経営統合、民間活用、事務事業の一元化、料金の適正化、危機管理体制の整備などが指摘されている¹¹。これらはいずれも、事業運営の安定性を高

⁷ 上水道の給水量のうち、料金徴収の対象となった水量のこと。

⁸ https://www.soumu.go.jp/main_content/000555182.pdf (2026年2月5日閲覧)。

⁹ 利用者の蛇口に直接水道水を供給する上水道事業のこと(爲我井(2025)p.18)。

¹⁰ 水道産業新聞2026年1月1日(4面)[宇野二郎]。

¹¹ 水道産業新聞2026年1月1日(6面)[爲我井慎之介]。

める方策であるが、個々の市町村のみで完結する対応には限界がある。そのため、複数の自治体を横断する調整主体の存在が不可欠となり、広域化との親和性が高い施策として考えられてきた。

こうした文脈の中で、都道府県は基礎自治体の事業運営を支える中間的主体であり、「連絡調整」や「補完的支援」を担う存在として改めて注目されている。都道府県の関与が重視されるのは、単なる行政権限の集約ではなく、基礎自治体の機能を維持・強化するための制度的支援のあり方そのものが問われているからであろう。人口減少という構造的条件的変化は、上水道の事業経営に新たな制約をもたらすとともに、国・都道府県・市町村間の役割分担の再検討を必要としている。

4. 「補完性の原理」と上水道行政への理論的適用

本章では、上水道の基盤強化を検討するための理論的視座として「補完性の原理」に着目し、日本の上水道行政に適用した場合の含意を明らかにする。その目的は、補完性の原理を用いて現行の行政体制を規範的に評価することではなく、国・都道府県・市町村という複数主体が関与する制度構造を説明的に把握するための分析枠組みを提示する点にある。

補完性の原理は、「より小さい基礎的な単位の政府が行えることに対して、より大きい政府が介入することを控えるべきであり、より小さな単位の政府が行うことが難しいことに対して、より大きな政府は協力すべきとする考え方」¹²として理解される。重要なのは、この原理が上位主体の関与を一律に肯定または否定するものではない点である。その意味で、補完性の原理は、集権と分権を二項対立的に捉える視点ではなく、条件付き・段階的な関与のあり方を分析するための手段として活用できる。

補完性の原理を日本の水道行政に当てはめてみると、いくつかの示唆が得られる。前章で整理したとおり、上水道事業は市町村を中心とする分権的な実施体制の下で発展してきたが、人口減少や施設の老朽化が進行する局面では、個々の市町村のみでは対応が困難な状況が生じ得る。こうした事業環境を当該原理に照らせば、「下位主体の対応能力の限界」が構造的に顕在化しつつあるとして捉えられる。すなわち、水需要の減少、料金収入の伸び悩み、技術職員の不足といった複合的な要因により、単独事業体による事業存続が困難となる場合には、上位主体による補完的関与が理論的に要請される。

ここで焦点となるのが、都道府県の制度的位置付けである。自治法では、都道府県を「市町村を包括する広域の地方公共団体」と見なしており、その対象事務には、①広域事務、②国・市町村間及び市町村相互間の連絡調整事務、③その規模又は性質において市町村が処理することが適当でない事務を掲げている¹³。とりわけ③は、補完性の原理を制度的に体现した条文と解することが可能となっている¹⁴。

このような多層的役割分担の考え方は、2018年の法改正を通じて水道法にも明確に反映された。改正水道法では、上水道の基盤強化に関する責務が国・都道府県・市町村に対して段階的に規定¹⁵された。市町村が区域内施策の策定・実施主体となる一方で、都道府県は区域を超えた広域化の推進を、国は制度設計や技術的・財政的支援を担う主体としてそれぞれ割り当てられている。この構造は、補完性の原理が想定する多層的関与のあり方を分野別立法の中で具現化したものといえよう。

もっとも、補完性の原理は抽象度の高い理論であり、それ自体が個別の制度設計や政策判断を直接導くものではない。上位主体による補完が正当化されるか否かは、下位主体の能力や置かれた条件に

¹² 宇野・長野ほか編著[山崎幹根](2022)p.67。

¹³ 自治法第2条第5項。

¹⁴ 爲我井(2023)p.97。

¹⁵ 水道法第2条の2第1～3項。

依存する。その適用には、制度論に加え、人的・組織的資源の実態を踏まえた考慮が不可欠となる。

補完性の原理は、水道事業の基盤強化を「広域化の是非」や「都道府県関与の可否」といった二者択一的な問題としてではなく、事業規模や地域条件に応じて、どの段階で、どの程度の関与が要請されるのかを検討するために必要な視座を提供している。さらにいえば、上水道事業の場合、事業体の経営そのものが立ち行かなくなった状況に対する直接的な補完主体は、あくまで設置者（市町村等）である点に変わりはない。国や都道府県といった上位主体の関与には、制度的・機能的な限界が存在することにも留意すべきであろう。

5. 都道府県レベルの基礎的基盤と補完的関与の要件

ここまで、補完性の原理を理論的枠組みとして、国・都道府県・市町村からなる多層的主体構造に沿うように、上水道行政における役割分担を整理してきた。その結果、抽象的な規範概念である補完性の原理は、上水道の分野にあっても適用し得る理論的特徴を有していることが確認された。

本章では、そのような議論を踏まえ、補完的関与が要請される条件が都道府県間でどのように異なっているのかを、基礎的数量データ及び行政組織体制の実態に基づき試行的に比較検討する。とりわけ、市町村の事業運営を補完する主体として位置付けられる都道府県に着目し、その基盤的条件と組織的対応力の差異を相対的に把握することを目的とする。

（1）都道府県別に見た上水道事業の基礎条件

末端給水事業体は、給水人口や給水面積などに応じて、その規模に少なからず差異が認められる。他方で、それを補完する広域自治体の都道府県は、制度上は全国一律的な枠組みに置かれている。この点に着目し、都道府県単位で上水道事業の基礎条件を整理することで、補完対象となる事業構造の実態を相対化することが可能となる。

ここでは、末端給水事業体の団体数、給水人口、給水面積、職員数などの基礎条件を都道府県別に集計し、一覧表として示した（表-1）。団体数の最大値は北海道の89事業体、最小値は香川県の1事業体であり、平均値は約28事業体であった。香川県では、広域化の一環として「一県一水道」を掲げた事業統合が進められ、用水供給事業と末端給水事業の経営が県域単位で一体化されている¹⁶。また、東京都の事業体数が少ない点は、都区制度による制度的影響によるものとして捉えられる。

給水人口の最大値は東京都、最小値は鳥取県であり、給水面積についても北海道と高知県との間で極めて大きな格差が見られた。職員数は、最大値が東京都、最小値が福井県であり、平均値は900人程度であった。これらの変数について検討すると、給水人口が80万人未満の県¹⁷では、相互に一定の比例関係が認められるものの、大阪府や神奈川県といった大都市圏を含む府県では、団体数と他の変数との間に必ずしも明確な相関は見られない。さらに、団体数が同数（43事業体）の大阪府、愛知県、兵庫県、茨城県などを抽出して比較すると、職員数には一定の開きが観察された。

都道府県という共通の分析単位を設定して相互に比較すると、上水道事業の基礎条件には相応の差異が存在することがマクロ的に浮き彫りにされる。

¹⁶ ただし、2007年4月に上水道事業を廃止し、簡易水道事業への移行の認可を受けた香川郡直島町は含まれていない。また、本稿の分析では、「令和3年版水道統計〔施設・業務編〕」（公益社団法人日本水道協会）のデータを用いているため、執筆時点における最新動向を完全には反映できていない。例えば奈良県では、2025年4月から「奈良県広域水道企業団」としての事業が開始しており、現時点での団体数は大きく異なる。とはいえ、奈良県は香川県のケースとは事情が異なり、奈良市及び葛城市が不参加となったため、県域全体での完全な事業統合には至っていない。

¹⁷ 佐賀県、山梨県、福井県、徳島県、島根県、高知県、鳥取県（人口数の降順による）。

(2) 上水道事業の基盤規模指標と人的体制の相対比較

次に、都道府県ごとの上水道事業の基盤条件を概観するため、年間有収水量、配水管延長、ポンプ台数という基幹的な要素を用いて分析を行った。これらは、人口規模や施設規模に応じて形成される事業運営の前提条件を代表する変数と見なされる。本稿では、三つの変数に基づき主成分分析によって合成指標¹⁸を算出し、その主成分得点を、施設規模及び維持・運用対象の大きさを相対的に示す指標として「上水道事業の基盤規模指標」と定義した。なお、この指標は、事業の効率性や成果を直接測定するものではなく、補完的関与が要請される条件の差異を明らかにするための分析上の操作概念にとどまっている。

図-1は、横軸に職員数を、縦軸に上水道事業の基盤規模指標をとった散布図である。ここでは、当該指標が都道府県間で一定のばらつきを示した点に着目し、回帰直線及び平均値を基準線として描くことで、各都道府県の相対的位置付けが可視化されるように試みた。その結果、職員数が平均値を上回る都道府県のうち、東京都、大阪府、神奈川県は、上水道事業の基盤規模指標が相対的に低い位置に分布していることが明示された。三つの都府県は、基盤規模に比して人的体制に一定の余裕を有している状況下にあるものと解釈できる。一方、その他の道府県では、職員数に対して当該指標が相対的に高い位置に分布しており、人的体制に比して施設・設備面の負荷は大きく、団体間のばらつきも大きい。

こうしたマクロなデータによる相対比較を通じて、補完主体である都道府県間には、上水道事業の基盤規模に明確な差異が存在していることが示唆される。

(3) 都道府県における水道行政組織体制の現状と含意

最後に、表-2では末端給水事業を所管する都道府県の担当部門を整理した。それによれば、上水道の所管課は依然として衛生部門に属する事例が最も多く（22団体）、次いで環境部門（12団体）、土木部門（10団体）と続いていることがわかる。すなわち、都道府県においては、従来の衛生部門を基調とした組織体制が、なお半数近くを占めていることが確認された。

政府主導の下、上下水道の広域化推進に関する計画はすでに全都道府県で策定済みとされている¹⁹。しかしながら、国が進めてきた上下水道行政の一元化と歩調を合わせた行政体制の再編は、都道府県間で必ずしも一様に進展しているわけではない。基礎自治体を補完する主体として都道府県に期待される役割を踏まえると、広域的調整や人的・技術的支援を実効的に行うためには、計画策定にとどまらず、行政体制そのもののあり方についても検討の余地がある。

以上の整理を通じて、補完的関与が要請される条件は、抽象的な議論としてではなく、基礎的基盤や組織体制といった具体的条件の中から把握され得ることが示された。

¹⁸ 本稿の分析で使用したソフトウェアは SPSS である。主成分負荷量の内訳（サイズ順）は配水管延長0.954、有収水量0.85、ポンプ台数0.728であり、合成指標の説明力を示す寄与率（累積寄与率）は72.1%であった。

¹⁹ 注11に同じ。

表-1 都道府県別に見た上水道事業の基礎条件

No	都道府県	A:団体数 (事業体)	B:給水人口 (人)	C:給水面積 (km2)	D:職員数 (人)	E:有収水量 (千m3/年間)	F:配水管延長 (m)	G:ポンプ台数 (台)	H:基盤規模指標 (E~Gの主成分得点)
1	北海道	89	4,813,542	24,532.27	2,069	468,165	33,985,770	1,983	1.49
2	青森県	26	1,173,666	2,961.95	600	113,692	9,177,720	742	-0.88
3	岩手県	27	1,099,713	3,310.48	518	111,106	12,695,877	1,750	-0.21
4	宮城県	33	2,257,084	4,086.05	955	232,267	15,541,078	1,441	-0.05
5	秋田県	22	805,353	2,357.72	336	86,058	8,029,618	1,135	-0.79
6	山形県	29	1,042,088	2,352.80	401	108,158	8,842,711	708	-0.92
7	福島県	38	1,661,973	3,352.86	685	177,940	13,851,886	1,373	-0.24
8	茨城県	43	2,680,141	4,813.33	763	272,012	23,745,971	2,150	0.77
9	栃木県	23	1,850,307	3,241.86	478	197,926	16,259,751	1,739	0.08
10	群馬県	20	1,879,161	1,750.01	496	226,219	13,838,314	1,168	-0.28
11	埼玉県	55	7,314,351	2,952.92	1,675	762,171	27,781,362	2,570	1.83
12	千葉県	40	5,944,582	4,373.39	1,843	590,760	27,656,659	1,966	1.31
13	東京都	6	13,949,512	1,324.62	3,803	1,511,504	28,348,647	1,467	2.32
14	神奈川県	20	9,174,677	1,805.82	3,043	966,940	25,058,431	1,185	1.30
15	新潟県	29	2,099,381	4,131.27	958	253,229	17,549,580	1,730	0.22
16	富山県	12	942,288	1,363.14	257	100,209	8,282,679	853	-0.89
17	石川県	18	1,080,487	1,296.71	307	126,234	8,917,195	1,025	-0.74
18	福井県	15	697,044	980.49	171	85,704	6,318,852	811	-1.03
19	山梨県	16	719,320	472.88	267	84,433	6,343,440	771	-1.05
20	長野県	55	1,928,063	2,829.50	725	212,397	17,684,125	2,322	0.46
21	岐阜県	39	1,824,912	2,330.10	456	203,451	16,839,373	1,915	0.21
22	静岡県	35	3,508,915	2,194.31	867	414,028	21,171,514	2,484	0.98
23	愛知県	43	7,496,015	3,526.90	2,606	800,210	40,009,737	2,151	2.33
24	三重県	29	1,790,652	2,336.47	634	213,848	15,667,572	1,538	-0.02
25	滋賀県	23	1,376,111	1,248.38	377	154,598	9,120,112	795	-0.80
26	京都府	22	2,555,174	864.33	1,255	284,395	11,419,512	1,784	-0.04
27	大阪府	43	8,816,487	1,325.26	3,233	1,007,303	23,310,039	1,537	1.43
28	兵庫県	43	5,417,474	3,580.85	1,935	597,373	26,061,562	3,763	2.10
29	奈良県	29	1,305,366	795.53	538	140,094	8,347,024	1,110	-0.71
30	和歌山県	27	877,254	1,148.74	443	109,325	6,686,805	1,177	-0.81
31	鳥取県	12	504,415	802.79	294	55,991	4,295,966	688	-1.24
32	島根県	14	633,063	1,606.91	337	68,765	8,874,978	2,189	-0.26
33	岡山県	23	1,778,869	2,932.35	735	202,696	14,586,569	1,804	0.03
34	広島県	19	2,653,341	1,709.97	1,244	278,058	16,324,655	2,784	0.69
35	山口県	15	1,244,461	1,372.08	759	151,493	9,461,431	1,475	-0.46
36	徳島県	18	659,957	778.97	317	83,784	5,522,721	784	-1.09
37	香川県	1	941,197	973.51	539	111,678	7,260,210	1,184	-0.77
38	愛媛県	29	1,214,069	970.61	424	129,740	9,091,050	1,997	-0.26
39	高知県	16	557,735	447.02	256	68,233	4,164,184	558	-1.29
40	福岡県	50	4,774,200	2,051.44	1,677	446,196	22,263,347	2,078	0.89
41	佐賀県	17	770,357	1,328.22	319	75,061	6,219,704	758	-1.08
42	長崎県	22	1,253,065	1,417.88	696	126,554	10,764,211	2,777	0.20
43	熊本県	29	1,431,703	1,742.57	491	143,760	10,087,406	1,592	-0.38
44	大分県	17	994,600	1,174.97	439	103,911	7,452,920	1,167	-0.78
45	宮崎県	20	1,007,940	1,721.72	425	115,581	9,073,770	1,128	-0.70
46	鹿児島県	35	1,418,232	2,141.58	708	157,182	13,415,725	2,338	0.17
47	沖縄県	26	1,426,808	993.91	612	171,547	7,337,229	447	-1.04
	平均値	27.91	2,581,811	2,506.54	914	278,766	14,356,149	1,551	—

(出典)「令和3年版水道統計〔施設・業務編〕」(公益社団法人日本水道協会)を基に筆者作成

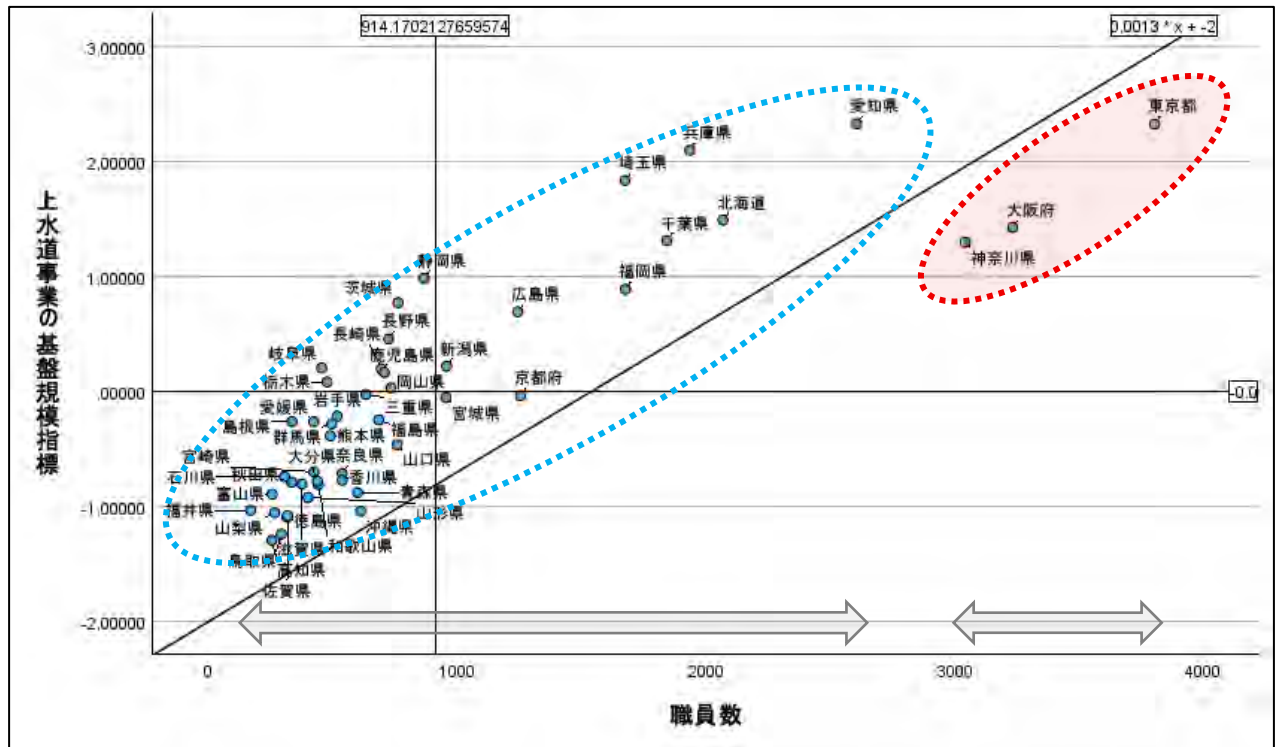


図-1 都道府県別に見た上水道事業の基盤規模指標と職員数の関係

(年間有収水量・配水管延長・ポンプ台数に基づく主成分分析結果)

(出典)「令和3年版水道統計〔施設・業務編〕」(公益社団法人日本水道協会)を基に筆者作成

表-2 都道府県における上水道行政の所管部門別整理 (2025年12月現在)

No	都道府県	知事部局担当部門 (課・室)	部門領域	関連省庁	No	都道府県	知事部局担当部門 (課・室)	部門領域	関連省庁
1	北海道	環境生活部 環境保全局 環境政策課	環境	環境省	25	滋賀県	健康医療福祉部 生活衛生課	衛生	厚生労働省
2	青森県	県土整備部 都市計画課	土木	国土交通省	26	京都府	建設交通部 水道政策課	土木	国土交通省
3	岩手県	環境生活部 県民くらしの安全課	環境	環境省	27	大阪府	健康医療部 生活衛生室 環境衛生課	衛生	厚生労働省
4	宮城県	土木部 都市環境課	土木	国土交通省	28	兵庫県	土木部 上下水道課	土木	国土交通省
5	秋田県	生活環境部 生活衛生課	環境	環境省	29	奈良県	環境森林部 水・大気環境課	環境	環境省
6	山形県	防災くらし安心部 食品安全衛生課	衛生	厚生労働省	30	和歌山県	環境生活部 生活局 生活衛生課	衛生	厚生労働省
7	福島県	保健福祉部 食品生活衛生課	衛生	厚生労働省	31	鳥取県	生活環境部 自然共生社会局 水環境保全課	環境	環境省
8	茨城県	政策企画部 水政課 水道広域化推進室	企画	総務省	32	島根県	健康福祉部 薬事衛生課	衛生	厚生労働省
9	栃木県	県土整備部 上下水道課	土木	国土交通省	33	岡山県	保健医療部 生活衛生課	衛生	厚生労働省
10	群馬県	健康福祉部 食品・生活衛生課	衛生	厚生労働省	34	広島県	健康福祉局 食品生活衛生課	衛生	厚生労働省
11	埼玉県	保健医療部 生活衛生課	衛生	厚生労働省	35	山口県	環境生活部 生活衛生課	衛生	厚生労働省
12	千葉県	総合企画部 水政課 水道事業室	企画	総務省	36	徳島県	生活環境部 安全衛生課	衛生	厚生労働省
13	東京都	保健医療局 健康安全部 環境保健衛生課	衛生	厚生労働省	37	香川県	政策部 水資源対策課	企画	総務省
14	神奈川県	健康医療局 生活衛生部 生活衛生課	衛生	厚生労働省	38	愛媛県	土木部 道路都市局 都市整備課	土木	国土交通省
15	新潟県	福祉保健部 生活衛生課	衛生	厚生労働省	39	高知県	土木部 公園上下水道課	土木	国土交通省
16	富山県	厚生部 生活衛生課	衛生	厚生労働省	40	福岡県	県土整備部 水資源対策課 水道整備室	土木	国土交通省
17	石川県	生活環境部 環境政策課	環境	環境省	41	佐賀県	健康福祉部 生活衛生課	衛生	厚生労働省
18	福井県	健康医療局 医薬食品・衛生課	衛生	厚生労働省	42	長崎県	県民生活環境部 水環境対策課	環境	環境省
19	山梨県	県土整備部 治水課 下水道室	土木	国土交通省	43	熊本県	環境政策部環境局環境保全課	環境	環境省
20	長野県	環境部 水道・生活排水課	環境	環境省	44	大分県	生活環境部 環境保全課	環境	環境省
21	岐阜県	健康福祉部 業務水道課	衛生	厚生労働省	45	宮崎県	福祉保健部 衛生管理課	衛生	厚生労働省
22	静岡県	くらし・環境部 環境局 水資源課	環境	環境省	46	鹿児島県	保健福祉部 生活衛生課	衛生	厚生労働省
23	愛知県	建設局 上下水道課	土木	国土交通省	47	沖縄県	保健医療介護部 業務生活衛生課	衛生	厚生労働省
24	三重県	環境生活部 環境共生局 大気・水環境課	環境	環境省					

(出典) 各都道府県ホームページを基に筆者作成

6. 上水道の基盤強化に向けた補完的関与の射程

本稿は、上水道の基盤強化をめぐる広域化のあり方を対象に、制度的整理、理論的検討、並びに基礎的な数量分析を通じて考察してきた。人口減少や施設の老朽化といった構造的制約が進行する中で、市町村単独による事業運営の限界が顕在化しており、その補完主体として都道府県にいかなる役割が求められるのかが、本稿の中心的な問いであった。

制度面を振り返ると、上水道は市町村を基本主体としつつも、都道府県が広域的な調整や支援を担う余地を内包した制度構造の下で展開してきた。近年の法改正や関係施策においても、広域化の必要性は繰り返し論じられており、都道府県には従来の補完的関与を超えた役割が期待されている。他方で、その関与の具体像は必ずしも十分に体系化されておらず、地域ごとに多様な実践が併存しているのが実情であろう。

こうした状況を理論的に位置付ける枠組みとして、本稿では補完性の原理に着目した。この原理を上水道行政に適用することで、市町村による事業主体性を前提としながらも、広域性や専門性が不可欠な領域において、国や都道府県が果たし得る役割を明示することが可能となる。とりわけ本稿では、補完的関与を理念的議論にとどめることなく、広域自治体単位の基礎条件の差異に着目し、47都道府県の相対的な位置関係を概括的に把握した。

上水道事業の基盤規模指標と人的体制を組み合わせた分析からは、補完的関与が要請される条件は都道府県間で様ではなく、各事業体が都道府県に期待する関与の内容や水準も異なり得ることが示唆される。都道府県では、土木部門ではなく従来の衛生部門を中心とする行政体制がなお半数近くを占め、国土交通省を基軸とする国の上下水道行政の一元化に追随する動態を明確には観察できなかった。

以上の検討から、上水道の基盤強化を、単なる行政規模の拡大や事業・組織の一元化・効率化の問題として捉えることには限界があるという含意が導かれる²⁰。補完性の原理に加え、公営企業としての上水道事業の特性を踏まえれば、都道府県の役割は、市町村の事業運営を直ちに代替するものではない。むしろ、制度設計、技術的支援、人材育成、危機対応能力の補完など、下位主体だけでは担いきれない機能を部分的に引き受ける点にこそ、重要性が認識されるべきである。その意味で、都道府県は「事業体の基盤を支える政策主体」として再定位されることが望ましい。

上水道の基盤強化の成否は、制度設計そのもののみならず、主体間の役割理解や相互補完の実践に大きく左右される。補完性の原理を、上水道の基盤強化を読み解く分析視角として提示した点に、本稿の意義が認められる。もっとも、本稿の分析は基礎的な数量データに依拠した試行的分析にとどまっており、全国的な一般化には一定の留保が適切である。地域特性を踏まえた事例分析や指標の精緻化、さらには都道府県における上下水道行政の組織的あり方に関する検討については、今後の課題としたい。

参考文献

- 1) 秋吉貴雄、伊藤修一郎、北山俊哉：公共政策学の基礎〔第3版〕、有斐閣、2020.
- 2) 宇野二郎・長野基・山崎幹根編著：テキストブック 地方自治の論点、ミネルヴァ書房、2022.
- 3) 宇野二郎：公営企業の論理 大都市水道事業と地方自治、勁草書房、2023.
- 4) 梶原健嗣：近代水道行政の歩み～水道条例と水道法を中心に～、水利科学、第65巻第5号, pp. 1 -30, 2021.
- 5) 「近代水道百年の歩み」編集委員会：近代水道百年の歩み、日本水道新聞社、1987.

²⁰ 例えば、本稿で例示した香川県の事業統合においても、上水道料金の統一までは達成しておらず、残された課題の一つとして捉えられている(水道産業新聞2026年1月1日(6面)[石井晴夫])。

- 6) 熊谷和哉：水道行政の現状と課題—水道の基盤強化と広域連携—、環境技術、第50巻第1号, pp.21-25, 2021.
- 7) 爲我井慎之介：地方自治法と「補完性の原理」—自治体広域連携の観点を含めた検討—、地域政策研究、第25巻第4号, pp.95-110, 2023.
- 8) 爲我井慎之介：「コロナ禍初期の水道料金減免」の政策決定過程—70自治体アンケート調査の知見から—、地域構想、第7号, pp.18-25, 2025.
- 9) 公益社団法人日本水道協会：令和3年版水道統計〔施設・業務編〕、2021.

法的論点からみる「内密出産」

西元加那

大正大学 地域創生学部公共政策学科 専任講師

(要旨) 本稿は、望まない妊娠をした女性が出産に至る場合に、生まれてきた子を遺棄や殺害から保護し、(母)子の健康を保持できる取組みとして、「内密出産」を検討する。女性が一部の特定の者にのみ身元情報を明かしたうえで医療支援のもと出産するという内密出産は、公正証書原本不実記載罪や子の出自を知る権利侵害などの問題が提起されており、法制度を含め何らかの対応が求められていた。それを受けて、2022年に法務省と厚生労働省がガイドラインを発出した。産んだ子を何らかの事情で育てることができないという事態への対策のひとつである「赤ちゃんポスト」と比較しながら、内密出産における法的な論点を明らかにし、課題を検討することを目的とする。

キーワード：赤ちゃんポスト、内密出産、保護責任者遺棄罪、出自を知る権利

1. はじめに

(1) 嬰兒殺・新生児殺¹と背景

何らかの事情で望まない妊娠をした者は、放置して死亡させたり、直接加害して殺したり、生まれてきた子を死なせてしまうことが少なくない。実際の事例としては、たとえば、デリヘル店の客との間で避妊せずに性交渉を繰り返したことによって被害児を妊娠した被告人が、自身の母親にはその旨を告げたが、その後堕胎する旨の嘘をつき、産婦人科の受診等をせず、出産に備えた準備も一切しないまま、周囲に妊娠を知られることなく被害児を出産し、被害児の頭部に対して強度な暴行を複数回加え死亡させた事件²、家族に告げずに自宅の便所で男児を出産した後、被害児を便所の窓から被告人方敷地の地面上に落とし、その後被害児をその隣家とは反対側にある被告人方敷地南東側の地面上に移動させ、被害児を裸のまま地面に放置した事件³、家族等に隠れてデリヘルのアルバイトをしていた被告人が客から性交を強いられ、産科医を受診したところ妊娠しておりすでに中絶はできない旨を告げられ、事実を誰にも告げず隠し続け、その後コンビニエンスストア内のトイレ内で女児を出産した際に、とっさに出産の事実を隠すほかないと考え、蓋付きゴミ箱内側に備え付けられたビニール袋内に同児を入れ、口を固結びにするなどして放置した事件⁴、犯行時18歳であった被告人が、前に中絶したとき父親から次はもうないという感じの目で見られたので親には言えず、妹や当時の交際相手に預かってもらうこともできず、自己が出産した男児の処置に困り同児を殺害した事件⁵などがある。

新生児殺は、加害者のほとんどが実母とされ、25歳以下の若年者が多く、経済的に困窮している、

¹ 生後24時間以内の子ども(0日児)の殺害を新生児殺、それ以外の1歳未満の子どもの殺害を嬰兒殺という。田口寿子「わが国における新生児殺、嬰兒殺の背景と防止対策」産科と婦人科93巻2号(2026)177頁。

² 令和7年11月6日函館地判 LEX/DB 25625022。

³ 令和5年3月3日千葉地判 LEX/DB 25594750。本件男児は警察官に発見されて病院に搬送されたため死亡には至らなかったが、重症低酸素性虚血性脳症等の傷害を負い、生涯にわたり寝たきりで人工呼吸器の装着が必要であると見込まれている。

⁴ 平成24年7月10日千葉地判 LEX/DB 25482432。本件女児は警察官らに発見されて病院へ救急搬送されたため死亡するに至らなかった。裁判所は「幸いにも偶然が重なって……一命を取り留め」たと表現する。

⁵ 平成20年1月8日仙台地判 LEX/DB 28145249。

周囲に妊娠を隠し未受診であるなどの特徴が見られる。また、被害児には婚外子が多い⁶。出産・妊娠の相談をできる者がいない、その事実を隠したいという事情を抱える妊婦が多いことが分かる。

(2) 刑事政策からの検討

生まれた子を殺すことはもちろん⁷、生まれた子を遺棄することも、放置して必要な保護をしないことも、犯罪の構成要件に該当する。前者は、当然殺人罪の問題である。刑法199条は「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の拘禁刑に処する。」と規定しており、生まれてきた子の首を絞める、鼻・口をふさぐ、心臓を包丁で刺す等の作為による場合はもちろん、不作為による場合も殺人の実行行為となる。そして、後者については、子を出産した母親は刑法218条が定める「保護責任者」であると解されるため⁸、保護責任者遺棄罪（同218条前段）もしくは保護責任者不保護罪（同218条後段）が問題となる。

刑法218条は、「老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、3月以上5年以下の拘禁刑に処する。」と規定する。ここでいう「遺棄」とは、学説や判例の積み重ねにより、場所的離隔を生じさせることにより要扶助者を保護のない状態に置くことと解釈され、要扶助者を危険な場所に移転させる「移置」と、要扶助者を危険な場所に放置して立ち去る「置去り」の両方を含む。その一方で、場所的離隔によらずに要扶助者を保護のない状態に置くことを「不保護」とし、これは「生存に必要な保護」をしなかった場合に該当し、遺棄と同様に218条の対象となりうる。

妊娠・出産の事実を隠している女性や、出産後に養育が不可能な現実直面する女性は、追い詰められ、子を捨てたり、死なせたり、殺したりすることが少なくない。そして、そのような行為は、行為形態の如何にかかわらず多くの場合が犯罪となるのは上述の通りであり、時代を問わず社会問題として存在している⁹。このような出来事に対しては、そもそもの望まない妊娠それ自体への対策、倫理や性に関する教育、経済格差の是正など、様々な観点や分野からの問題提起や対応がありうるが、本稿では、段階として妊娠・出産が発生した後に、嬰兒や新生児の生命や身体が危険にさらされないための制度について、その概要や法的論点、その他課題の検討を試みる。

2. 「赤ちゃんポスト」と「内密出産」

(1) 赤ちゃんポストと刑法218条との関係

望まない妊娠の末、出産をした女性が、子を育てることができない状況に絶望し、遺棄罪や遺棄致死罪、殺人罪に着手してしまうことを防ぐために有用な取組みのひとつとして、いわゆる「赤ちゃんポスト」がある。赤ちゃんポストについては、熊本県熊本市の慈恵病院が2007年5月に「このとりのゆりかご」を設置し、話題になった。慈恵病院は、妊娠に悩む女性のために、「赤ちゃんのための電話相談（現在は「SOS 赤ちゃんとお母さんの妊娠相談」）」を実施する等、胎児や子どもの命を守るため

⁶ こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第21次報告（令和7年9月）139頁、146頁等を参照。

⁷ 生まれる前の胎児を死なせることは堕胎罪の成立が問題となり、その法的論点は多岐にわたるが、出生後に焦点を当てる本稿では議論を割愛する。もっとも、構成要件上堕胎罪に該当しても、母体保護法によって正当化される人工妊娠中絶に該当する場合は不処罰となる。

⁸ 保護責任について、判例は、法令、契約、事務管理、慣習、先行行為を含む条理などを根拠に幅広く認めている（最決平成元・12・15刑集43・13・879）。学説上は、名目上の根拠よりもより具体的に生命の支配しうる地位や継続的な保護関係が存在するかどうかの基準などが主張される（西田典之（橋爪隆補訂）『刑法各論（第8版）』弘文堂（2025）28頁）。

⁹ 1970年代にはコインロッカーベイビーなどと呼ばれる社会問題となっていた。当時の風潮は、「母性喪失の時代」と一斉に母親を責め立てるものであった（朝日新聞「母性愛神話に押し込めた 女性の生き方」2024年11月29日23頁）。

の取組みを早くから行っていたが、遺棄されて命を落とす新生児や人工妊娠中絶で失われる命を救いたいとの思いから¹⁰、ドイツの「Babyklappen」を参考に、匿名で子どもを預かる施設として「このとりのゆりかご」を設置した¹¹。「このとりのゆりかご」は、2024年3月末までに179人の預け入れがある。

前章で述べた通り、新生児を「捨てる」行為は場所的離隔を伴う「遺棄」であり、犯罪が成立する。そうすると、赤ちゃんポストに子を預け入れ立ち去る行為はこれに該当しないのかが問題となる。これを検討するためには、遺棄罪の保護法益についての解釈が重要となる。犯罪は、その構成要件の結果に関して、現実の法益侵害を結果とする侵害犯と法益侵害の危険を結果とする危険犯に大きく分類されるが、後者の危険犯がいう結果は「法益侵害発生の客観的な蓋然性ないし可能性」を意味する¹²。そして、日本の遺棄罪について、判例¹³や多数説は抽象的危険犯¹⁴として理解している一方で、具体的危険犯¹⁵とする有力説も唱えられるが、いずれにせよ危険犯であることに異論はない。保護責任者遺棄罪は、同致死傷罪（刑法219条）が存在することからも、「致死」および「致傷」の危険性、すなわち、生命や身体に対する危険から保護するものと解すべきであり、これが通説的理解として受け入れられている¹⁶。危険犯であるのだから、生命・身体への危険を新たに発生させるか、すでに存在する危険を増加させる行為でなければならない。遺棄罪が抽象的危険犯であったとしても、保護が確実に見込まれるならば遺棄罪は成立しないのである¹⁷。すなわち、客体に対する実質的な危険性を有する行為であって初めて「遺棄」に該当すると考えられる。

したがって、遺棄罪の性質を危険犯として理解し、赤ちゃんポストに子を預け入れ立ち去る行為と保護責任者遺棄罪の成否の関係を検討する場合、重要なのはその行為が子の生命・身体に対する危険を生じさせるか否かである。行為によって実際にどのような侵害結果が発生したかではなく、行為によってどのような危険が発生しているかが問題なのであり、遺棄罪を抽象的危険犯と解する立場からは、たとえば、産院のベッドに生まれたばかりの乳児を置き去りにする行為は——人気のない路地裏に置き去りにする場合等と異なり——確実に救助される可能性が高いので遺棄にあたらないということになる¹⁸。したがって、赤ちゃんポストが、親の元にいるのと同程度の安全を子に提供しうるならば¹⁹、そこに子を預け入れる行為は遺棄にあたらないと解することも可能である²⁰。実際、赤ちゃんポストについては、開設時から「預け入れ時」の安全性が確保されていることをもって、刑法上は危険性がなく、預け入れそのものをもって保護責任者遺棄罪には当たらないとして違法性を問わないという認識の下で運営がされている²¹。

しかし、保護責任者遺棄罪は、条文の文言から明らかな通り、遺棄のみでなく「不保護」もその行

¹⁰ 熊本市要保護児童対策地域協議会このとりのゆりかご専門部会『『このとりのゆりかご』第6期検証報告書』3頁。

¹¹ 慈恵医大 HP には、「このとりのゆりかご」の設立にあたりドイツに視察に行った旨やベビークラッペの詳細が記載されている。http://ninshin-sos.jp/yurikago_found/

¹² 山口厚『刑法総論（第4版）』有斐閣（2025）47頁。なお、危険犯全般に関する詳細な理解に資するものとして、同『危険犯の研究』東京大学出版会（2024）を参照されたい。

¹³ 大判大正4年5月21日刑録21輯670頁。本判決は、生命・身体に対する危険犯と解する。

¹⁴ 法が具体的危険の発生を要件とせず、一般的な危険で足りるとされる。現住建造物等放火罪（刑法108条）など。

¹⁵ 法が具体的危険の発生を要件とするもので、建造物等以外放火罪（刑法110条）や往来危険罪（刑法125条）など。

¹⁶ 西田・前掲注（8）28頁。

¹⁷ 佐伯仁志「遺棄罪」法教359号（2010年）96頁。

¹⁸ 只木誠『コンパクト刑法各論（第2版）』新世社（2025）24頁。

¹⁹ 乱暴な言い方をすれば、場合によっては、子を育てる意思や能力のない親の元の方が子の生命・身体に対する危険は高いとみることも可能であろう。

²⁰ 深町晋也『家族と刑法』有斐閣（2021）179頁。

²¹ 熊本市検証報告書・前掲注（10）58頁。もっとも、本報告書は、ゆりかごへの預け入れを前提とした自宅出産等（孤立出産）や長距離移動等による母子の生命の危険性、医療に関する情報の遮断等、憂慮すべき課題についても指摘する。利用実態によっては、保護責任者遺棄罪との関係の再検討も含め、「預け入れ時」の安全性・違法性について法的に整理する必要がある。

為形態として予定する。保護責任者不保護罪は、「その生存に必要な保護をしなかった」と規定される真正不作為犯であるが、場所的離隔を伴わずに実現される。産後間もない新生児に対する「必要な保護」が「適切な（医療上の）措置を講ずること」とであると仮定すれば、たとえば遠方から赤ちゃんポストを訪れる場合は、その移動の間中「不保護」罪が成立する余地を否定できない²²。医療上通常の分娩過程を経していない場合や生まれた子が未熟児等の場合はそのような措置の必要性がなおさら高いのであり、赤ちゃんポストを利用したいと考える親は妊娠・出産の事実を周囲に隠し医療機関にかかっていない者が多いという事情に鑑みると、保護責任者不保護罪の成否に関する解釈は、決して軽視できないであろう。

(2)「内密出産」とは

赤ちゃんポストという取組みに対して、追い詰められた女性が結果として犯罪行為に着手してしまうことを防ぐ意味で、新生児殺等の防止に対する一定の刑事政策的効果が認められるのは確かである。しかし、赤ちゃんポストはいくつかの問題も指摘される²³。とくに、赤ちゃんポストが存在するからこそ、その利用を前提とし、妊娠の事実を隠したまま生活し、出産、事後処置を自ら行い、預け入れに至るという利用状況が認められ、それはむしろ孤立出産を助長することになりかねないという指摘は重要である²⁴。赤ちゃんポストの利用者は、孤立出産が多いとされる²⁵。2020年4月1日から2023年3月31日までの3年間で、「こうのとりのゆりかご」には計15件の子どもの預け入れがあったが、そのうち医療機関での出産は3件で、自宅出産等の孤立出産とされる事例が10件(66.7%)であった²⁶。2026年1月、ある女性が嬰兒の死体遺棄容疑で逮捕された。女性は1月24日の朝に自宅出産し、同25日の朝に慈恵病院にメールで対応を相談したが、週末で職員がおらず、病院から連絡は同26日になった。女性の話から「死産の可能性が高い」と判断した慈恵病院の蓮田健院長が女性を説得して警察に連絡したところ、女性は同27日に逮捕された²⁷。なお、本件乳児は、司法解剖の結果、出産後に死亡し死因は窒息死だったことが判明している。

赤ちゃんポストは、母子が「出産を乗り越えている」²⁸場合にしか利用できない。医療機関にかかってさえいれば救うことができたであろう新生児の生命が、妊婦が誰にも相談できずにいたために失われてしまう事態を防ぐためにも、妊娠中からのサポートが重要である。そこで、望まない妊娠をした女性が、妊娠・出産の段階から医療機関に相談できるような取組みとして、「内密出産」がある。「内密出産 (vertrauliche Geburt)」とは、妊婦が特定の信頼できる者（専門相談員）にのみ身元を明かして医療機関で出産する形態である²⁹。ドイツでは、2013年に立法され2014年5月から施行され、平均して年間100～110件実施されている法制度である³⁰。これは、身元を明かさずに出産して子の身分登

²² 深町・前掲注(20)179頁以下。

²³ ドイツ倫理審議会は、当該制度の中止を勧告している。トビアス・パウアー編「ドイツにおける『赤ちゃんポスト』・『匿名出産』に関する資料集」熊本大学(2014)14頁以下。

²⁴ 山下裕樹「赤ちゃんポストと内密出産」法学セミナー834号(2024)111頁。

²⁵ 孤立出産とは、他人に頼れず、自宅や車中など医療的な補助がない場所で専門家の立会いもなく行われる出産である。

²⁶ 熊本市検証報告書・前掲注(10)18頁以下。

²⁷ 蓮田院長は、「女性に死体を遺棄する意図はなく、捜査は必要だが、逮捕の必要はなかったはずだ」と指摘する。また、同様の事例では不起訴になることも多いとし「報道機関が実名報道すれば影響は大きい」と報道にも疑問を示した(「神戸・乳児遺体遺棄：相談受けた病院、警察対応に抗議 乳児遺体遺棄で」毎日新聞(地方版／兵庫)2026年1月30日15頁)。

²⁸ この表現は、パウアー編「資料集」・前掲注(23)19頁より。

²⁹ 石綿はるみ「内密出産の取扱いに関する通知をめぐって」法学セミナー828号(2024)91頁。

³⁰ 床谷文雄「日本における内密出産制度の展望」法学セミナー819号(2023)54頁。ドイツの法制度については、床谷文雄「ドイツにおける内密出産制度導入の意義と課題(一)、(二・完)」阪大法學68巻1号(2018)1頁以下、6号(2019)1頁以下を参照されたい。

録をすることができるフランスの「匿名出産」³¹とは区別される³²。日本では、慈恵病院が「内密出産」を始め、2021年12月に最初の内密出産が実施されたが³³、1例目の内密出産の実施後、出生した子の出生届と戸籍作成に関する問題が発生した。すなわち、慈恵病院は当初母親の名前を伏せ出生届を市に代理提出する方向で動いていたが、母親欄を空白にして出生届を代理で出した場合、公正証書原本不実記載罪（刑法157条1項）に抵触するかどうかという問題であり、病院はその旨を問う質問状を熊本地方法務局に提出した。これに対して法務局は、代理提出が刑法に抵触するかどうかは捜査機関で収集された証拠に基づき個別に判断されるため回答しかねるという見解を示し、それと同時に、出生届を提出しなくても、「棄児」と同様に³⁴、市区町村長の職権で戸籍の記載ができるとの方法を提示した。それを受けて病院は方針転換し、子の戸籍が市長の権限により作成された³⁵。もっとも、次章で検討するガイドラインにより、この問題は一応の解決を見たと言われるが、これについては後述する。その後も、慈恵病院での内密出産は続き、約4年間で計60例の出産、2025年は約1年間での件数としては過去最多の22例の出産があり、うち1人は最年少の18歳未満であったという³⁶。

慈恵病院のほかにも、東京都墨田区の賛育会病院が2025年3月末から内密出産の導入を表明しており³⁷、また、大阪府泉佐野市も行政として取組む考えを明らかにしている。泉佐野市は、「赤ちゃんいのちのバトン」という名称で赤ちゃんポストの運用を先行して始め³⁸、その後に内密出産に取り組む方向で検討している。同市は、「りんくう総合医療センター」と連携して2026年春以降の設置を計画しており、行政主導での取組みは全国初である。

（3）子の「出自を知る権利」

内密出産に関する重要な指摘として、母親のプライバシー権（出産の秘密保持）と子の出自を知る権利の問題がある。出自を知る権利は、「児童の権利に関する条約」7条1項でも「児童は……できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」と規定されており³⁹、生殖補助医療においては精子又は卵子のドナー（提供者）を知る権利という文脈で長年議論されている⁴⁰。このことは、慈恵病院も受け止めており、検討会を設置している⁴¹。慈恵病院の内密出産はドイツの法制度を参考にした取組みであるが、ドイツではこれについて、「妊娠の葛藤状態の回避及び克服のため

³¹ 匿名出産については、西希代子「母子関係成立に関する一考察——フランスにおける匿名出産を手がかりとして」本郷法政紀要10号（2001）397頁以下。カトリック思想が強く、妊娠すれば生むのが当たり前の価値観を有するフランスでは、身元を明かしたくない女性の匿名出産へのニーズは強かったと考えられ、フランス革命のころから公的に認められてきたといわれる（床谷・前掲注（30）法セ54頁）。

³² フランスの匿名出産と比較しつつドイツの Babyklappen を詳細に検討するものとして、床谷文雄「匿名出産と Babyklappen——生への権利と出自を知る権利——」阪大法學53巻3・4号（2003）173頁以下。また、それ以外の国の取組みについては、アメリカの公的制度を紹介、検討するものとして、吉田一史美「米国の Infant Safe Haven Laws——新生児の生命保護をめぐる政策とその課題——」立命館人間科学研究36号（2017）33頁以下を参照されたい。

³³ 『「内密」希望、先月に出産、熊本・慈恵病院で10代女性』日本経済新聞2022年1月5日39頁。

³⁴ 棄児の戸籍記載については、戸籍法57条を参照。

³⁵ 「熊本市が職権で子の戸籍記載へ、『内密出産』病院と協議」日本経済新聞2022年2月19日9頁、「内密出産：首長が戸籍作成可 内密出産、国指針明記へ」毎日新聞2022年6月1日（地方版／東京）6頁。

³⁶ 「内密出産：慈恵病院、内密出産4年で60例」毎日新聞2025年12月12日（地方版／東京）19頁、「内密出産 1年で最多22人 慈恵病院 最年少18歳未満も」読売新聞2025年12月12日27頁。あわせて、慈恵医大 HP（<https://jikei-hp.or.jp/origin/>）も参照。

³⁷ 賛育会病院の内密出産について、病院 HP に掲載がある（<https://akachanproject.san-ikukai.or.jp/shb/>）。なお、賛育会病院は、「ベビーバスケット」として、生後4週間以内に限定して、赤ちゃんポストも設置している（<https://akachanproject.san-ikukai.or.jp/babybasket/>）。

³⁸ 「泉佐野市：「赤ちゃんポスト」新年度予算1.5億円 泉佐野市、名称も決定」毎日新聞2026年2月19日（地方版／大阪）17頁。

³⁹ 訳文は、外務省 HP「児童の権利に関する条約」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>）による。

⁴⁰ 深町・前掲注（20）182頁。

⁴¹ 詳細は、「緊急下の妊婦から生まれた子どもの出自を知る権利の保障等に関する検討会報告書」（2025）を参照。慈恵病院 HP（<https://jikei-hp.or.jp/origin/>）より閲覧可能。

の法律（以下、妊娠葛藤法）⁴²」に規定がある。妊娠葛藤法31条及び32条によると、子は、満16歳に達すると、連邦家族・市民社会問題庁において出自証明書を閲覧することができる。母は、子に出自を知られたくない事情がなお存在する場合には、子が満15歳に達した日以降、当該事情を相談所に説明し、母の身に及ぶおそれのある危険の防止措置等を協議した上で、子に出自証明書を閲覧させないことができる。子が家庭裁判所に出自証明書の閲覧を申し立てた場合には、家庭裁判所は、母と子の利益とを衡量して閲覧をさせるかどうかを決定する旨が定められている⁴³。

妊娠葛藤法でも調整されている通り、子の出自を知る権利は母親のプライバシー権との衝突が避けられない。前者を保障することは後者を侵害することになるものであり、どうしても秘密裡に出産したいと切羽詰まった状況にある女性にとっては、子の出自を知る権利が保障されればされるほど、内密出産の利用を躊躇することになるだろう。これは、慈恵病院も掲げる内密出産の目的——「自らの妊娠や出産を周囲に知られたくないと強く願う女性に対して、匿名性を保証することにより赤ちゃんの命や健康を確保しようとする」——に反することになる。

対立する権利の調整という問題を抱えることで、公的な制度として構築する困難性が自覚される。ドイツやフランスとは異なり日本では法制化には至っておらず、熊本市を含む政令指定都市でつくられる指定都市市長会は、国に対し、内密出産の法整備も含めた検討・協議の場の設置などを要求してきた⁴⁴。そのような状況下で、内密出産の実施にかかる「通知」が、2022年に行政より発出された。これが、いわゆる「内密出産ガイドライン」である。

3. 「内密出産」の課題

（1）ガイドラインの概要

「内密出産ガイドライン」は、正式名称を「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて」（以下、「ガイドライン」というときはこれを指すものとする。）とする通知であり、2022年9月に法務省と厚生労働省が連名で発出したものである⁴⁵。まず、本ガイドラインにおいては、「何らかの事情により、妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにしての出産を望み、医療機関等の説得にも応じないため、そのような出産を医療機関が受け入れる場合」を「内密出産」とし、「妊婦」は「何らかの事情により、その身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産することを希望する妊婦」とする。

ガイドラインによれば、内密出産の流れは以下の通りである。①妊婦から医療機関への相談がなされ、②受入医療機関が当該妊婦に対し、子どもの出自を知る権利の重要性や出産前後に得られる支援等を説明し、身元情報を明らかにした上での出産について説得を行う。このような説明、説得にもかかわらず③妊婦が身元情報を明らかにすることに同意しない場合、受入医療機関における仮名等での診療録等が作成され、④出産が行われる。出産後、改めて⑤受入医療機関から母親に対して、身元情報を明らかにした上での出生届提出を催告するが、それでもなお⑥母親が出生届を提出する意向がな

⁴² Gesetz zur Vermeidung und Bewältigung von Schwangerschaftskonflikten (Schwangerschaftskonfliktgesetz – SchKG) vom 27. Juli 1992 (BGBl. I S.1398).

⁴³ 渡辺富久子「ドイツにおける秘密出産の制度化—匿名出産及び赤ちゃんポストの経験を踏まえて—」外国の立法260号（2014）70頁。

⁴⁴ 「内密出産法整備 国に検討再要請 指定都市市長会＝熊本」読売新聞2021年5月25日（地方版／熊本）23頁。

⁴⁵ 「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて」（令和4年9月30日（法務省民一第2000号医政発0930第1号子発0930第1号）法務局長、地方法務局長、各都道府県・市（区）町村 民生主管部（局）長、児童福祉主管部（局）長、衛生主管部（局）長あて法務省民事局長、厚生労働省医政局長、厚生労働省子ども家庭局長通知）。https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/235ef4d7-3bfe-4a5c-9449-b302c425f988/97f4b9af/20230814_policies_shakaiteki-yougo_tuuchi_104.pdf

いことが確認された場合、受入医療機関から当該医療機関の所在地を管轄する児童相談所に対し、要保護児童の通告を行う。⑦通告を受けた児童相談所は、管轄の市区町村に戸籍作成に必要な情報を提供し、これを受けて⑧市区町村長による戸籍作成が行われる（以上、図-1参照）。

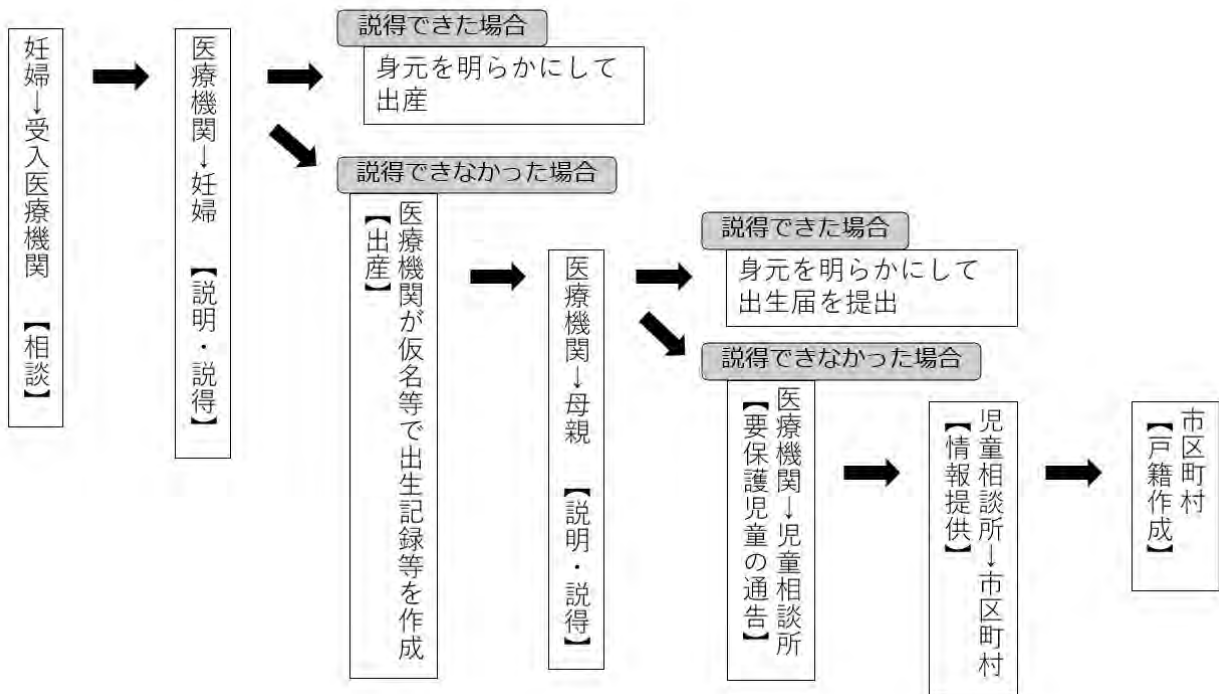


図-1 内密出産の流れ（内密出産ガイドラインより著者作成）

なお、出産が差し迫っている等の理由により①～③の流れを経ずに医療機関で出産した母親が、出産後に身元情報を当該医療機関の一部の者のみに明らかにすることを望む場合には、まず②の説得を行い、それでも妊婦がその身元情報を明らかにすることに同意しない場合には、③に従い、仮名等での診療録等を作成した上で、⑥以降の手続きを行う必要がある。

ガイドラインは、「本来的には、子どもの出自を知る権利の重要性や出産前後に母子が得られる支援の観点から、妊婦がその身元情報を明らかにして出産することが大原則」と述べ、妊婦が身元情報を明かさない出産を推奨するものではない旨を明示する。

（2）受入医療機関の負担

本ガイドラインによって、前述した出生届と戸籍編製の問題が一応の解決を見たことは重要である。これは職権記載⁴⁶という変則的なやり方であり、棄児の取扱いに準じて行われる（棄児として扱われるわけではない）。出生地や出生日、性別など、子の戸籍を作成するのに必要な情報は受入医療機関から児童相談所に提供され、父母欄を空欄とし、市区町村長が子の本籍及び氏名を定め、戸籍を作成する⁴⁷。受入医療機関は、この他にも、都道府県への事前の情報提供、妊婦の身元情報の管理、それにかかる規定の明文化、診療録の作成、妊婦への説得などに加え、母に対する利用可能な施設・サービス等に関する情報提供や、母が希望した場合は市区町村からのソーシャルワーカー等の派遣依

⁴⁶ 戸籍法44条3項に基づく。

⁴⁷ これについて、床谷・前掲注(30)56頁は、母が子の名について希望を言えるようにすべきという観点から、出生届による単独での戸籍編製を可能とすべきと指摘する。

頼、母及びその子どもに対する支援に関する児童相談所との連携等を求められる。

前述の「子の出自を知る権利」についても、ガイドラインはその確保を重視しており、母親に対して、その権利の重要性や出産前後に母子が得られる支援の観点等について説明を行い、子どもへの身元情報の開示の意義を伝えるよう求めている。妊婦の身元情報に関してその管理や取扱い等を定めた規程ならびに子が開示請求を行った場合の開示の方法を、明文で作成することを定める。子が将来出自を知りたいと考えたときに出自を知るための手続がとれるよう関係機関に適切な措置を要求するが、出自を知る権利を保障するためには、母親の身元情報を相当長期間保存することが必須である。少なくとも、子が生きている限りこの権利の主張・実現が可能でなければならないとすると、一医療機関が負う責任としては過重に思える⁴⁸。

このように、受入医療機関に求められる業務や情報管理の負担が大きいことは明らかであるが、いざというときに法的な責任問題に発展した場合は、その具体的内容や管理方法、例外事例に関する規定がないことが懸念事項となる。たとえば、母の身元情報につき、どのような事項をいつ誰がどのように入手し、どのように管理・保管するのか、原則として匿名扱いとする身元情報を例外的に他者等に開示・利用するのはどのような場合か、これにつき本人が同意しなかった場合はいかなる対応をとることになるのか等である⁴⁹。また、妊婦の受診・出産にかかる費用についての記載がないことも問題であろう⁵⁰。しかし、すでに述べた通り、原則として内密出産を推奨しないという立場が本ガイドラインの基本スタンスであることに鑑みれば、受入医療機関の負担を大きくすることで、そもそも本ガイドラインが受入医療機関の増加を目的としていないと解することも可能だろう。

(3) 分娩に際して発生する危険への対応

出産・分娩というのは、あらゆる医療的措置の場面の中でも、正常な状態から異常な状態に容易に急変しうるもののひとつである。ガイドラインでは、死産であった場合については、以下の通り記載がある。すなわち、やむを得ない事情により母が死産に関する届出を提出することができないことが確認された際には、当該届出は死産に立ち会った医療関係者が行い、当該届出に必要な母の身元情報については、当該医療機関内で管理している母の身元情報を元に記載するが、母が当該届出において明らかにすることに同意しない情報は記載しなくても差し支えないとする⁵¹。

また、当該妊婦に生命の危険が生じた場合など当該医療機関では対応できない場合は、他の医療機関に転院を行うことが想定されることから、事前に、転院先となりうる医療機関に情報共有を行うとともに、身元情報についての取扱いについて取り決めを行うよう求める⁵²。これについては、「当該妊婦に生命の危険が生じた場合など」と付加されてはいるものの、「当該医療機関では対応できない場合は」という表現から、妊婦や胎児ないしは新生児すべてに適用されると解釈することもできるだろう。

明白に問題が残るのは、妊産婦が死亡した場合である。ガイドラインは「出産前後で当該妊婦に生命の危険が生じた場合には、医師等の判断で、当該医療機関内で管理する妊婦の身元情報を元に、妊婦の親族に連絡する等、妊婦及びその子どもの最善の利益の観点から、必要な措置を講じる可能性が

⁴⁸ この点につき、一般的な診療録の保存期間が5年と定められていることと比較して同旨の主張をするものとして、和泉澤千恵「わが国における『内密出産』の実施とガイドライン」年報医事法学38号(2023)258頁。

⁴⁹ 和泉澤千恵「いわゆる『内密出産ガイドライン』について」甲斐克則編『医事法研究第7号』(2023)56頁。

⁵⁰ もっとも、慈恵病院の蓮田院長は、内密出産をする女性は経済的に苦しいことが多く、経費は病院が負担すべき考えを示し、原則として経費を徴収する方針の賛育会病院に対し、赤ちゃんの遺棄や殺人につながると指摘する(病院長ブログ(<http://ninshin-sos.jp/column/>)2025年9月9日の記事「衝撃を受けた賛育会病院の事例」参照)。

⁵¹ これらは、死産の届出に関する規程(昭和21年厚生省令第42号)第4条および第7条に基づくとする。

⁵² さらに、転院が行われる場合は、受入医療機関の職員が付き添う等、受入医療機関と転院先医療機関が連携し対応出来る体制を整えるよう求める。

あること」について、妊婦から同意を得るよう定める。内密出産を希望した本人が分娩中に死亡した場合、死後に自身の妊娠の事実を知られたくなかった者に当該事実を知られることがありうる⁵³。これによって、内密出産を諦め、堕胎を試みたり新生児の遺棄や殺害を選択したりせざるを得ない女性があられることは本意ではないだろう。

ガイドラインは、基本的に、正常な過程をたどり母子の生命健康に問題がない分娩を前提に、各対応を示している。内密出産は、赤ちゃんポストと異なり、「出産を乗り越えた」母子のみを対象とせず、妊娠の段階から適切な検診や医療処置を受けられる点にメリットがある。新生児の生命健康のためにも、分娩時の急変等にも対応できるような繊細な検討が期待される。

4. おわりに

敬虔なキリスト教思想などが根付いているわけではない日本では、妊娠をしたらどのような事情の下でも例外なく必ず出産しなければならないと考える人は少ない⁵⁴。その意味では、そのような価値観を有する諸外国に比して、女性が身元情報を隠して、あるいは一部の者にのみ伝えた状態で行う出産への需要に差はあると考えられる。しかし、だからといって「望まない妊娠」、「望まれない妊娠」⁵⁵による胎児の生命を保護する必要はないという結論に至るわけでは決してない。慈恵病院が、妊娠の事実を隠し通さなければいけない女性にとって「最後のとりで」でありたいと掲げるように、赤ちゃんの命を大事にし、守ろうとするという目的に寄与するという意味では、赤ちゃんポストはもとより、内密出産も極めて有意義な取組みであろう。

その一方で、内密出産ガイドラインに基本的スタンスとして示される通り、本来的には、子の出自を知る権利の重要性や出産前後に母子が得られる支援の観点からすると、妊婦がその身元情報を明らかにして出産することが大原則である。行政によるサポートなどの公的支援は、匿名では受けられない。内密出産に関しては、法制化を望む声もある一方で、ガイドラインレベルでとどめていること自体が、「望まない妊娠をしたら内密出産をすればいい」というような誤ったメッセージが広がることのないようにという行政の答えとも受け取れる⁵⁶。望まれる体制は何かをしっかりと考える必要があり、とくに日本における法制化にあたっては、母子関係が自明であることを前提とした「分娩者＝母」という民法のルールとの整合性など、私法上の論点も避けられない⁵⁷。

生命は何よりも重要な法益であり、生まれてきた子の保護は最も優先されねばならない。赤ちゃんポストや内密出産は、嬰兒殺や新生児殺を防ぐ最終手段として意義を有するものであり、最終手段であるべき取組みだろう。本稿は、妊娠・出産の段階に焦点をあて、赤ちゃんポストや内密出産について検討したものであるが、望まない妊娠の防止や、養子縁組の普及など、その前後の段階を含め、刑事政策以外の観点からの取組みと併せて、子の福祉や権利を最大限尊重できるような横断的・総合的考察が求められる。

⁵³ このことが死亡届提出までの手続きに及ぼす影響や、胎児が生きて生まれた場合には母の身元情報先から連絡の取れた親族等が保護者となる可能性の有無などを指摘するものとして、和泉澤・前掲注(49)54頁以下。

⁵⁴ 堕胎行為は刑法212条以下で犯罪とされているが、実際には母体保護法によって正当化される場合がほとんどである。

⁵⁵ 根岸弓「新生児殺研究は新生児殺をどのように構成してきたか」現代福祉研究22巻(2022)75頁以下(とくに82頁以下)は、「望まない」妊娠は、実際は周囲が望まない「望まれない妊娠」である側面があることを指摘し、母親だけでなくパートナーや両親など周囲の問題もあるとする。

⁵⁶ 山下・前掲注(24)113頁。

⁵⁷ 母子関係や親権の行使など、家族法に関する論点は、石綿・前掲注(29)89頁以下が詳しい。もっとも、ドイツにおいても同様に分娩者が子の母とされる(ドイツ民法1591条)ため、内密出産で生まれた子は、多くの場合官庁後見人がつく。

回答者の出生コホート別にみる地方への移住志向 —内閣府による世論調査の分析から—

畑山直子

大正大学 人間学部人間科学科 専任講師

(要旨) 本研究では、内閣府による3つの世論調査を用いて、8つの出生コホート別に地方への移住志向の傾向を分析した。その結果、2つの若年コホート(「1996-2001年出生コホート」、「1986-1991年出生コホート」)の20歳代の男性が、特に移住願望が高いことが示された。その一方で、「1976-1981年出生コホート」は、20歳代(2005年調査)、30歳代(2014年調査)、40歳代(2021年調査)のすべての年齢層で、移住願望が同水準で高く維持された。この傾向には、1990年代以降の労働市場の変化をダイレクトに経験したことが関連していると考えることができ、出生コホート別の移住願望の分析は、地方移住研究をライフコース研究として発展させることにつながる。

キーワード: 地方移住、出生コホート、都市住民、公的ライフコース

1. はじめに

近年、大都市から地方への移住に大きな関心と期待が寄せられている。都市住民にとって地方へ移住することは、大都市での働き方や暮らし方とは異なる、新たな生き方の可能性を開くものである。また、移住者を受け入れる地方にとっては、人口減少と過疎化が進行するなかで、地域外からの住民の獲得や地域の新たな活性化に期待をかけることができる。

このような大都市から地方への移住に向けられるポジティブなまなざしの背景には、地方移住をめぐる2つの大きな変化があると考えられる。

第一に、2014年12月に内閣府が開始した地方創生事業の展開である。事業の開始には、日本の総人口の減少による「市町村消滅」への危機感があったといえるが、移住相談窓口の設置や仕事・暮らしに関わる多様な制度の導入は、社会的に移住をバックアップするという雰囲気を作り出したといえる。これは、1970年代以降に注目されたかつての「田舎暮らし」が、社会運動や高度経済成長期以後の都市生活に対する抵抗と結びつけられて理解されたこととは対照的である。

第二に、移住者の中心が若年層になってきたという点である。東京都内にある特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター(2025年7月1日より公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構)における移住相談者の年代別推移をみると、2008年までは50代以上が全体の約7割を占めていたことに対し、2017年頃から10代~40代が全体の7割以上を占めるようになった(澤2025: 27-28)。また、塚崎裕子は、2017年と2020年に行った地方移住に関するオンライン調査から、地方移住に対する関心の変化を明らかにしているが、20代から40代の調査対象者¹について、「定年後といったセカンドキャリアの時期ではなく、今から数年のうちに地方移住したいという望みを持つ人がコロナ禍前から顕著に増えた」ことを指摘している(塚崎 2022: 19)。

以上のように、政府や自治体による移住関連の政策・制度の展開と、若年層の地方移住への関心の

¹ 塚崎(2022)が分析に用いた2つの調査のうち、2017年に実施した調査は東京、大阪、愛知に居住する30代~50代が調査対象になっていることから、分析には50代を除く30代~40代のデータを用いている(塚崎 2022: 14)。

高まりは、同時並行で進んできたようにみえる。ではなぜ、都市に居住する20歳代から40歳代といった比較的若い世代の人びとが、地方移住への関心を高めているのだろうか。また、「比較的若い世代」と一口にいても、20歳代と40歳代では移住に至る背景や経緯は異なると考えられるため、それぞれの年齢層による移住志向には何か特徴があるのだろうか。本研究では、地方移住に対する関心について、都市住民の出生コーホート別に特徴を掴むことで、現代の地方移住が比較的若い世代に志向されるようになっている傾向を分析する。

2. 地方移住をめぐる先行研究——移住の動機研究からライフコース研究へ

2010年代以降の地方移住をめぐっては、地方創生事業の展開とともに、移住政策や移住者の支援制度の分析が活発に行われている。しかし、それらの諸研究が展開する以前から、長らく焦点が当てられてきたのは、「移住の動機」についてである。

地域移動のオーソドックスな分析は、移動を後押しする何らかの要因（プッシュ要因）と、移住者を誘引する何らかの要因（プル要因）があると考え、さらにそのどちらが強く働くのか、という点に関心を寄せてきた。地方移住をめぐる先行研究においても、「なぜ彼らは都市から農村へ移住をしたのか」という大きな問いのもとで、移住者の移住の動機や背景を探ろうとしてきたといえる。それらの先駆的な研究は、1990年代以降にIターン研究として、菅康弘（1999；2007）や秋津元輝（2002；2003）によって展開した。

2000年代以降も、量的調査および質的調査のどちらの方法においても、「移住の決め手になったものは何だったのか」という諸個人の動機に対する強い関心がみられる。しかし、秋津は「動機の特定の難しさ」が移住の動機をめぐる研究の一つの特徴であると述べ、Iターン研究を「ポストモダン時代の人生研究」として捉えることの意味に言及していた（秋津 2003：162）。これは、Iターンの分析を、「移住という局面」の分析から、「移住者のライフコース」の分析にまで拡張するという重要な視点である。実際、その後のIターン研究や地方移住研究は、菅や秋津の諸研究に大きな影響を受けながら、より長いスパンで移住者を捉えるようになっていく。例えば、土居洋平は「Iターンを人生の終焉まで視野に入れた長期的なプロセス」として捉えている（土居 2020：208）。また、スザンネ・クリーンは、日本の若者が田園地域（地方）へ移住することは、「従来のライフコースから外れる」ことであると述べており（Kline 2015：103）、移住による新たなライフスタイルの確立に着目している。

以上のように、Iターン研究から接続される地方移住の研究は、移住の動機の分析にとどまらず、現代日本におけるライフコースの分析へと発展させることが重要である（畑山 2020）。この主張は、次のような指摘からも補強することができる。

例えば、福島万紀は、「向村離都の動きは、1990年代前半のバブル崩壊、2008年のリーマンショック、2011年の東日本大震災など、都市での社会経済基盤が不安定化するたびに活性化」し、2020年からの新型コロナウイルスの感染拡大によって、「新たな社会経済や生活様式の在り方をどこに求めていくか」が再び問われようとしていると述べる（福島 2022：26）。また、ふるさと回帰センターの副事務局長だった嵩和雄は、若年層の移住相談は2008年のリーマンショックを契機に増えたが、『『東京にいても仕事がないから』『田舎で農業すれば、食うことに困らないのではないかな？』という、どちらかというと消極的な理由での移住相談が多かった』と指摘している（嵩 2019：49-50）。すなわち、諸個人が地方移住に対して関心を向けたり、実際に移住を選択したりする経緯には、さまざまな社会変動や社会構造の再編といった経験が複雑に絡み合っているのである。本研究では、地方移住に対する関心について、都市住民の出生コーホート別に傾向を掴むことを目的としているが、それぞれのコーホートが共通して経験したと考えられる出来事を意識しながら分析を進めたい。

3. 方法とデータ

(1) 公的調査の出生コーホート別の分析

本研究では、都市住民の地方移住に対する関心を、出生コーホート別に分析するために、内閣府による3つの世論調査を用いる。平成17年（2005年）11月に実施された「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」、平成26年（2014年）6月の「農山漁村に関する世論調査」、そして、令和3年（2021年）6月の「農山漁村に関する世論調査」である（以下の表－1を参照）。各調査の調査項目は若干異なっているが、調査対象者に「都市地域」（「どちらかという都市地域」を含む）または「農山漁村地域」（「どちらかという農山漁村地域」を含む）のどちらに居住しているかを尋ねたあと、都市地域居住者に「農山漁村への定住願望（移住願望）」や「農山漁村地域への定住願望を実現するために必要なこと」を尋ねている点では共通している。

各調査の個票データを入手することはできないが、各質問項目について男女別や年齢階級別の集計表が公開されており、3時点の調査結果を Excel 上で集計し直すことで、出生コーホート別の移住志向とその変化を捉えることが可能になる。なお、2021年の調査のみ、調査方法が郵送法（郵送配布、郵送またはオンライン回収）である点には注意が必要である（内閣府大臣官房政府広報室 2021）。

表－1 内閣府による3つの世論調査の概要

	「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」 平成17年（2005年）11月	「農山漁村に関する世論調査」 平成26年（2014年）6月	「農山漁村に関する世論調査」 令和3年（2021年）6月
調査目的	都市と農山漁村の共生・対流に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。	農山漁村に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。	農山漁村に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
調査項目	(1) 都市と農山漁村の交流について (2) 農山漁村への滞在・二地域居住・定住について (3) 休暇の取得について (4) 学校での体験学習について (5) 企業の社会貢献について	(1) 農村について (2) 都市と農山漁村の交流、農山漁村への滞在等 (3) 農山漁村への定住等に関する居住地域別の意識 (4) 中山間地域について	(1) 農村地域について (2) 都市地域と農山漁村地域の交流、農山漁村地域への滞在などについて (3) 農山漁村地域への移住について
関係省庁	農林水産省	農林水産省	農林水産省
調査対象	(1) 母集団 全国20歳以上の者 (2) 標本数 3,000人 (3) 抽出方法 層化2段無作為抽出法	(1) 母集団 全国20歳以上の日本国籍を有する者 (2) 標本数 3,000人 (3) 抽出方法 層化2段無作為抽出法	(1) 母集団 全国18歳以上の日本国籍を有する者 (2) 標本数 3,000人 (3) 抽出方法 層化2段無作為抽出法
調査時期	平成17年11月24日～12月4日	平成26年6月12日～6月22日	令和3年6月24日～8月1日
調査方法	調査員による個別面接聴取法	調査員による個別面接聴取法	郵送法（郵送配布、郵送又はオンライン（インターネット回答）回収）
調査実施委託機関	一般社団法人 中央調査社	一般社団法人 新情報センター	一般社団法人 中央調査社
回収結果	(1) 有効回収数（率） 1,746人（58.2%） (2) 調査不能数（率） 1,254人（41.8%） ～不能内訳～ 転居 71 長期不在 38 一時不在 457 住所不明 61 拒否 586 その他（病気など） 41	(1) 有効回収数（率） 1,880人（62.7%） (2) 調査不能数（率） 1,120人（37.3%） ～不能内訳～ 転居 113 長期不在 78 一時不在 371 住所不明 30 拒否 464 被災 0 その他（病気など） 64	(1) 有効回収数（率） 1,655人（55.2%） （うち郵送 1,160人、インターネット 495人） (2) 調査不能数（率） 1,345人（44.8%） ～不能内訳～ 宛先不明による返送 15 未返送 1,230 白票 7 代理回答・記入不備 70 期間外 3 被災 0 その他（病気など） 20

出所：内閣府（2006）、内閣府（2014）、内閣府（2021）をもとに筆者作成

(2) 本研究における出生コーホートの区分

本研究で分析対象とする内閣府の世論調査については、すでに小田切徳美が考察を行っている（小田切 2016）。小田切は、2005年調査（都市地域居住者 N=975）と2014調査（都市地域居住者 N=1,147）の結果について比較を行い、2005年から2014年では、男女ともに「農山漁村への定住願望がある」という回答の比率が上昇していることを指摘した。特に、男性では20歳代から40歳代、女性では30歳代

から40歳代の増加幅が大きく、「やや推測を交えて言えば、〈男性の20歳代の単身層〉と〈男女の30歳代・40歳代のファミリー層〉という異なる二つのグループで、農山漁村への定住願望が同時に高まっているのではないだろうか」とまとめている（同上 2016：13-14）。さらに、2005年調査と2014年調査の間隔が9年間であることから、2005年調査の20歳代は2014年調査の時点ではほぼ30歳代になっており、この20歳代から30歳代にわたる変化は、男女いずれも増加しているという（同上 2016：14）。この変化は、「20歳代の若い頃にもった農山漁村への移住願望は維持され、さらに家族をもった30歳代でその思いが強まるというライフステージ上のプロセスがみられる」と述べている（同上 2016：14）。

以上のように、小田切の考察では、2014年時点の20歳代から40歳代の定住願望が高いことと、その願望は若い頃から維持され、さらにライフステージの変化に応じてその願望が強まっていることが指摘されている。本研究も、この小田切の考察を踏襲するが、新たに2021年の調査データ（都市地域居住者 N=1,019）を付け加えることで、3時点の変化を捉えたい。特に、この変化を正確に捉えるために、各調査の年齢区分を出生コーホートに置き換えて捉え直す。その方法は以下のとおりである。

まず、各調査時の年齢区分（「20～24歳」から「70歳以上」までの11区分²）の回答を、それぞれ10歳階級に置き換え、出生年を割り出した。例えば、2005年調査の「20～29歳」は1976年から1985年生まれである。そして、2014年調査の「30～39歳」は1975年から1984年生まれ、2021年調査の「40～49歳」は1972年から1981年生まれである。各調査が等間隔に実施されたわけでないため、年齢区分と出生年の対応は微妙に異なっている。そこで、本研究では便宜的に、3時点の出生年がすべて重なり合う期間を本研究における出生コーホートとした。各調査時の年齢区分と出生コーホートの区分の対応は、以下表-2のとおりである。本研究では、8つの出生コーホートを設定できる。

表-2 調査時年齢と出生コーホートの対応

	調査時年齢区分	年齢区分と出生年の対応	出生コーホート		都市地域居住者		
					N	男性	女性
①	2021年調査 20～29歳	1992-2001年出生	1996年-2001年 出生コーホート	20歳代	93	40	53
②	2014年調査 20～29歳	1985-1994年出生	1986年-1991年 出生コーホート	20歳代	75	38	37
	2021年調査 30～39歳	1982-1991年出生		30歳代	136	61	75
③	2005年調査 20～29歳	1976-1985年出生	1976年-1981 出生コーホート	20歳代	99	52	47
	2014年調査 30～39歳	1975-1984年出生		30歳代	153	66	87
	2021年調査 40～49歳	1972-1981年出生		40歳代	197	91	106
④	2005年調査 30～39歳	1966-1975年出生	1966年-1971年 出生コーホート	30歳代	159	70	89
	2014年調査 40～49歳	1965-1974年出生		40歳代	214	105	109
	2021年調査 50～59歳	1962-1971年出生		50歳代	174	80	94
⑤	2005年調査 40～49歳	1956-1965年出生	1956年-1961年 出生コーホート	40歳代	138	60	78
	2014年調査 50～59歳	1955-1964年出生		50歳代	206	91	115
	2021年調査 60～69歳	1952-1961年出生		60歳代	154	72	82
⑥	2005年調査 50～59歳	1946-1955年出生	1946年-1951年 出生コーホート	50歳代	200	89	111
	2014年調査 60～69歳	1945-1954年出生		60歳代	246	135	111
	2021年調査 70歳以上	1942-1951年出生		70歳以上	265	114	151
⑦	2005年調査 60～69歳	1936-1945年出生	1936年-1941年 出生コーホート	60歳代	215	112	103
	2014年調査 70歳以上	1935-1944年出生		70歳以上	253	120	133
⑧	2005年調査 70歳以上	1935年以前出生	1935年以前 出生コーホート	70歳以上	164	69	95

出所：内閣府（2006）、内閣府（2014）、内閣府（2021）をもとに筆者作成

² 2021年調査のみ、11区分に加えて「18～19歳」、「75～79歳」、「80歳以上」の選択肢がある。そのため、「18～19歳」は分析から除外し、「70～74歳」、「75～79歳」、「80歳以上」の3区分をすべて「70歳以上」とした。

4. 内閣府による3つの世論調査の分析

(1) 出生コーホート別にみた都市から農山漁村への移住願望の傾向

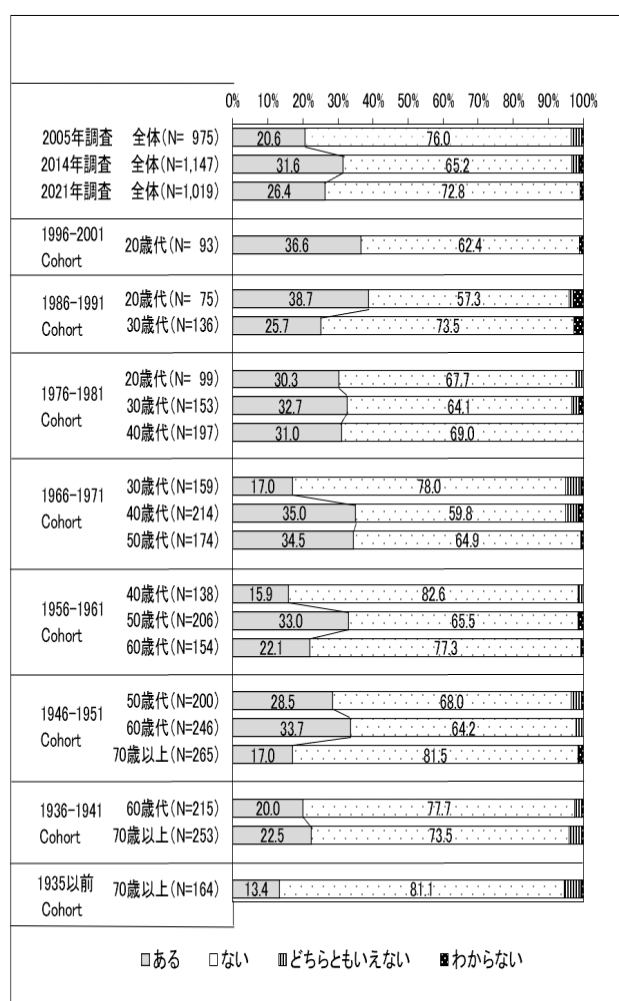
まず、「都市から農山漁村への定住／移住願望」について、出生コーホート別の傾向をみていきたい（図－1）。調査対象者の現在の居住地域が「都市地域」（「どちらか」というと都市地域）を含む）と回答した者に対して、「都市から農山漁村への定住／移住願望の有無」を尋ねている（以下、移住願望と統一する）³。「ある」および「どちらか」とある」と回答した割合を合計すると、2005年は21%、2014年は32%、2021年は27%であった。

この移住願望について、8つの出生コーホート別に詳細をみよう。ここでは、大きく3つの特徴を見出すことができる。第一に、2つの若年コーホート（「1996-2001年出生コーホート」、「1986-1991年出生コーホート」）は、それぞれ20歳代の移住願望が高いことである。「1996-2001年出生コーホート」は37%、「1986-1991年出生コーホート」は39%であり、他の出生コーホートとは異なる特徴であるといえるだろう。

ただし、「1986-1991年出生コーホート」の30歳代（2021年調査）は26%であり、20歳代のときから13ポイントも減少している。この減少は、何に起因しているのだろうか。可能性として考えられるポイントを、次節以降で検討する。

第二に、2つの若年コーホートの次に若い「1976-1981年出生コーホート」は、20歳代（2005年調査）、30歳代（2014年調査）、40歳代（2021年調査）のすべての年齢層で、移住願望が「ある」と答えた割合が30%を越えていることである。この特徴は、他の出生コーホートにはみられない、特筆すべき点であるといえるだろう。年齢が上がっても、移住願望がほとんど増減せず、同水準を保ち続けている。この点は、この出生コーホートの特性として理解する必要がある。

第三に、「1946-1951年出生コーホート」は、60歳代まで高い移住願望を維持していたという点である。このコーホートは、団塊の世代を含むコーホートであり、1970年代の田舎暮らしを牽引した世代と重なり合う。そのため、農山漁村への関心を、強く、長く持ち続けてきたコーホートとして理解できるのではないだろうか。とはいえ、70歳以上では17%と大幅に減少しており、年齢効果として解釈できる。



図－1 出生コーホート別にみた都市から農山漁村地域への定住・移住願望の推移
出所：内閣府（2006）、内閣府（2014）、内閣府（2021）
をもとに筆者作成

³ 3つの世論調査のうち、2005年調査と2014年調査は、「あなたは、都市から農山漁村に定住してみたいという願望がありますか」というワーディングで質問し、回答の選択肢が6つある（「ある」、「どちらか」とある、「どちらか」とない、「ない」、「どちらともいえない」、「わからない」）。一方で、2021年調査は、「農山漁村地域に移住してみたいという願望がありますか」と質問し、移住に「生活の拠点を移す定住」と「二地域居住」の両方を含めている。また、回答の選択肢に「どちらともいえない」がない。そのため、2021年調査は、前者の2つの調査とは異なる点があることを踏まえてデータを読む必要がある。

ここまで、図-1を参照しながら、8つの出生コーホート別の移住願望について、その特徴をみてきた。ここで明らかになったことは、本研究の冒頭でも述べたとおり、やはり近年は比較的若い世代による地方移住への関心が顕著に高いということである。この出生コーホート別の傾向は、男女別のデータをみることでよりクリアになる。

図-2は、先ほどの「都市から農山漁村への定住／移住願望の有無」について「ある」と回答した割合のみを、出生コーホート別に整理し直したものである。20歳代の高さが際立っていた「1996-2001年出生コーホート」と「1986-1991年出生コーホート」の男性をみると、それぞれ20歳代は47%を越えていたのである。この2つのコーホートについて、20歳代の男性の過半数近くが移住願望を有しているという事実は、先に小田切が指摘していた〈男性の20歳代の単身層〉という考察とも重なり合うといえる。

一方で、女性の移住願望は、男性と比較して総じて低く、「1996-2001年出生コーホート」と「1986-1991年出生コーホート」の移住願望が突出して高くなっているわけではない。しかし、逆にこのことが示しているのは、女性はこの出生コーホートにおいても、一定の割合で移住願望があり、出生コーホートによる移住願望の変動が小さいということである。

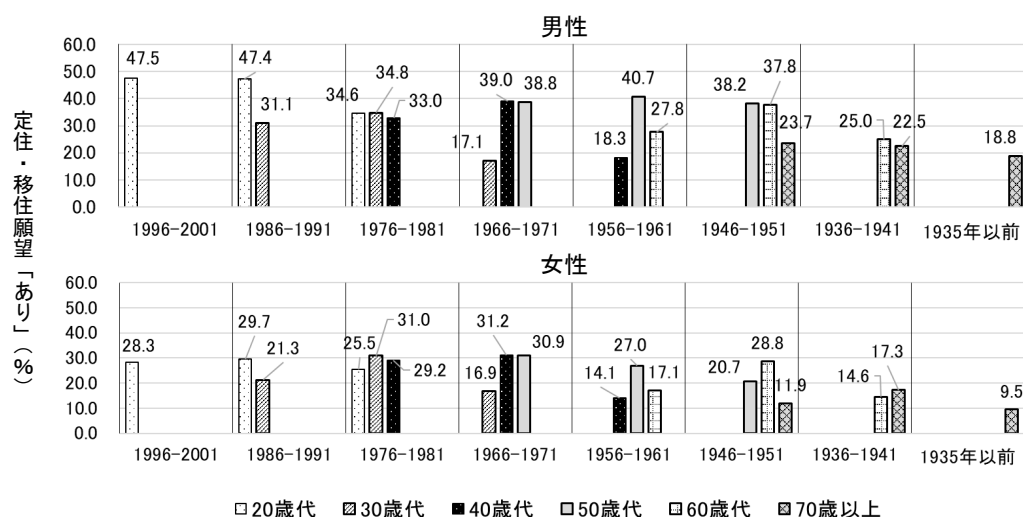


図-2 男女別にみた出生コーホート別の都市から農山漁村地域への定住・移住願望の推移
出所：内閣府（2006）、内閣府（2014）、内閣府（2021）をもとに筆者作成

(2) 比較的若い出生コーホートの移住志向の傾向

次に、他の出生コーホートと比較して特徴がみられた3つの出生コーホート、すなわち、「1996-2001年出生コーホート」、「1986-1991年出生コーホート」、「1976-1981年出生コーホート」について、移住志向の傾向をもう少し掘り下げて考えたい。脚注4で言及しているとおり、2021年調査は移住願望を尋ねる際、移住に「生活の拠点を移す定住」と「二地域居住」の両方を含めていた。そのため、移住願望が「ある」、「どちらかというところ」と答えた269名に対し、希望する移住形態を別の質問で尋ねている。

その結果を表-3でみると、全体では「都市地域に軸を置いた二地域居住」が32%ともっとも高く、次いで「定住」が31%であった。これを年齢階級別（出生コーホート別）にみると、性別による傾向の違いが明確になる。まず、もっとも若い20歳代（1996-2001年出生コーホート）の男性は、「定住」と「都市地域に軸を置いた二地域居住」が同水準（32%）であるのに対し、女性は「農山漁村地域に軸を置いた二地域居住」が47%ともっとも高くなっている。これは、他の出生コーホートと比較して高い移住願望を示していた「1996-2001年出生コーホート」の20歳代の男性が、必ずしも農山漁村地域

への定住を希望しているわけではなく、二地域居住という選択肢を持っていることがみえてくる。

次に、30歳代（1986-1991年出生コーホート）は男女ともに「定住」よりも「二地域居住」の割合が高くなっている。これは、「1986-1991年出生コーホート」が20歳代（2014年調査）から30歳代（2021年調査）に移行した際に、移住願望の割合が低くなっていたことと関連しているのではないかと推察される。

さらに、40歳代（1976-1981年出生コーホート）の男性は「二地域居住」の割合が高いことに対し、女性は「定住」の割合が高くなっている（45%）。「1976-1981年出生コーホート」の移住願望は、20歳代から40歳代まで同水準で推移しているという特徴があったが、40歳代になった女性が男性よりも「定住」を希望する割合が高いという点は重要である。

表-3 農山漁村地域へ移住する場合の形態（2021年調査）

	N	1. 都市地域から農山漁村地域に生活の拠点を移す定住	2. 両方に拠点をもち農山漁村地域を主に二地域居住	3. 両方に拠点をもち都市地域を主に二地域居住	無回答
全体	269	30.9	25.3	32.3	11.5
男性	146	28.1	28.1	32.9	11.0
20歳代（1996-2001年出生コーホート）	19	31.6	26.3	31.6	10.5
30歳代（1986-1991年出生コーホート）	19	15.8	36.8	47.4	-
40歳代（1976-1981年出生コーホート）	30	23.3	30.0	33.3	13.3
50歳代（1966-1971年出生コーホート）	31	25.8	25.8	45.2	3.2
60歳代（1956-1961年出生コーホート）	20	45.0	25.0	5.0	25.0
70歳以上（1946-1951年出生コーホート）	27	29.6	25.9	29.6	14.8
女性	123	34.1	22.0	31.7	12.2
20歳代（1996-2001年出生コーホート）	15	26.7	46.7	20.0	6.7
30歳代（1986-1991年出生コーホート）	16	25.0	37.5	37.5	-
40歳代（1976-1981年出生コーホート）	31	45.2	16.1	29.0	9.7
50歳代（1966-1971年出生コーホート）	29	34.5	17.2	41.4	6.9
60歳代（1956-1961年出生コーホート）	14	42.9	14.3	28.6	14.3
70歳以上（1946-1951年出生コーホート）	18	22.2	11.1	27.8	38.9

出所：内閣府（2021）をもとに筆者作成

5. 出生コーホート別の移住志向の背景と今後の分析に向けて

本研究では、内閣府による3つの世論調査を用いて、出生コーホート別の移住志向の傾向を概観してきた。最後に、20歳代から40歳代まで一貫して移住願望が高かった「1976-1981年出生コーホート」を中心に、移住志向の背景にあるものを検討しておきたい。

本研究は、地方移住を移住の動機の分析にとどまらず、現代日本におけるライフコースの分析へと発展させることが重要であると述べた。それは、福島らの指摘にあったように、諸個人が地方移住に対して関心を向けたり、実際に移住を選択したりする経緯には、さまざまな社会変動や社会構造の再編といった経験が複雑に絡み合っていると考えるからである。今回、出生コーホート別に移住願望を分析したことで、2005年時点で20歳代であることと、2021年時点で20歳代であることは、移住に対する関心の向け方に違いがあり、それは調査時の社会状況が関係していることが推察された。

特に、「1976-1981年出生コーホート」が20歳代から40歳代までの移行で経験してきたことは、公的ライフコースの揺らぎではなかったか。例えば、1990年代以降、若年層の雇用と所得の不安定化は、特にバブル経済崩壊後の労働市場の変化によってもたらされた。片瀬一男は、若年層の非正規雇用化が進む中で、「少なからぬ若者が正規雇用されずに非正規雇用（パート・アルバイト・派遣労働・契約労働など）」という不安定な就労をするか、場合によっては非正規雇用と無業・失業との間を周流する

ことになった」と述べる（片瀬 2010：58）。その一方で、「競争的な階層社会で長時間労働を強いられる」正規社員の若者がおり、若年労働者は二極化してきた（同上 2010：59）。このような労働市場の変化を20歳代以降にダイレクトに経験してきたと考えられる「1976-1981年出生コホート」について、それらの経験と移住願望がどのように結びついているのかをさらに検討することが必要である。今回は、調査時期が等間隔ではない調査を用いたことで、定義上は出生コホートから抜け落ちてしまう人びとがいた。このような課題も克服しながら、引き続き出生コホート別の移住志向の特徴を分析していきたい。

参考文献

- 1) 秋津元輝：多様化する農業者のかたち、榊渥俊子・松村和則編、シリーズ環境社会学 [5] 食・農・からだの社会学、新曜社、pp. 124-141、2002.
- 2) 秋津元輝：I ターンの実践とI ターン研究の実践、祖田修監修、大原興太郎・加古敏之・池上甲一・末原達郎編、持続的農業農村の展望、大明堂、pp. 153-166、2003.
- 3) 土居洋平：農山村への「I ターン」の現代的課題：移住経路と支援・移住後のライフステージ変化への対応・移住を支える価値——山形県西村山郡西川町大井沢への「I ターン」から考える——、日本村落研究学会企画・福田恵編、人の移動からみた農山漁村——村落研究の新たな地平（【年報】村落社会研究56）農山漁村文化協会、pp. 173-213、2020.
- 4) 福島万紀：若者を惹きつける山村の条件——山陰地方および中部地方の3つの山村を事例に、都市問題、vol. 113、pp. 26-36、2022.
- 5) 畑山直子：地方移住者たちの「働き方」の探求—男性の労働問題から男女のライフコース選択の問題への転換—、社会学論叢、199号、pp. 1-17、2020.
- 6) 嵩和雄：地方移住希望者の動向と自治体の対応、都市問題、vol. 110、pp. 48-56、2019.
- 7) 片瀬一男：「階層社会のなかの若者たち——もう一つのロスジェネ、小谷敏・土井隆義・芳賀学・浅野智彦編、＜若者の現在＞労働、日本図書センター、pp. 53-84、2010.
- 8) Klien, Susanne: Young urban migrants in the Japanese countryside between self-realization and slow life? The quest for subjective well-being and post-materialism, Stephanie, Assmann, *Sustainability in contemporary rural Japan: Challenges and opportunities*, London: Routledge, pp. 95-107, 2015.
- 9) 内閣府：都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査、内閣府世論調査ホームページ、<https://survey.gov-online.go.jp/h17/h17-city/>、2026年1月30日最終閲覧、2006.
- 10) 内閣府：農山漁村に関する世論調査、内閣府世論調査ホームページ、<https://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-nousan/>、2026年1月30日最終閲覧、2014.
- 11) 内閣府：農山漁村に関する世論調査、内閣府世論調査ホームページ、<https://survey.gov-online.go.jp/r03/r03-nousan/>、2026年1月30日最終閲覧、2021.
- 12) 内閣府大臣官房政府広報室：農山漁村に関する調査 本報告書を読む際の注意、内閣府大臣官房政府広報室ホームページ、<https://survey.gov-online.go.jp/r03/r03-nousan/chuui.html>、2026年1月30日最終閲覧、2021.
- 13) 小田切徳美：序 田園回帰の概況と論点——何を問題とするか、小田切徳美・筒井一伸編、シリーズ田園回帰3田園回帰の過去・現在・未来——移住者と創る新しい農山村、一般社団法人農山漁村文化協会、pp. 10-22、2016.
- 14) 澤千絵：「ふるさと回帰」という選択——広がる地方移住、岩波書店、2025.
- 15) 菅康弘：脱都市移住者の群像——‘stranger-native interaction’の理解のために——、甲南大学紀要、文学編、109号、pp. 140-166、1999.
- 16) 菅康弘：よそ者であることを＜選択＞する——居住地選択と愛着の位相——、甲南大学紀要、文学編、146号、pp. 1-20、2007.
- 17) 塚崎裕子：地方移住への関心の在り方の変化—ライフスタイル移住の潮流とコロナ禍の影響—、地域構想、4号、pp. 13-20、2022.

石川県羽咋市における トキ放鳥前段階の市民意識調査 ～本州初の野生復帰に向けた社会的受容の現状～

本田裕子

大正大学 地域創生学部公共政策学科 教授

(要旨) 2026年5月に本州初となるトキの放鳥が石川県羽咋市内で実施される。本報告は、放鳥を控えた2026年1月末から2月にかけて羽咋市民を対象にアンケート調査を実施し、結果をふまえて、トキの野生復帰の本州展開における社会的受容の現状を考察するものである。調査の結果、放鳥に対する賛成の割合は7割を超え、トキに対する肯定的な認識が確認された。先行事例として佐渡市で実施した放鳥前段階の調査報告と比較すると、羽咋市では自然環境の復元を含めた地域活性化への期待が高いことが窺える。一方で、見物客増加に伴うマナー悪化の懸念も示された。トキの放鳥に向けては、すでに作成されている観察ルールの周知徹底やトキ保護に関する環境教育・啓発活動の実施、そして、トキの放鳥や生息に関わる他地域との広域的な連携の推進が重要である。

キーワード：トキ、野生復帰（放鳥）、住民意識、アンケート調査、石川県羽咋市

1. はじめに～本研究の背景・目的～

国の特別天然記念物であるトキについて、2008年の新潟県佐渡市での放鳥開始以来、野生復帰事業が着実な進展を見せてきた。2024年12月末時点で国内の野生下における推定生息数576羽のうち多くが佐渡島内に生息しており、「朱鷺と暮らす郷」認証米¹等の環境保全型農業をはじめとする取り組みも行われていて、トキは佐渡市の「地域のシンボル」として市民の間に定着している。その結果、2026年3月に環境省が公表した第5次レッドリストでは、絶滅の危険度が最も高い「絶滅危惧 IA 類」から「絶滅危惧 IB 類」へと引き下げられた²。このランクダウンは、20年近く続けられてきた野生復帰事業の成果といえる。

一方で、一つの地域に個体群が集中することは、環境収容量が限界となっていくことに加えて、鳥インフルエンザ等の感染症拡大や環境変動による絶滅リスクを伴うため、複数の地域での個体群の形成が課題とされてきた。環境省の「トキ野生復帰ロードマップ2025」においても、本州等でのトキの定着・繁殖を目指す方針が掲げられている³。これを受け、かつて1970年までトキが生息していた石川県において、本州初となる放鳥が計画され、2026年5月に羽咋市内での放鳥実施が決定した⁴。

¹ 佐渡市「佐渡市認証米『朱鷺と暮らす郷』とは？」

<https://www.city.sado.niigata.jp/site/sato/1165.html> (2026年3月22日閲覧)

² 環境省報道発表資料「第5次レッドリスト(鳥類及び爬虫類・両生類)の公表について(お知らせ)」(2026年3月17日)

https://www.env.go.jp/press/press_03312.html (2026年3月22日閲覧)

³ 環境省「トキ野生復帰ロードマップ2025の概要」

<https://www.env.go.jp/content/900491320.pdf> (2026年3月22日閲覧)

⁴ 石川県「トキをはぐくむ環境をめざして」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/toki/top.html> (2026年3月22日閲覧)

羽咋市は能登半島の基部に位置し、人口19,300人（2026年3月1日時点）を有する自治体である。能登半島は本州における最後の野生トキの生息地であり、熱心な保護活動が行われてきた歴史を持つなど、トキとのゆかりが深い地域である。本州初の放鳥地として羽咋市南潟地区が選ばれた背景には、トキの餌場となる十分な水田面積が確保できる場所⁵であることや、また、羽咋市が2025年7月に「オーガニックビレッジ宣言」⁶を行う等、有機農業を推進していることも挙げられる。さらに、能登半島地震からの復興のシンボルとしても、半世紀ぶりに能登の上空を舞うトキの姿が見られることに地元からの大きな期待が寄せられている⁷。

これまで筆者は佐渡市民を対象としたトキの野生復帰に関する意識調査を継続して実施してきた。直近に実施した2024年の調査結果⁸では、佐渡市民は市内での生息を前提としつつも、本州での放鳥を肯定的に捉えていることが示され、筆者は、佐渡市にとって他地域で実施される放鳥は野生復帰事業の先進地としての新たな価値や広域連携の機会であると考察した（本田 2025）。野生復帰事業が本州での放鳥という新たな段階を迎えるにあたり、本州初の放鳥地となる石川県羽咋市では地域住民がトキおよび野生復帰をどのように認識しているかを把握することは、今後の事業の展開において極めて重要である。

そこで本報告では、2026年1月下旬から2月にかけて羽咋市民を対象に実施した「トキの野生復帰に関する意識調査」の結果を整理し、報告する。本州初の野生復帰事業に対する羽咋市民の賛否、期待や不安を含めた社会的受容の現状を明らかにすることで、今後の円滑な合意形成や、トキをシンボルとした地域づくり、および関係行政機関の施策立案に向けた基礎的知見を提供することを目的とする。

2. 方法

筆者はこれまで佐渡市の協力の下、2008年、2009年、2014年、2019年、2024年に佐渡市民を対象としたアンケート調査を実施してきた。特に2008年の調査は放鳥前段階で実施したアンケート調査であり、野生復帰の賛成は6割、トキは「佐渡を象徴するもの」として肯定的に捉えられていた（本田 2009）。

今回の羽咋市での調査についても、佐渡市で実施してきたアンケート調査の方法を踏襲する形で実施することとした。具体的には羽咋市産業建設部農林水産課の協力を得て、住民基本台帳から無作為抽出した市内に居住する20歳から79歳の男女1,000人を対象に、2026年1月26日から2月27日まで、郵送法によりアンケート調査を実施した。最終的な回収数は540通であり、回収率は54.1%となった⁹。無作為抽出による市民アンケートとしては一定の高い回収率を確保できた。前述の佐渡市で実施した放鳥前段階の調査（回収率56.7%）ともほぼ同水準であり、十分な回収率であったといえる。

アンケート票は全24問で構成され、表-1に示した。表中の回答形式におけるSAは単一回答（Single Answer）、MAは複数回答（Multiple Answer）を示す。基本的には佐渡市で実施してきた質問項目を踏襲したが、羽咋市の状況をふまえて選択肢を追加したほか、農林水産課から依頼のあった質問項目も盛り込んだ。

⁵ 羽咋市「市長の日記 11(2025.8)」(2025年7月25日)

https://www.city.hakui.lg.jp/soshiki/soumubu/hisyo/6/1_1/16620.html（2026年3月22日閲覧）

⁶ 羽咋市「オーガニックビレッジ宣言について」(2025年7月1日)

<https://www.city.hakui.lg.jp/soshiki/sangyoukensetsubu/nourinsuisan/2/1/16566.html>（2026年3月22日閲覧）

⁷ 能登地域トキ放鳥受入推進協議会「設立の経緯等」

<https://www.pref.ishikawa.jp/sizen/toki/about/index.html>（2026年3月22日閲覧）

⁸ 直近の佐渡市民を対象にしたアンケート調査は2024年10月に実施した。調査の結果は高橋・本田（2025）にて報告している。

⁹ 宛先不明や受け取り拒否等での理由で返送されてきた件数が2件あるため、998通をもとに回収率を算出した。

質問結果については単純集計にて報告する。また、選択した理由を問う自由記述のある質問結果については生成AI（「Gemini 3.1 Pro」）を用いて内容の要約を行った。要約作業は、インターネット経由でアクセスし、実施した。作業日は2026年3月23日である。出力結果については、筆者が原文と照合し、内容に相違がないことを確認した。要約作業においては、他の要約結果からの文脈の混同などの影響が出ないように、それぞれ独立したチャット（セッション）を作成し、作業を実施した。具体的なプロンプトは以下で統一した。

「以下のアンケート調査の回答データを要約してください。これは、●●●●に関する質問で「●●●●」と回答した●●●●人の理由についての自由記述となります。

【要約の条件】

- ・箇条書きなどの項目分けは一切行わず、1つの繋がった文章（段落）として構成してください。全体で字数は最大300字程度としてください。
- ・文末はすべて「だ・である」調に統一してください。
- ・論文の記述としてそのまま使用できるような、客観的で論理的な文体を保ってください。
- ・AI自身の推測、一般的な背景知識、個人的な見解は一切追加せず、提供されたテキストのみに基づいて要約してください。
- ・回答者のニュアンスを損なわないよう、記述の中に頻出するキーワードを可能な限り活かして構成してください。」

表－1 アンケート調査票の構成

質問番号	質問内容	回答形式
1	回答者の年代・性別	選択式(SA)
2	回答者の居住地・羽咋市内の居住年数	選択式(SA) * 地区は自由記述
3	羽咋市内への定住意思	選択式(SA)
4	回答者の職業	選択式(MA)
5	「羽咋市を象徴するもの」のイメージ	自由記述
6	「羽咋市の自然」のイメージ	自由記述
7	お米を購入する際に最も重視すること	選択式(SA)
8	環境問題への関心の有無	選択式(SA)
9	羽咋市の環境課題	選択式(SA)
10	4種の鳥の写真からトキを選ぶ	選択式(SA)
11	トキのイメージ	選択式(SA)
12	かつて(昭和45年以前)のトキ目撃の有無	選択式(SA)
13	トキの保護に関する認知	選択式(SA) * 一部の質問で自由記述
14	野生復帰の賛否・理由	選択式(SA) * 理由はMA
15	野生復帰についての心配・内容	選択式(SA) * 内容はMA
16	野生復帰についての期待・内容	選択式(SA)
17	トキの羽咋市内での生息希望・理由	選択式(SA)
18	羽咋市内でのトキの野生復帰が成功するために何かをする意思・内容	選択式(SA) * 内容はMA
19	羽咋市内でのトキ保護のための環境教育や啓発活動	選択式(SA)
20	将来のトキによる農業被害・対策	選択式(SA)
21	羽咋市内で生息するトキの責任主体・理由	選択式(SA) * 理由は自由記述
22	今後のトキの野生復帰の実施のあり方について	選択式(SA)
23	回答者自身のトキの位置づけ	選択式(SA)
24	羽咋市の課題	選択式(SA)

3. 結果

(1) 回答者の属性と代表性の検討

回答者の基本属性（年代・性別・居住地区）を、2026年1月1日時点の住民基本台帳データと比較する形で表－2に整理し、本調査の回答者の代表性について検討した。

年代別構成は、住民基本台帳の構成と比較すると、20歳代（7.4%）および30歳代（5.9%）が低く、70歳代（35.6%）の割合が高かった。カイ二乗検定の結果、年代分布には有意差が認められた（ $\chi^2=35.52$, $p < 0.01$, d. f. =5）。性別については、男性が44.3%、女性が55.7%であり、住民基本台帳の構成（男性49.8%、女性50.2%）と比較して女性の回答割合（55.7%）が有意に高かった（ $\chi^2=5.51$, $p < 0.05$, d. f. =1）。一方、居住地区の分布（羽咋地区29.0%、邑知地区16.0%等）については、住民基本台帳の人口分布とほぼ一致しており、有意差は認められなかった（ $\chi^2=8.54$, $p > 0.05$, d. f. =9）。以上から、本調査の回答者は、若年層が低く、高年齢層と女性の回答割合が高い傾向が見られるものの、居住地区については代表性を有しているといえる。

羽咋市内での居住歴は「生まれてからずっと（43.0%）」と「20年以上（39.1%）」を合わせて8割を超えており、今後の定住意思についても93.3%が「はい」と回答した（表－3）。回答者の職業（表－4、複数回答）は「勤め人（会社員など）（32.1%）」が最も多く、次いで「無職（25.7%）」、「アルバイト、パートタイム（11.9%）」、「家事専業（10.4%）」の順であった。「農業」従事の割合は6.0%であった。

表－2 回答者の年代・性別・居住地区と代表性の検討

選択肢	回答者		住民基本台帳	
	人数	(%)	人数	(%)
20歳代	35	(7.4)	1484	(10.6)
30歳代	28	(5.9)	1416	(10.1)
40歳代	57	(12.1)	2075	(14.8)
50歳代	81	(17.2)	2795	(20.0)
60歳代	103	(21.8)	2603	(18.6)
70歳代	168	(35.6)	3624	(25.9)
回答者数	472	(100.0)	13997	(100.0)
男性	216	(44.3)	6968	(49.8)
女性	272	(55.7)	7031	(50.2)
回答者数	488	(100.0)	13999	(100.0)
羽咋地区	152	(29.0)	4069	(29.1)
邑知地区	84	(16.0)	1937	(13.8)
千里浜地区	57	(10.9)	1666	(11.9)
富永地区	55	(10.5)	1420	(10.1)
余喜地区	47	(9.0)	1147	(8.2)
粟ノ保地区	40	(7.6)	1467	(10.5)
一ノ宮地区	35	(6.7)	861	(6.2)
越路野地区	23	(4.4)	618	(4.4)
上甘田地区	23	(4.4)	510	(3.6)
鹿島路地区	8	(1.5)	304	(2.2)
回答者数	524	(100.0)	13999	(100.0)

表－3 市内の居住歴と今後の市内の定住意思

	選択肢	人数	(%)
市内の居住歴	生まれてからずっと	229	(43.0)
	3年未満	27	(5.1)
	3年以上5年未満	8	(1.5)
	5年以上10年未満	19	(3.6)
	10年以上20年未満	41	(7.7)
	20年以上	208	(39.1)
	回答者数	532	(100.0)
市内の定住意思	はい	486	(93.3)
	いいえ	35	(6.7)
	回答者数	521	(100.0)

表－4 職業（複数回答含む）

選択肢	人数	(%)
勤め人（会社員など）	170	(32.1)
無職	136	(25.7)
アルバイト，パートタイム	63	(11.9)
家事専業	55	(10.4)
自営業（商業・工業・サービス業）	34	(6.4)
農業	32	(6.0)
公務員，団体職員	24	(4.5)
学生	9	(1.7)
教員	5	(0.9)
農業以外の1次産業（林業，水産業）	2	(0.4)
その他	10	(1.9)
回答者数	530	(—)

（2）羽咋市に関する認識

「羽咋市を象徴するもの」（表－5）では、「千里浜・千里浜海岸（35.3%）」および「千里浜ドライブウェイ（26.0%）」が上位を占め、次いで「UFO（19.5%）」が記述された。「羽咋市の自然」としてイメージする場所（表－6）も同様に「千里浜・千里浜海岸（35.0%）」や「海・海岸線・砂浜（16.1%）」が多数を占め、「水田・農地（10.1%）」や「邑知潟（9.9%）」がそれに続いた。

環境問題への関心については86.4%の回答者が「関心あり」であり、羽咋市の環境課題としては「農地の減少・荒廃（37.2%）」が最も多く選択された（表－7）。また、羽咋市が抱える様々な課題について12テーマを選定し、その重要度を4段階（1：ほとんど重要ではない、2：あまり重要ではない、3：やや重要、4：非常に重要）で評価してもらった結果、「自然災害への対策（3.60）」や「人口の減少（3.55）」が上位に挙がった（表－8）。

なお、日常的にお米を購入する際に重視する点としては「食味・おいしさ（30.1%）」が最も多く、本人・家族・知人が農業従事という理由で「お米は購入しない（18.6%）」層も一定数存在した（表－9）。

表－5 「羽咋市を象徴するもの」と聞いて最もイメージするもの

選択肢	人数	(%)
千里浜・千里浜海岸	174	(35.3)
千里浜ドライブウェイ	128	(26.0)
海・砂浜・ビーチ	13	(2.6)
UFO	96	(19.5)
コスモアイル羽咋	13	(2.6)
サンダーくん	3	(0.6)
宇宙人	2	(0.4)
気多大社	11	(2.2)
妙成寺	8	(1.6)
白鳥	6	(1.2)
自然	5	(1.0)
トキ	4	(0.8)
田んぼ・田園・里山	3	(0.6)
ラクナ羽咋	3	(0.6)
羽咋という地名	3	(0.6)
神子原米	2	(0.4)
その他（1件のみの回答）	19	(3.9)
回答者数	493	(100.0)

表－6 「羽咋市の自然」と聞いて最もイメージする場所

選択肢	人数	(%)
千里浜・千里浜海岸	174	(35.0)
千里浜渚ドライブウェイ	42	(8.5)
海・海岸線・砂浜	80	(16.1)
水田・田んぼ・田園・田畑・棚田・農村農地	50	(10.1)
里山・里山里海・海と山	14	(2.8)
神子原・神子原の棚田	18	(3.6)
眉丈山・眉丈台・眉丈台自然緑地公園	11	(2.2)
山	9	(1.8)
邑知潟	49	(9.9)
邑知平野	8	(1.6)
ハクチョウ・コハクチョウ	6	(1.2)
日本海	4	(0.8)
トキ	4	(0.8)
永光寺	3	(0.6)
気多大社(「入らずの森」)	3	(0.6)
神社仏閣	3	(0.6)
米	3	(0.6)
碁石ヶ峰	2	(0.4)
柴垣の長手島	2	(0.4)
その他(1件のみの回答)	12	(2.4)
回答者数	497	(100.0)

表－7 環境問題への関心の有無と羽咋市の環境課題

	選択肢	人数	(%)
環境問題への関心の有無	関心あり	443	(86.4)
	関心なし	70	(13.6)
	回答者数	513	(100.0)
羽咋市の環境課題	農地の減少・荒廃	189	(37.2)
	ごみの不法投棄・ポイ捨て	69	(13.6)
	河川の整備	68	(13.4)
	自然環境の減少・開発	60	(11.8)
	野生動物による被害	52	(10.2)
	ごみのリサイクル	36	(7.1)
	その他	34	(6.7)
	回答者数	508	(100.0)

表－8 羽咋市の課題：平均値と標準偏差

課題	回答者(n=485)	
	平均値	標準偏差
自然災害への対策	3.60	0.61
人口の減少	3.55	0.67
医療・福祉サービスの充実	3.47	0.59
雇用の確保・就労支援	3.42	0.63
子どもの教育環境の充実	3.39	0.69
自然環境の整備	3.23	0.68
ごみ・リサイクル制度の充実	3.23	0.69
商工業の振興	3.22	0.66
公共交通・道路の整備	3.21	0.72
農林漁業の振興	3.16	0.64
鳥獣被害対策	3.12	0.68
観光客の増加	2.99	0.75

表－9 お米を購入する際に重視すること

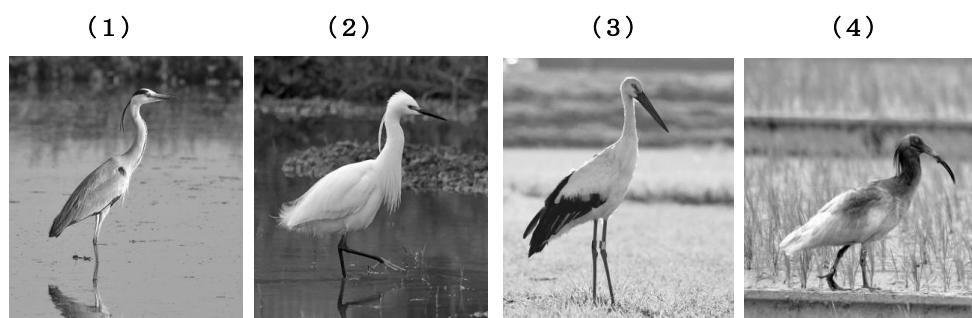
選択肢	人数	(%)
食味・おいしさ	159	(30.1)
お米は購入しない	98	(18.6)
価格	93	(17.6)
産地・銘柄	83	(15.7)
安全性	43	(8.1)
特に重視する項目はない	39	(7.4)
その他	13	(2.5)
回答者数	528	(100.0)

(3) トキに関する意識

トキの形態に対する認知を確認するため、4種の鳥の写真（図－1）からトキを選択する設問を設けたところ、76.4%が正解を選択した（表－10）。また、「トキを象徴するもの」と聞いてイメージするものとしては「佐渡（36.1%）」、「トキ色（22.6%）」、「絶滅（15.6%）」の順となった（表－11）。

トキ保護に関する認知状況（表－12）では、「絶滅のおそれがあること」は96.4%が認知しており、「佐渡市で放鳥が実施されてきたこと」は79.4%、「今年（2026年）羽咋市内で放鳥予定であること」は84.9%と、いずれも高い認知度を示した。ただし、かつて（1970年以前）野外でトキを目撃した経験があることの割合は7.0%であった。また、羽咋市でのトキの保護活動に尽力した人物（表－13）については、回答者の97.4%が「村本義雄氏」を挙げた。

回答者にとってトキが意味することがら（表－14）については、「貴重な鳥（28.2%）」が最も多く選ばれ、「豊かな環境の象徴やバロメータ（15.2%）」、「一度絶滅した鳥（14.5%）」、「羽咋市の誇り・象徴・シンボル（12.0%）」が続いた。



図－1 アンケート調査で質問した「4種の写真」¹⁰

表－10 トキの写真の選定

選択肢	人数	(%)
(1) アオサギ	12	(2.3)
(2) コサギ	67	(13.0)
(3) コウノトリ	43	(8.3)
(4) トキ（正解）	395	(76.4)
回答者数	517	(100.0)

表－11 「トキを象徴するもの」と聞いて最もイメージするもの

選択肢	人数	(%)
佐渡	190	(36.1)
トキ色	119	(22.6)
絶滅	82	(15.6)
美しい／きれい	29	(5.5)
自然環境	27	(5.1)
国際保護鳥	23	(4.4)
野生復帰／放鳥	16	(3.0)
能登	14	(2.7)
ノリ	7	(1.3)
大空を飛ぶ	6	(1.1)
中国	3	(0.6)
アカリ	1	(0.2)
害鳥	1	(0.2)
その他	9	(1.7)
回答者数	527	(100.0)

表－12 トキに関する認知

質問	人数	(%)
かつて（1970年以前）トキを野外で目撃したことがある	37	(7.0)
トキが絶滅のおそれがあることの認知	510	(96.4)
新潟県佐渡市においてトキの放鳥が実施されてきたことの認知	420	(79.4)
今年（2026年）羽咋市内でトキの放鳥が実施予定であることの認知	449	(84.9)
回答者数	529*	

* 「かつての目撃」の質問の回答者数は528人となる。

¹⁰ アオサギ・コサギ・コウノトリの写真提供は伊崎実那氏、トキは石川県となる。

表－13 トキの保護活動に尽力された人（自由記述）

	人数	(%)
村本義雄氏	340	(97.4)
岡本孝二氏	5	(1.4)
西屋馨氏	5	(1.4)
幸正敬一氏	3	(0.9)
濱田栄治氏	3	(0.9)
川口氏	3	(0.9)
野上達也氏	1	(0.3)
宇治金太郎氏	1	(0.3)
井戸氏	1	(0.3)
金子氏	1	(0.3)
高野氏	1	(0.3)
その他	3	(0.9)
回答者数	349	(—)

表－14 回答者にとっての「トキ」の意味することから

選択肢	人数	(%)
貴重な鳥	150	(28.2)
豊かな環境の象徴やバロメータ	81	(15.2)
一度絶滅した鳥	77	(14.5)
羽咋市の誇り・象徴・シンボル	64	(12.0)
能登半島の誇り・象徴・シンボル	60	(11.3)
別に何も思わない	28	(5.3)
他の生きものと一緒	27	(5.1)
羽咋市の活性化の起爆剤	27	(5.1)
佐渡市の誇り・象徴・シンボル	7	(1.3)
農作物を販売するうえでの付加価値	3	(0.6)
経済効果を生み出すもの	1	(0.2)
苗を踏み倒す害鳥	0	(0.0)
世話のかかるもの／面倒なもの	0	(0.0)
その他	7	(1.3)
回答者数	532	(100.0)

(4) 野生復帰に関する認識

羽咋市内での野生復帰に対する賛否（表－15）では、「おおいに賛成（46.7%）」と「どちらかといえば賛成（30.5%）」を合わせて77.2%が賛意を示した。賛成の理由は「羽咋市の活性化になるから（53.3%）」、「もともと野生の鳥だから（40.6%）」、「環境にとっていいことだから（39.4%）」が上位であった。一方、「どちらともいえない」と回答した層（21.1%）の理由は、「野生復帰がうまくいくかわからないから（50.0%）」が最多で、次いで「自分の生活に関係があるのかわからないから（26.4%）」、「トキに興味・関心がないから（22.7%）」となった。さらに、「どちらかといえば反対（1.1%）」および「おおいに反対（0.6%）」を合わせた反対層（計1.7%）にその理由を尋ねたところ、「野生復帰なんて無理／成功しないと思うから（44.4%）」、「農業に被害を与えるかもしれないと思うから（33.3%）」、「税金の無駄だ／他の施策に税金をまわすべきだと思うから（22.2%）」などが選択された。

野生復帰への期待の有無では、「期待あり（72.9%）」が多数を占め、期待の内容は「自然環境の復元（54.2%）」に回答が集中していた（表－16）。一方、野生復帰への心配の有無についても「心配する」割合が6割に達し、その内容は「野生に帰すことが成功するかどうか（76.5%）」が突出し、「見物客のポイ捨て等のマナー（33.3%）」、「農業面での心配（22.5%）」が続いた（表－17）。

羽咋市内での生息希望については、70.9%が「生息してほしい」と回答し、理由としては「自然環境が豊かであることを示すから（30.2%）」や「もともとトキが生息していたから（25.4%）」が多く選ばれた（表－18）。羽咋市内での野生復帰が成功するために何かする意思が「ある」と答えた割合は67.0%であった。具体的な行動（複数回答）としては、「トキを大事に思うようにする（59.3%）」や「環境に配慮した生活を実践する（ごみ減量、省エネ等）（44.7%）」といった日常的な意識が上位を占めた。さらに、「トキの目撃情報を提供する／モニタリング調査に協力する（20.8%）」、「農薬をできるだけ使わない／農薬をできるだけ使っていない作物を買う（18.2%）」、「トキの生息地づくりに協力する（16.2%）」、「トキを活かした経済活動に協力する（13.4%）」など、市民参加型の保護活動や環境に配慮した消費行動への具体的な協力意思も一定数選択された（表－19）。

将来的にトキが農業に被害を与えると思うかについては、「わからない（67.4%）」が最多となった。被害が深刻な場合の適切な対応について、「はい」および「わからない」と回答した層に尋ねたところ、「被害がまだ発生していないので現段階で議論する必要はない（43.8%）」や「被害を受けた農家への金銭的補償（26.7%）」が上位を占めた（表－20）。

表－15 羽咋市内での野生復帰についての賛否と「賛成」、「どちらともいえない」、あるいは「反対」理由

	選択肢	人数	(%)
賛否	おおいに賛成	248	(46.7)
	どちらかといえば賛成	162	(30.5)
	どちらともいえない	112	(21.1)
	どちらかといえば反対	6	(1.1)
	おおいに反対	3	(0.6)
	回答者数	531	(100.0)
「賛成」理由*	羽咋市の活性化になるから	218	(53.3)
	もともと野生の鳥だから	166	(40.6)
	環境にとっていいことだから	161	(39.4)
	トキにとっていいことだから	115	(28.1)
	経済効果を生み出せるから	40	(9.8)
	農業にとっていいことだから	33	(8.1)
	観光客が増えるから	33	(8.1)
	佐渡市に生息するトキを見て、肯定的な感想を持ったから	25	(6.1)
	その他	17	(4.2)
	回答者数	409	(—)
「どちらともいえない」理由*	野生復帰がうまくいくかわからないから	55	(50.0)
	自分の生活に関係があるのかわからないから	29	(26.4)
	トキに興味・関心がないから	25	(22.7)
	賛成・反対の気持ちを両方感じているから	16	(14.5)
	その他	12	(10.9)
	回答者数	110	(—)
「反対」理由*	野生復帰なんて無理／成功しないと思うから	4	(44.4)
	農業に被害を与えるかもしれないと思うから	3	(33.3)
	税金の無駄だ／他の施策に税金をまわすべきだと思うから	2	(22.2)
	トキに気をつかわなければならないと思うから	2	(22.2)
	自分に何のメリットもないから	1	(11.1)
	佐渡市に生息するトキを見て、否定的な感想を持ったから	1	(11.1)
	トキを目的に観光客などのよそ者が大勢来るから	0	(0.0)
	その他	2	(22.2)
	回答者数	9	(—)

*複数回答含む。

表－16 野生復帰についての期待の有無と期待する内容

	選択肢	人数	(%)
期待の有無	期待あり	382	(72.9)
	期待なし	142	(27.1)
	回答者数	524	(100.0)
期待する内容	自然環境の復元	207	(54.2)
	地域経済の振興	64	(16.8)
	羽咋市としてのまとめり	38	(9.9)
	観光客の増加	33	(8.6)
	農業の活性化	31	(8.1)
	その他	9	(2.4)
	回答者数	382	(100.0)

表－17 野生復帰の心配の有無と心配内容

選択肢		人数	(%)
心配の有無	心配する	324	(61.4)
	心配していない	125	(23.7)
	何も思わない	79	(15.0)
回答者数		528	(100.0)
心配の内容*	野生に帰すことが成功するかどうか心配	248	(76.5)
	見物客がたくさん来て、ゴミのポイ捨てなど問題を起すのではないかと	108	(33.3)
	農業面での心配（農薬や除草剤を使えなくなる、苗が踏まれるなどの心配）	73	(22.5)
	鳥インフルエンザ等が発生するのではないかと	41	(12.7)
	日常生活において、トキに気をつかわなければならぬ	30	(9.3)
	今後、周辺の開発ができないのではないかと	20	(6.2)
	その他	16	(4.9)
	回答者数	324	(—)

*複数回答含む。

表－18 羽咋市内での生息希望と「生息してほしい」理由

選択肢		人数	(%)
生息希望	生息してほしい	378	(70.9)
	生息してもらいたくない	5	(0.9)
	どちらでもいい	134	(25.1)
	関心がない	16	(3.0)
回答者数		533	(100.0)
生息してほしい理由	自然環境が豊かであることを示すから	114	(30.2)
	もともとトキが生息していたから	96	(25.4)
	羽咋市の誇り・象徴・シンボルとなるから	72	(19.0)
	トキが見たいから	52	(13.8)
	羽咋市の活性化につながるから	31	(8.2)
	経済効果を生み出すから	5	(1.3)
	その他	8	(2.1)
	回答者数	378	(100.0)

表－19 羽咋市内でのトキの野生復帰が成功するために何かする意思の有無と「何かする」内容

選択肢		人数	(%)
何かする意思の有無	意思あり	351	(67.0)
	意思なし	173	(33.0)
	回答者数	524	(100.0)
「何かする」内容*	トキを大事に思うようにする	208	(59.3)
	環境に配慮した生活を実践する（ごみ減量、省エネ等）	157	(44.7)
	トキの目撃情報を提供する／モニタリング調査に協力する	73	(20.8)
	農薬をできるだけ使わない／農薬をできるだけ使っていない作物を買う	64	(18.2)
	トキの生息地づくりに協力する（田んぼ・湿地・里山等）	57	(16.2)
	トキを活かした経済活動に協力する（トキ関連商品の販売・購入等）	47	(13.4)
	その他	6	(1.7)
	回答者数	351	(—)

*複数回答含む。

表-20 将来トキが農業に被害を与えると思うか、また被害が深刻な場合の適切な方法

	選択肢	人数	(%)
将来被害を与えると思うか	はい	49	(9.4)
	いいえ	122	(23.3)
	わからない	353	(67.4)
	回答者数	524	(100.0)
被害が深刻な場合の適切な方法	被害がまだ発生していないので現段階で議論する必要はない	169	(43.8)
	被害を受けた農家への金銭的補償	103	(26.7)
	何もするべきではない	32	(8.3)
	追い払う（来ないようにする）	24	(6.2)
	関心・興味がない	21	(5.4)
	捕獲する	11	(2.8)
	駆除を行う	2	(0.5)
	その他	24	(6.2)
	回答者数	386	(100.0)

今後羽咋市内に生息するトキに対する責任主体としては「環境省（国）（33.2%）」、「石川県（19.9%）」、「羽咋市（17.0%）」の順となり（表-21）、それらの理由には、国家プロジェクトである点や、自治体・個人では負担や補償に限界がある点が挙げられていた（表-22）。

表-21 羽咋市内で生息するトキの責任主体

選択肢	人数	(%)
環境省（国）	170	(33.2)
石川県（行政）	102	(19.9)
羽咋市（行政）	87	(17.0)
誰も担わなくていい	49	(9.6)
羽咋市民全体	44	(8.6)
国民全体	28	(5.5)
石川県民全体	15	(2.9)
周辺の住民	6	(1.2)
その他	11	(2.1)
回答者数	512	(100.0)

表-22 責任主体で選ばれた上位3つの回答理由（Gemini 3.1 Pro を使った要約）

選択肢	理由の要約
環境省（国）	93人：まず、トキの野生復帰や放鳥が国の施策や国家プロジェクトとして推進されており、事業の決定および実施主体が国であることが挙げられている。次に、トキが絶滅危惧種や天然記念物などの貴重な鳥であり、その保護や自然環境の整備は地域単独ではなく、日本全体で取り組むべき課題であると認識されている。また、万が一の被害における補償問題や予算の確保など、個人や市・県といった地方自治体レベルでは負担が大きく荷が重いため、対応が困難であるという意見も多数を占めている。加えて、不測の事態に備えた手厚いバックアップや、専門家による知識が不可欠であることも理由として述べられている。
石川県（行政）	45人：大きく3つの傾向が確認できる。第一に、保護や事故への対応には多額の資金が必要であり、行政規模が小さい羽咋市や周辺住民のみでは対応や負担に「限界がある」「荷が重い」とする能力的な理由である。第二に、野生化したトキの生息や飛来は広範囲に及ぶため、羽咋市単独の問題ではなく、県全体での広い視野による見守りが必要だとする地理的理由である。第三に、トキが石川県の鳥（象徴）であることに加え、県や知事が主体となって放鳥を推進・誘致した事業である以上、被害に対する補償も含めて県が事業の責任を負うべきであるという推進主体としての理由である。
羽咋市（行政）	45人：主に事業の主体性と市民の対応能力の限界が指摘されている。多くの回答は、市が放鳥を企画し決定した行政主導の取り組みである以上、責任の所在を市に明確化すべきだと述べている。また、トキに関する専門知識の不足や事故発生時の対応、予算の観点から、個人や市民レベルで責任を負うのは困難であるとの認識も示されている。加えて、市内で生息する身近な地元行政として市民の代表や窓口となり、迅速かつ公平な対応を行う点や、観光のシンボルとして活用する上でも市の積極的な関与が必要であると結論づけている。

今後の野生復帰事業のあり方については、「佐渡と本州と併せて実施（37.8%）」および「佐渡で継続、将来は本州でも実施（36.6%）」と、本州での展開を肯定する意見が7割以上を占めた（表－23）。

表－23 今後の野生復帰実施のあり方

選択肢	人数	(%)
佐渡と本州と併せて実施	196	(37.8)
佐渡で継続，将来は本州でも実施	190	(36.6)
厳密に考える必要はない	43	(8.3)
関心・興味がない	37	(7.1)
今後も佐渡のみで実施	18	(3.5)
今後は佐渡ではなく本州で実施	18	(3.5)
これ以上実施する必要はない	3	(0.6)
その他	14	(2.7)
回答者数	519	(100.0)

(5) トキ保護に関する環境教育と啓発活動についての認識

羽咋市内でのトキ保護に関する環境教育や啓発活動を行うべき対象（1番目に選択した回答）としては、「羽咋市全域の住民（42.4%）」が最も多く、次いで「生息地周辺の住民（17.1%）」、「国民全体（15.9%）」が挙げられた（表－24）。

表－24 羽咋市内でのトキ保護に関する環境教育や啓発活動の対象

選択肢	1 番目	(%)	2 番目	(%)
生息地周辺の住民	89	(17.1)	37	(7.9)
羽咋市全域の住民	221	(42.4)	90	(19.1)
羽咋市全域の子ども	47	(9.0)	73	(15.5)
行政職員	24	(4.6)	33	(7.0)
羽咋市内の農業従事者	28	(5.4)	56	(11.9)
観光ガイド・観光業者	9	(1.7)	25	(5.3)
観光客	16	(3.1)	70	(14.9)
国民全体	83	(15.9)	85	(18.1)
その他	4	(0.8)	1	(0.2)
回答者数	521	(100.0)	470	(100.0)

環境教育・啓発活動で取り上げる内容については、「トキの生態・特徴（22.2%）」が最多となり、「トキを含む羽咋の自然環境（16.1%）」、「環境省、石川県、羽咋市によるトキ保護政策（15.3%）」がそれに続いた（表－25）。また、効果的な環境教育・情報発信の方法としては、「紙媒体の広報誌を通じた定期的な情報の発信（21.6%）」が最も高く、次いで「インターネットのサイトを通じた定期的な情報の発信（17.9%）」、「ポスターやチラシ、ステッカーなどを活用した広報活動（16.9%）」、「学校の授業の中での学習・体験活動（15.7%）」が上位に挙がり、日常的かつ定期的な情報発信の方法や学校教育を活用することが求められている傾向が見られた（表－25）。

羽咋市内でのトキ保護に関する環境教育や啓発活動の必要性について尋ねたところ、全体の74.2%が環境教育や啓発活動は「必要（はい）」であると回答し、高い必要性が認識されていた（表－26）。しかし、現状におけるそれらの活動の実施状況については、「十分に行われていると思う」との回答は4.2%にとどまり、「少し行われていると思う（34.1%）」が最多となる一方で、「あまり行われていないと思う（26.8%）」および「まったく行われていないと思う（4.4%）」を合わせて3割程度が現状の活動が不足していることを指摘しており、さらに「わからない」とする回答も30.5%存在した（表－26）。

表－25 羽咋市内でのトキ保護に関する環境教育や啓発活動の内容と方法

選択肢		人数	(%)
内容	トキの生態・特徴	112	(22. 2)
	トキを含む羽咋の自然環境	81	(16. 1)
	環境省、石川県、羽咋市によるトキ保護政策	77	(15. 3)
	トキの天敵や生息を脅かす外来種	57	(11. 3)
	トキが生息している場所の情報	37	(7. 3)
	佐渡市で取り組まれているトキ保護政策	37	(7. 3)
	今後のトキの野生復帰計画の展望	26	(5. 2)
	トキの飼育数および野生下での生息数	18	(3. 6)
	トキを活かした地域活性化の取り組み	18	(3. 6)
	トキと人との関わりの歴史	14	(2. 8)
	トキと他の鳥との違いや見分け方	13	(2. 6)
	水田やビオトープに生息する生きもの	4	(0. 8)
	市民団体によるトキの保護活動	4	(0. 8)
	その他	6	(1. 2)
回答者数		504	(100. 0)
方法	紙媒体の広報誌を通じた定期的な情報の発信	111	(21. 6)
	インターネットのサイトを通じた定期的な情報の発信	92	(17. 9)
	ポスターやチラシ、ステッカーなどを活用した広報活動	87	(16. 9)
	学校の授業の中での学習・体験活動	81	(15. 7)
	トキに関するイベント・研修会・講習会の実施	73	(14. 2)
	生息地整備などのボランティア活動	40	(7. 8)
	トキの見学や観察	25	(4. 9)
	その他	6	(1. 2)
回答者数		515	(100. 0)

表－26 羽咋市内でのトキ保護に関する環境教育や啓発活動が市内で必要か、また行われていると思うか

選択肢		人数	(%)
必要か	はい	386	(74. 2)
	いいえ	13	(2. 5)
	わからない	121	(23. 3)
	回答者数	520	(100. 0)
行われていると思うか	十分に行われていると思う	22	(4. 2)
	少し行われていると思う	178	(34. 1)
	あまり行われていないと思う	140	(26. 8)
	まったく行われていないと思う	23	(4. 4)
	わからない	159	(30. 5)
	回答者数	522	(100. 0)

4. 考察

以上の結果から、羽咋市内で実施が予定されているトキの放鳥への認知割合および賛成割合は高く、また、野生復帰への期待や市内でのトキの生息希望の割合も高いことから、本州初のトキ放鳥に向けた羽咋市民の社会的受容は一定程度の高さであることが明らかになった。そこで以下では、筆者が2008年に佐渡市において放鳥前段階で実施したアンケート調査の結果（本田 2009）と適宜比較しながら、羽咋市における住民意識の特徴と今後の課題について考察する。

（1）野生復帰への肯定的な認識

羽咋市におけるトキの野生復帰への賛成割合は77.2%に達し、佐渡市での2008年の調査時点の賛成割合60.0%を上回る高い割合であった。佐渡市の調査では賛成理由として「もともと野生の鳥だから

(62.0%)」という、野生復帰の意義を重視する動機が最多であったのに対し、羽咋市での調査では「羽咋市の活性化になるから (53.3%)」が最も多く選ばれた。先行して実施されている佐渡市での野生復帰の取り組みが、農作物の付加価値を含めて地域活性化に貢献したことを意識した回答結果といえる。

一方で、トキの野生復帰について具体的に期待する内容を見ると、「自然環境の復元 (54.2%)」が最も多く選ばれているものの、「地域経済の振興 (16.8%)」は比較すると低い割合である。また、回答者にとってのトキの捉え方も、「羽咋市の活性化の起爆剤 (5.1%)」、「農作物を販売するうえでの付加価値 (0.6%)」、「経済効果を生み出すもの (0.2%)」は少数にとどまった。このことから、トキの放鳥に直接的な経済的見返りを求めているわけではなく、野生復帰の取り組みやそれに伴う自然環境の保全が、結果として羽咋市内の活性化につながるという期待があるのではないかと推察される。

なお、自然環境については、環境復元への期待も示されている一方で、羽咋市の環境課題として「農地の減少・荒廃 (37.2%)」が最も多く選ばれ、羽咋市の課題としても「自然災害への対策」の重要度の平均値が最も高かった。また、「羽咋市を象徴するもの」や『「羽咋市の自然」のイメージ』として、「千里浜」や「ドライブウェイ」が多く記述され、羽咋市の自然としての評価を得ている。トキの放鳥によって、羽咋市の自然環境の保全が今後進むことが期待されているということが窺える。

(2) 野生復帰成功への心配と「見物客のマナー」への懸念

トキの野生復帰に対する心配については、羽咋市 (61.4%) よりも佐渡市 (81%) の方が割合自体は高いが、羽咋市・佐渡市ともに内容としては「野生に帰すことが成功するかどうか」(羽咋76.5%、佐渡69%) が多数を占めた。これは、農業被害等への懸念(羽咋22.5%、佐渡34%) よりも、野生復帰の事業自体の成否を案じる感情が、放鳥前段階では共通して存在しているといえる。

一方で、羽咋市において特徴的なのは、「見物客のポイ捨て等の問題 (33.3%)」が「農業面での心配 (22.5%)」を上回り、多く挙げたことである。佐渡市では「農業面での心配」は34%、「見物客のポイ捨て等の問題」は14%であった。離島である佐渡市とは条件が異なり、既存の観光資源(千里浜ドライブウェイ等)を有する羽咋市においては、外部からの見物客増加に伴う生活環境や営農環境との摩擦が懸念として認識されていることが窺える。石川県をはじめとした関係団体で構成される「能登地域トキ放鳥受入推進協議会」では、今後のトキの放鳥に向けて「トキの観察マナー」を公開している¹¹。こうしたルール周知が不可欠であるが、実際に放鳥した後も、そのルールがきちんと機能することが必要である。

(3) 「地域のシンボル」化に向けた環境教育や啓発活動の課題

佐渡市では放鳥直前の段階の調査結果で、すでにトキが「佐渡を象徴するもの」のトップ (31%) であったが、現在の「羽咋市の象徴」は「千里浜」や「ドライブウェイ」、「UF0」が多く挙げられ、「トキ」は0.8%とごく少数である。そして、回答者にとってトキの認識では「貴重な鳥 (28.2%)」が最も多く選ばれていた。佐渡市での調査では当時、「地域の誇り・象徴・シンボル」26%、「豊かな環境の象徴やバロメータ」19%、「貴重な鳥」18%であった。しかし、「羽咋市の誇り・象徴・シンボル (12.0%)」と「能登半島の誇り・象徴・シンボル (11.3%)」を合計すれば、「貴重な鳥」の回答割合とあまり変わらない割合となる。実際、羽咋市で放鳥されたトキは羽咋市内にとどまる個体もいれば能登半島に広く生息する個体も出てくることが予想される。したがって羽咋市だけではなく、広く能登半島のシンボルとして捉え

¹¹ 基本はトキを驚かせないようにやさしく静かに見守ることとし、車から降りずに観察する、繁殖期(2月～7月)は巣に近づかない、餌を与えない、農道や林道に駐車しない等が求められている。

能登地域トキ放鳥受入推進協議会「トキの観察マナー」

<https://www.pref.ishikawa.jp/sizen/toki/manner/index.html> (2026年3月26日閲覧)

ていく認識が今後どう変化していくのか注視することが必要である。

なお野生復帰にあたり、放鳥される生物種を「地域のシンボル」と捉えることは、先行して実施されている兵庫県豊岡市のコウノトリや佐渡市のトキの事例で報告されている。野生復帰の事業そのものは行政が主体となっていること、そして、対象となる生物は絶滅のおそれが高く、生態系の上位に位置する生物であることから、野生復帰が実施される地域の住民にとっては対象生物との共生が強制され、いわば「強いられた共生」となることが懸念される。しかし、豊岡市や佐渡市では、コウノトリやトキを「地域のシンボル」として活用することを通じて、コウノトリやトキが地域資源化され、野生復帰が住民に受け入れられてきたことが示されている（本田 2015）。すなわち、対象種の地域資源化は、野生復帰が成功するためのプロセスの1つとなっていると考えられる。

すでに羽咋市には、放鳥実施後にトキが「地域のシンボル」へと変容し得る基盤が存在する。その根拠は、本州最後の野生トキが生息していた地域であるという事実と、当時から地元住民による保護活動があった事実があることである。トキの保護活動に尽力した人物として、自由記述形式で、回答者の97.4%が「村本義雄氏」を挙げている。そして、放鳥賛成の理由（「もともと野生の鳥だから」40.6%）や生息希望の理由（「もともとトキが生息していたから」25.4%）が上位に挙がっていることは、単なる過去の生息記録ではなく、トキを見守り続けた地域の物語が継承されていることが推察される。

回答者の67.0%が羽咋市内での野生復帰の成功に向けて「何かする意思がある」と前向きな姿勢を示す一方で、内容としては「トキを大事に思うようにする（59.3%）」や「環境に配慮した生活を実践する（44.7%）」が多く選ばれ、「目撃情報の提供／モニタリング調査に協力する（20.8%）」や「農薬をできるだけ使わない／使っていない作物を買う（18.2%）」「トキの生息地づくりに協力する（16.2%）」といった実際の行動を伴う内容の回答割合は比較すると低い。

また、回答者の74.2%がトキ保護に関する環境教育・啓発活動の必要性を認める一方で、それらが「十分に行われている」との認識はわずか4.2%にとどまり、「少し行われていると思う（34.1%）」、「わからない（30.5%）」、「あまり行われていないと思う（26.8%）」が上位に選ばれていた。放鳥の実施にあわせて、今後環境教育・啓発活動が展開されていくことは予想されるが、学校教育や広報誌・インターネット上のサイトを通じて、トキの生態のみならず、市民がどのようなことができるのかについて情報発信を継続していくことが必要である。このような取り組みを通じて、トキを「貴重な鳥」から、羽咋市の「地域のシンボル」へと変容させる意識につながっていくことが期待される。

（4）行政の責任と今後の野生復帰のあり方

羽咋市内に生息するトキに対する責任の所在について、「環境省（国）（33.2%）」や「石川県（19.9%）」、「羽咋市（17.0%）」が上位を占めた。佐渡市での2008年時点の調査では、「国（31.8%）」、「佐渡市民全体（22.2%）」、「佐渡市（11.9%）」であった。なお、羽咋市の調査では「羽咋市民全体」が8.6%であるが、直近の佐渡市での調査（2024年実施）では「佐渡市民全体」の選択割合は10.1%となっていることから、野生復帰されたトキの対応について、市民個人にはでき得ることに限界があるという認識があることが窺える。

また、今後の野生復帰のあり方として、「佐渡と本州と併せて実施（37.8%）」、「佐渡で継続、将来は本州でも実施（36.6%）」を合計すると7割を超える。今回の羽咋市での放鳥は本州初の放鳥となるが、羽咋市民は野生復帰を、佐渡市をはじめとする他地域と連携させるべきものとして認識しており、今後も本州の他地域でのトキの放鳥も計画されている中で¹²、羽咋市での放鳥実施を本州での展開の第

¹² 2027年には島根県出雲市での放鳥実施が計画されている。

読売新聞オンライン「野生復帰に向けたトキ放鳥、「本州」で初めて実施へ…5月末に石川で・500羽前後で安定の佐渡は見送り」<https://www.yomiuri.co.jp/science/20260226-GYT1T00430/>（2026年3月26日閲覧）

一歩として肯定的に受け入れる基盤が存在していると評価できる。

5. おわりに

本報告では、2026年5月に予定されている本州初のトキの放鳥に向けて、石川県羽咋市民を対象に実施したアンケート調査の結果を報告し、その受容の現状と課題について考察した。調査の結果、羽咋市民のトキ放鳥に対する賛成は7割を超え、事前の社会的受容の状況は高いことが確認できた。今後は、実際の放鳥の後に再度羽咋市でアンケート調査を実施し、トキの生息に伴って市民の意識がどのように変容していくかを継続的に追跡・分析していく予定である。本報告が、今後の円滑な合意形成とトキをシンボルとした地域づくりや広域的な野生復帰事業の推進に向けた一助となれば幸いである。

「はじめに」でも述べたように、2026年3月に環境省が公表したレッドリストにおいて、トキは「絶滅危惧ⅠA類」から「絶滅危惧ⅠB類」へと引き下げられた。これは国内で野生復帰が実施されてきたコウノトリのランクダウンと同様であり、これらの野生復帰の取り組みが成果を上げてきていることを意味する。一方で、今回のレッドリストでは身近な存在であったコサギやウミネコといった鳥類が新たに「絶滅危惧Ⅱ類」に掲載されたことから、鳥類を取り巻く自然環境には依然として課題が多い。トキやコウノトリの野生復帰事業の根底には「生態系の復元」という大きな目標がある（羽山 2019）。これらの取り組みが特定の生物種の保護にとどまらず、他の多様な生き物の生息環境の改善へと波及していくことを強く期待したい。

6. 付記

羽咋市で実施したアンケート調査には、日本学術振興会の科学研究費補助金（基盤研究 B:23K22287）および大正大学地域構想研究所からの助成を用いました。調査にご協力いただきました羽咋市民の皆様、羽咋市産業建設部農林水産課の井戸様をはじめとする羽咋市役所の皆様、石川県生活環境部自然環境課トキ共生推進室の競様、山際様、環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室の鴛海様には厚く御礼申し上げます（ご所属については2026年3月時点の情報をもとに記載しております）。

また、本研究の設計等で多大なご助言をいただきました大正大学の高橋正弘先生、アンケート調査の入力作業に協力いただいた大正大学公共政策学科の学生4名（太田暖菜氏（2026年3月卒業）、内山晶未氏（2026年3月卒業）、丸田瞳悟氏（2026年3月卒業）、安彦匠翔氏）にも併せて感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 高橋正弘・本田裕子：佐渡市におけるトキ放鳥16年後の野生復帰事業をめぐる住民の意識調査について、地域構想、Vol.7、pp.5-17、2025.
- 2) 羽山伸一：野生動物問題への挑戦、東京大学出版会、2019.
- 3) 本田裕子：放鳥直前期におけるトキ放鳥への住民意識－佐渡市全域のアンケート調査から、東京大学農学部演習林報告、Vol.121、pp.149-172、2009.
- 4) 本田裕子：野生復帰事業における住民意識の比較を通じたコウノトリやトキの地域資源化について、環境情報科学論文集、Vol.29、pp.225-228、2015.
- 5) 本田裕子：佐渡市の住民によるトキの「地域のシンボル」視をめぐる考察、環境情報科学論文集、Vol.39、pp.348-354、2025.

研究ノート



いわゆる「ふるさと納税」(寄附金税額控除)の 問題点と今後のあり方

片山善博

大正大学 地域構想研究所 所長

(要旨) いわゆる「ふるさと納税」については、かねてその問題点が指摘されてきたにもかかわらず、その改善はこれまでほとんどなされていない。ところが、最近になって国はやっと重い腰を上げ、この制度に対する批判の一端を解消すべく制度改正に着手した。

この機会をとらえて、そもそもふるさと納税とはどんな制度か、その理念や意義は何か、現行制度が抱える病理や課題、ふるさと納税を通じた自治体への寄付の現状などを整理するとともに、このたび国が始めようとしている改正のねらいと背景、この制度の本格的な改善に向けての今後の課題などを明らかにした。

また、これまでこの制度に翻弄されてきた自治体はこれにどう向き合うべきか、今後予想される制度改正を睨んで、自治体にはどんな準備や心構え、振る舞い方が求められるかについても詳らかにしている。

キーワード：ふるさと納税、寄附金税額控除、税制改正、地方交付税制度、税源の格差是正

1. はじめに

いわゆるふるさと納税について、「令和8年度税制改正の大綱」(2025年12月2日閣議決定)の中で、従来とは異なる視点での見直しが行われることになった。¹ これまでもしばしば見直しが行われてはきたが、それらは例えば制度を拡充したり、制度を所管する総務省の権限を強化したりするもの、あるいは実務上の取扱いを整理するものが中心だった。

それに比べて、このたび行われる見直しについては、その内容は後述することとするが、そこにはこの制度が持つ欠陥や不具合に起因する批判の一端を受け入れ、多少なりとも制度を改善しようとする意思が反映されている。今後の本格的な見直しに向けてささやかな第一歩を踏み出そうとする姿勢を読み取ることができるのである。

良い機会であるので、あらためてこの制度が内包する課題や問題点を整理するとともに、このたびの見直しを含めて今後の制度の本格的な見直しの方向、この制度と深い関係を持たざるを得ない自治体がこれにどう対応すべきかなどについて論じることとする。

2. ふるさと納税とは何か

ふるさと納税とは、個人が都道府県あるいは市区町村に寄付をした場合に、国や学校法人、社会福祉法人などに対する寄付について認められている通常の寄附金税額控除に上乗せして、寄付額から2,000

¹ 政府が閣議決定した「税制改正の大綱」は、それに先立つ与党(このたびは自由民主党及び日本維新の会)が決定した「令和8年度税制改正大綱」の内容を政府の方針として受け入れたものである。

円を引いた額に達するまで、寄付した人が本来納めるべき住民税の額から控除される仕組みである。自治体に対する寄付に限定して認められる寄附金税額控除の特例である。ただし、寄付額が本来納めるべき住民税額の2割を超えると、その超えた額は控除の対象から除外される。²

例えば、納めるべき個人住民税（都道府県民税及び市区町村民税の合計額）の額が100万円の人であれば、その2割の20万円までの寄付が制度の対象となる。もしこの人が20万円をいずれかの自治体に寄付したとすれば、通常の寄附金税額控除と特例の寄附金税額控除を通じて、2,000円を上回る19万8千円が本来納めるべき住民税及び所得税の額から控除される。自治体に対する寄付は、国や学校法人、社会福祉法人などに対する寄付に比較し、破格に優遇されている。

では如何なる理念のもとにこの破格の優遇制度は設けられているのか。これにどのような意義があるのだろうか。それについて総務省はホームページで「ふるさと納税の理念」として次のように説明している。すなわち「地方で生まれ育ち都会に出てきた方には、誰でもふるさとへ恩返ししたい思いがあるのではないのでしょうか。育ててくれた、支えてくれた、一人前にしてくれた、ふるさとへ。都会で暮らすようになり、仕事に就き、納税し始めると、住んでいる自治体に納税することになります。税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みができないか。そのような思いのもと、「ふるさと納税」は導入されました。」³というのである。

この説明からは、ふるさと納税制度を通じて寄付金控除の適用を受けられるのは、「地方で生まれ育ち都会に出てきた方」が「ふるさとへ貢献する」ために寄付をした場合に適用される制度だと思われるが、実際に地方税法に規定されている仕組みはそうではない。同法第37条の2及び第314条の7によれば、地方で生まれ育ったかどうかとは関係なく、住民税所得割の納税義務者なら誰でも適用を受けられるし、寄付をする先の自治体もふるさとに限定することなくどこの自治体でもいい。⁴

結局、出来上がった制度は「ふるさと」とは直接関係がない。先の総務省の説明をあらためて熟読すると、この制度は「ふるさとへ貢献する仕組みができないか」との「思いのもと」に導入された、すなわち「ふるさとへ恩返ししたい思い」だとか「ふるさとへ貢献する仕組み」などは、この制度を発想する際の単なるきっかけにすぎないことがわかる。つまるところ、総務省は実定法に基づく「ふるさと納税の理念」については何も説明していない。

3. ふるさと納税の宿痾ーミッションなき制度

なぜ総務省はふるさと納税の意義を説明しないのか。すでにふれたとおり通常の寄附金税額控除は自治体だけでなく国、学校法人、社会福祉法人などに対する寄付も対象とされているが、どうして自治体向けの寄付についてのみ特例制度を設けて破格に優遇するのかという疑問は、この制度が始まった当初から提起されていた。これに対する答えが、先の発想のきっかけを説明した「ふるさと納税の理念」である。

なぜ、きっかけしか説明しないのか。それは、それぐらいしか説明できないからだろう。たしかに、この制度を検討することになったきっかけは、「ふるさとへの恩返し」や「ふるさとへの貢献」だった。

この点について、総務省が設置した「ふるさと納税研究会」報告書（平成19年10月5日）では、「多くの国民が、地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税を

² 地方税法第37条の2、第314条の7及び所得税法第78条

³ 総務省ホームページ：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/policy/

⁴ 例外として、返礼品規制に抵触する自治体は除外される

する。その結果、都会の地方団体は税収を得るが、彼らを育んだ「ふるさと」の地方団体には税収はない。そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」との「問題提起」が冒頭で取り上げられている。

しかし、この問題提起をきっかけにして「ふるさと納税」制度を具体化しようと検討したところ、「ふるさと」としてイメージするのは人によって様々で、自分が生まれ育った地域や教育を受けた地域だけでなく、両親の出身地で幼少期に自然体験をした地域、自分は住んだことはないが現在両親が居住している地域なども含むとすれば、「ふるさと」とすべき自治体を制度上限定する」ことには無理があるとの結論に達している。⁵

要するに「ふるさと納税」は制度を検討した初期の段階ですでに、「ふるさと」とすべき地域や自治体を特定することはできないことが判明していた。それならば、先の「ふるさとへの恩返し」や「ふるさとへの貢献」を税制上具現化するのは無理なのだから、その時点で早々に導入を断念すべきだったといえる。

ところが、結果として「ふるさと納税」は地方税法上の制度として導入された。一般に税制上のこの種の優遇措置や補助金による優遇措置を設ける場合には、その狙いや意義がなければならない。それを欠いた優遇措置は単なるバラマキだったり、不公正や財政上のムダを生むだけに終わったりする。ふるさと納税は制度導入以来今日に至るまで、その意義や狙い、ミッションを欠いたまま存続してきた。

4. ふるさと納税という呼び名に根拠はない

「ふるさと納税」という名称が使われているが、この名称は制度の仕組みや内容とかけ離れていてふさわしくない。まず、先に見たとおり、この仕組みはあくまでも寄付金税額控除であり、納税ではない。「ふるさと納税」というと、あたかもどこかの自治体に税を納めているような印象を与えるが、それはまったくの誤解である。

また、「ふるさと納税」というが、制度の仕組みは「ふるさと」と関係がないことも先に見たとおりである。この制度が検討された段階では、「ふるさとへの恩返し」や「ふるさとへの貢献」のための制度創設という動機があったかもしれないが、実定法上は「ふるさと」とは関係なく、誰でも、どの自治体に対する寄付であっても優遇する制度として出来上がった。地方税法における関係条文のどこにも「ふるさと」という用語やそれを連想させる規定はない。

したがって、これを「ふるさと納税」という名称で呼ぶ根拠はないのだが、総務省はこの制度の運用に関する報道発表資料である「ふるさと納税に関する現況調査結果」にも見られるように、公的な資料に「ふるさと納税」という用語を使っている。これは理念も意義もない施策であるにもかかわらず、あたかも「ふるさとへの恩返し」なり「ふるさとへの貢献」なりの目的でできた制度であるかのような体裁を取り繕っていて、実にミスリーディングである。

筆者はかつてこのことについて総務省の関係者に指摘したことがある。それに対しては、「この制度は、ふるさと納税研究会報告書で取り上げているように、『ふるさとへの恩返し』や『ふるさとへの貢献』の気持ちを、『ふるさとにいくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか』との『問題提起』から始まっているので、この名称で呼んでいる。実際に、寄付者の中には自分のふるさとに寄付をしている人もいるはずだから、決して間違っているとはいえないのではないか」との答えだった。

論理的にこの答えが間違いだとはいえないのかもしれないが、所詮は詭弁であり、屁理屈でしかない。この理屈が通用するのであれば、次のような説明も可能になる。低所得者向けの優遇制度を設けよ

⁵「ふるさと納税研究会」報告書8頁

うと検討を始めたが、対象者を的確に絞ることができなかったため、やむなく誰でも適用を受けられる優遇措置を設けたところ、それを利用する人のほとんどは高額所得者だったとする。

しかし、この制度の検討を始めた際の動機は、低所得者向けの優遇制度を設けることだったし、実際にも高額所得者だけでなく中には低所得者も利用していると考えられるので、これを「低所得者向け優遇制度」と呼んでも、決して間違っているとはいえない、ということになる。このたとえ話を持ち出せば、「ふるさと納税」という呼び名のうさん臭さがよく理解できるはずだ。

5. 導入のきっかけとなった「問題提起」は自治制度への理解に乏しい

ふるさと納税研究会がこの制度の検討を始める際のきっかけとなった「問題提起」についても、検討を加えておく必要がある。というのは、この「問題提起」は地方財政の基本的な仕組みについての理解を欠いていることから、そもそもこの「問題提起」をまともに受けとめたこと自体がピント外れだったといえるからである。

「問題提起」が言わんとすることの一つは、地方で生まれ育ち、その後都会に出ている人の場合、ふるさと自治体の負担で生まれ、教育を受けさせてもらったのに、その恩のあるふるさとには財政面で貢献することなく、子どもの頃に世話になっていない都会の自治体にのみ納税していることに釈然としないということだろう。

この言い回しは多くの人の共感を呼びそうなのだが、そもそも地方財政の仕組みや大事な論点を見落としている。まず、たしかにその人は子どもの頃、ふるさと自治体が提供する福祉や教育の恩恵を受けている。ただ、それに要する自治体の経費には、その自治体の住民が納めた地方税だけでなく、都会の人が納めた国税の一部が地方交付税や義務教育費国庫負担金などとして地方の自治体に交付される財源が含まれている。財政力の脆弱な地方の自治体であれば、後者の財源の額が前者のそれをはるかに上回っている。

また、地方で生まれ育ち今は都会に住む人は、地方税はその住所地の自治体にしか納めていないが、その人が納める国税の一部は、他の納税者が納める国税の一部とともに、全国の地方の自治体に交付される地方交付税などの財源になっている。決して恩のあるふるさとに対して何らの貢献をしていないわけではない。こうした地方財政の仕組みに対する理解が進めば、先の情緒的な言い回しが実は裏付けのない事実誤認であることを理解できるだろう。

「問題提起」の中でもう一つ指摘しておかなければならないのは、ふるさとに「納税できる制度があっても良いのではないか」という点である。そもそも住民税は、現在自治体が提供する行政サービスと、それに対する広い意味での対価を納税者が負担するという応益関係を基本として成り立っている。

過去にそれこそ「ふるさと」の自治体から行政サービスを受けて育った人であっても、今その自治体から行政サービスを受けていなければ応益関係は存在しないので、その自治体との間で課税・納税の関係が発生する余地はない。課税・納税関係が発生するのは、その人が今住んでいる自治体との間である。もし、その人が住所地以外の自治体にお金を拠出したいのであれば、それは寄付という手法を用いるほかない。そんなことにはお構いなしにあっけらかんと「納税」という用語を使っている「問題提起」は、この地方自治と地方税の基本関係を弁えていない。

6. ふるさと納税の現況

ふるさと納税による寄付の受け入れ額などの現状については総務省が毎年調査を行い、その結果を公表している。最新の調査結果である「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和7年度実施）」による

と、2024年度のふるさと納税による寄付受入れ額は約1兆2,728億円であり、この額は10年前の2014年度の寄付受入れ額のおよそ32倍に相当する。

一般にふるさと納税による寄付を受け入れた自治体は、寄付者に対してなんらかの返礼品を送るのが通例である。これについては、返礼品の調達価格が寄付額の3割を超えないという条件が地方税法によって課されている。⁶これについて総務省の調査結果を見ると、返礼品の調達に要した費用はおよそ3,200億円であり、たしかに全体としては寄付受入れ額の3割の範囲内に収まっている。

ただ、返礼品の調達額にその送付料や寄付募集のための広報費用、寄付を仲介するポータルサイト運営事業者を支払った費用などを加えると、その額は5,900億円に達していて、寄付受入れ額の46%強を占めている。せっかくの寄付金も、実際に自治体の財源として活用可能な額はその半分程度にすぎない。ふるさと納税を通じて5,900億円の貴重な財源が地方財政から逸失しているのである。現下の厳しい地方財政に、このような巨額の財源をみすみす失うことを許容するだけの余裕はないにもかかわらずである。

ここで筆者が特に気になるのは、ポータルサイト運営事業者への支払額が寄付受入れ額の13%に相当する1,656億円もあることである。これまでふるさと納税に対しては、それが官製カタログ通販事業に墮しているという根強い批判があるが、その批判の元となっているのが、このポータルサイト運営事業者の存在である。この点をどうすべきかということについては、後述することとする。

7. ふるさと納税は大都市自治体から地方への税源移譲の機能を果たしているか

その後、政府関係者やふるさと納税を推進する人たちによって、ふるさと納税制度を擁護するべく断片的・後追的にいくつかの意味付けがなされてきた。その一つが、ふるさと納税は税源が豊かな大都市自治体から、税源の乏しい地方の自治体への財源移転効果を生んでいるという主張である。

たしかに、先の総務省の現況調査結果によると、ふるさと納税の受け入れ額が多い自治体は北海道白糠町、別海町、根室市、紋別市や宮崎県都城市、宮城県気仙沼市など地方の自治体が上位を占めている。⁷

その一方で、住民が他の自治体に寄付したことによって生じる住民税の流出額が多いのは、横浜市や川崎市、さいたま市、千葉市、東京都世田谷区や港区など東京圏の自治体のほか名古屋市、大阪市、福岡市、京都市、札幌市などの大都市が上位を占めている。

これだけを見ると、ふるさと納税は大都市部の自治体から地方の自治体への財源移転効果をもたらしているといえなくもない。ただ、総務省の公表資料ではふれられていないが、住民税流出額の75%に相当する額が地方交付税で補填されることから、川崎市など地方交付税の不交付団体は別にして、横浜市をはじめとする大半の大都市の住民税流出額は名目上巨額に上るものの、財政運営への痛みはそれほどでもない。

さらに、この補填される財源は、本来であれば税源が乏しい地方の自治体に交付される地方交付税の充実に充てられるべきものであるが、それがふるさと納税による減収の大きい大都市部の自治体の減収補填にごっそり向けられていることにも留意すべきである。

ふるさと納税を通じた住民税の減収と寄付金による増収という表面上の財源移転だけを見ると、あたかも税源の豊かな大都市自治体から税源の乏しい地方の自治体への財源移転効果があるように思える

⁶ 地方税法第37条の2第2項第2号、第314条の7第2項第2号

⁷ 総務省の資料では、受け入れ額が最も多いのは兵庫県宝塚市であるが、同市への寄付額のほとんどは市内在住の個人が市立病院に寄付したものであるため、本文での記述では除外した。

が、これを地方交付税制度も併せて考察すると、決してそうではないことが理解できるはずだ。

さらに、自治体の財政だけでなく、市民が受け取る返礼品のことまで含めると、大都市から地方への財源移転効果があるという説はいつそう疑わしい。このことについて横浜市を例にとってみると、2024年度の同市の住民税流出額はおよそ343億円であり、その75%が地方交付税により補填されるので、市財政にもたらす実損はおよそ85億円である。

一方、同市の住民は寄付先の自治体から寄付額のおよそ3割、金額にして100億円程度の返礼品を受け取っていると推定される。市民が得た返礼品の額は市財政の実損を大きく上回っているのである。以上を整理して市の懐と市民の懐とを合わせると、ふるさと納税を通じて横浜市全体としてはむしろ潤っていることが推定される。

それに先に見たとおり、寄付額の46%に相当する5,900億円もの財源が地方財政から失われている。仮にふるさと納税が大都市から地方への財源移転効果を多少持っていたとしても、それを通じてこれだけの巨費が失われていることを考えると、あまりにもムダが多い。真に財源の裕福な大都市から財源の乏しい地方への財源移転を期すのであれば、地方交付税を活用する手法による王道を歩む方がよほど賢明であるはずだ。

8. その他の後付け的意味付けも説得力に欠ける

このほか、ふるさと納税の後付け的意味付けの一つに、ふるさと納税を通じて地震などの災害の被災地に寄付が集まることから、被災地の復旧・復興支援に役立っていると強調する人もいる。

それについて先の総務省の現況調査結果を見ると、ふるさと納税を通じた寄付のうち「災害支援・復興」に充てられた金額はおよそ92億円であり、寄付額全体の1%にも満たないのが現状である。もし被災地支援のための寄付をもっと増やしたいというのであれば、ふるさと納税などではなく、例えば日本赤十字社を通じた被災地や被災者に対する寄付について、税制上の優遇措置を現行制度より充実させるなどの方法がとられるべきだろう。

また、ふるさと納税は返礼品を通じて、地域経済の振興や雇用創出に貢献しており、地方創生の一翼を担っていると説く人もいる。これまでほとんど顧みられることのなかった地方の特産品が、ふるさと納税の返礼品として取り上げられることによって、大都市部の住民から評価され、それがその商品の生産増と雇用拡大をもたらしているというわけだ。

いくつかの自治体のふるさと納税の返礼品に人気が集まり、それを生産する企業が新たに設備投資を行い、雇用者数を増やしたという話を聞くことはある。ただ、それは決して市場において消費者から真つ当な評価を受けたが故のことではない。

ふるさと納税の返礼品市場に出回る商品は、自治体がそれを調達する際の価格は市場価格ないしそれに近い価格かもしれないが、返礼品をもらい受ける寄付者にとっては、その市場価格は意味をなさない。

ふるさと納税の利用者が寄付を通じて負担する実質負担額（寄付額から寄付金税額控除の額を差し引いた金額）はわずか2,000円にすぎない。その人が10万円をどこかの自治体に寄付すれば、通常は3万円に相当する返礼品を受け取ることができる。仮にその返礼品の市場価格が3万円だったとすると、寄付した人は2,000円の負担で3万円の商品を手に入れることができる。寄付者にとっては、投げ売りの超格安セールに等しい。

返礼品として人気が高いのかもしれないが、それはふるさと納税返礼市場という寄付者から見れば超格安市場でのみ通用する人気でしかない。これは一種の特需であって、これがまともな地域経済の振興や雇用創出につながっているなどと誤解してはならない。

かつての戦争特需が戦争終結とともに消失したように、ふるさと納税という歪で不健全な税制が廃止されれば、それと同時に消えてなくなるはかない特需であることを、自治体関係者も返礼品供給事業者も冷静に認識しておく必要がある。

9. ふるさと納税に関する「令和8年度税制改正」とその方向

以上述べたように、ふるさと納税にはあまりにも問題が多い。では、これをこれからどうすべきか。筆者はこの制度は早急に廃止されるべきだと考えているが、すでに制度が始まった2008年から長い期間を経過し、それなりに納税者の間で定着している制度を直ちに廃止することは、今の政治状況に鑑みれば至難の業だろう。

そこで次善の策として、取り敢えずは制度が抱える問題点をできるだけ解消ないし縮小する方向での改正を積み重ねることが現実的ではないかと考えている。冒頭でふれた「令和8年度税制改正の大綱」に盛り込まれている改正案の内容も、その方向での第一歩だといえる。

令和8年度の税制改正に盛り込まれた主な内容の一つは、ふるさと納税を通じた寄付に係る寄付金税額控除に上限を設けることである。すでに述べたように、現行税制では寄付額のうちふるさと納税の対象になるのは、本来納めるべき住民税の額の2割を上限としているので、その割合の範囲内であれば控除の絶対額が多額になっても制約を受けることはない。

このたびの改正では、給与収入であれば1億円以上に相当する高額所得者を対象に、住民税の控除額について193万円の上限を設けることとしている。これは、近年のふるさと納税の返礼品として、例えば純金製の箸（寄付額900万円）やキャンピングトレーラー（寄付額3,000万円）が用意されるなど、この制度がもたらした富裕層の節税対策になっているとの批判に応えるものである。

また、寄付額のうち自治体が活用できる財源（返礼品の調達やポータルサイトへの手数料などを差し引いた金額）の割合を現行の5割から4年間で段階的に引き上げ、6割以上にするとともにしている。これは、ふるさと納税を通じて巨額の財源が返礼品などとして地方財源から逸失しているとの批判に応えるものである。もちろんこの程度の改正ではまだまだ不十分であり、今後この割合をさらに高くする改正が求められる。

これらは、これから行われるべき本格的な改正のささやかな一歩に過ぎない。ただ、これまで提起されていた制度への強い批判に対して、国がやっと重い腰を上げて改善を進めようとする姿勢が窺えるので、その点については評価したいと思う。

10. ふるさと納税に関する次なる改善策

では、以上の第一歩の次にはどんな改正があり得るのか。様々な方策が考えられるが、例えば、現行制度では寄付額のうち2,000円を引いた額が住民税などから控除されるが、計算上の基礎となる寄付額を、実際の寄付額から返礼品に相当する額を差し引いた「実質的な寄付額」に改めるという案がある。

これは、総務省の税制担当局長としてこの制度の改善を志したものの、当時の政権に受け入れられず、その後は立教大学特任教授などとして地方財政や地方税制の研究に携わった平嶋彰英氏が提唱した改革案の一つである。⁸

この案によっても、自治体に対する寄付が度を越えた優遇を受けることに変わりはないが、少なくともふるさと納税によって、寄付者が寄付額を上回る経済的メリットを享受している現在の歪な状態は解

⁸『日経グローバル』No419、2021年9月6日発行、p38、日本経済新聞社

消できるので、本格的改正に向けて一步前進にはなる。

より本格的な改善案としては、自治体がふるさと納税を通じて集めた寄付金の額を地方交付税の算定に用いる基準財政収入額に算入する方法がある。⁹本来自治体が出た寄付金は基準財政収入額に算入しないルールだが、政府自らが「ふるさと納税」と呼ぶほどだから、他の寄付金とは区別して、税と同じように扱うことがあってもいいだろう。

現行制度では、仮に地方税が1億円増収になった場合、地方交付税が7,500万円減額されるので、実増収額は2,500万円であるのに対して、ふるさと納税で1億円を集めるとそれがそのまま自治体の増収となる。そこでいきおい自治体は地道な税源の涵養に努めるより、手っ取り早くふるさと納税で寄付を集めることに躍起になる。もしふるさと納税の寄付を基準財政収入額に算入することにすれば、自治体のこうした不健全な姿勢は一気に改まるはずだ。

11. いわゆるポータルサイト事業者の排除

また、別の視点から、たびたびふれたポータルサイト事業者の仲介した寄付はふるさと納税の寄付金税額控除の対象から除外するという改正も効果的だろう。先に見たとおり、ふるさと納税制度は「ふるさと」とは無縁の制度として出来上がっている。

ただ、政府はあくまでもこの制度の導入に至ったきっかけは「ふるさとへの恩返し」だと言い張り、さらに最近では、実定法上は何らの根拠もないのだが、この制度の意義として、「生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること」を強調している。¹⁰

その言わんとする気持ちをまったく理解しないわけではないので、百歩譲ってふるさと納税の趣旨を敢えてそこに見い出すとして、民間のポータルサイト事業者のまるでネット通販のカタログもどきのホームページを通じてなされた寄付が、総務省の言う趣旨に適しているといえるのか。

ポータルサイト事業者とふるさと納税との関係については、2025年10月からポータルサイトを利用した寄付者に対して事業者がポイントを付与することが禁止されている。その理由について当時の総務大臣は、「公金を使用した公的な税制上の仕組みでありまして、いわゆるインターネット通販であってはならない」と前置きした上で、「この見直しは、ポイント付与で寄附者を誘引するポータルサイト等が利用されて、その付与率に係る競争が過熱化することが、ふるさと納税の趣旨に則った適正なものとはいえない」と説明している。¹¹

ポイント付与はふるさと納税の趣旨から外れるが、ポイントさえ付与しなければ、ふるさと納税の趣旨に則っていると言っているに等しいのだが、この説明にはまったく同意できない。そもそもポータルサイト事業者が介在していること自体がすでに「インターネット通販」そのものとみなすべきだからである。ポイント付与の有無などという些末なことではなく、そもそもポータルサイト事業者の介在自体を排除することが、ふるさと納税の本格的な改正点の一つになるはずである。

⁹『税務経理』2025年10月3日、p1、時事通信社

¹⁰ 総務省ホームページ：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/policy/

¹¹ 総務大臣記者会見録(2025年9月9日)：

https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02001470.html

12. 自治体はふるさと納税にどう向き合うべきか

ふるさと納税に対するこれまでの自治体の対応にはいくつかの類型が見られた。一つは、自治体の財源を確保するためにこの制度を積極的に活用してきた自治体である。これは税源に恵まれない地方の自治体に多く見られる。

次に、地方自治の原理にもとるふるさと納税制度には否定的な考えを持ちつつも、これを活用しなければ「取られ損」に終わることから、渋々ではあるが返礼品競争に乗り出している自治体もある。これはもっぱら大都市部の自治体に多いが、地方の自治体の中にも、首長の見識によってこの類型に属する自治体もある。¹²

さらに、ごく一部の自治体は敢えて返礼品競争に参入しない自治体もあるし、そもそも受け入れる寄付がふるさと納税の特例控除の対象になることを申請しない自治体もある。¹³これは財政的に裕福な自治体で、いわば「金持ち喧嘩せず」を決め込んでいるようでもある。

自治体の対応は以上のように分かれるが、そのいずれであるにしても、先述した「令和8年度税制改正の大綱」の改正内容に鑑みると、今後は一気に廃止には至らなくても、寄付者が享受するメリットを縮減する方向での正常化ないし適正化が順次進められるであろうことを理解しておく必要がある。

それを残念だと思う自治体があるかもしれないが、そもそもふるさと納税は自治体間の税の奪い合いを助長し、地方財政の円滑な運営を妨げる本来あるまじき存在なのだから、できるだけ早く廃止されるべきである。そのことを念頭におき、そこに至るまでの正常化ないし適正化が順次図られるべきものであるとの認識を自治体間で共有しておくことが大切である。

その上で、とりわけ先の1番目の類型に属する自治体は、今のうちからふるさと納税の寄付に依存することなく予算のやり繰りができるよう、地道な財政運営を心掛け、そのための体制を整えておくことが肝要である。

併せて、ふるさと納税の廃止に向けた正常化ないし適正化のピッチを上げるためには、自治体がこぞって、この制度が早く廃止されるよう、政府や国会に強く働きかけることが求められる。今のところ、公然と国に働きかけているのは、先の2番目と3番目の類型に属する自治体に限られている。ちなみに、東京23区で構成する特別区長会は、2025年12月5日総務省に対し、この制度の廃止を含めた見直しに加え、控除額に上限を設けることや返礼品経費の上限引き下げについては直ちに実現すべきだとする要請を行った。特別区長会はこの要請の中で、「(ふるさと納税制度は) 地方税本来の趣旨を逸脱し、地方自治の根幹を破壊している」と強く批判している。¹⁴

こうした要請が、先の「令和8年度の税制改正の大綱」におけるふるさと納税の見直しにつながったものと思われるが、自治体は互いに税を奪い合うという異常な状態から1日も早く脱却できるよう、1番目の類型の自治体も2番目の類型の自治体も、こうした動きと一緒に声を上げるべきだと思う。

¹² ふるさと納税に疑問を持ち、これに参加することを潔しとしないものの、やむを得ず参入せざるを得ない苦しい胸の内を綴った書簡を筆者のもとに送ってきた地方の首長が何人かいた

¹³ 2019年度の税制改正により、総務大臣が基準に適合する地方自治体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する制度が創設されるとともに、その指定は自治体の申し出に基づくものとされた。東京都は当初からこの申し出を行っていないため、東京都に対する寄付は住民税の特例控除の対象とはならない。

¹⁴ 2025年12月6日日本経済新聞朝刊「東京・首都圏経済」欄

南魚沼市ふるさとワーキングホリデーに見る 若者リピーター層構築のポイント

金子洋二¹、倉田智浩²

¹大正大学 地域創生学部地域創生学科 准教授

²一般社団法人 愛南魚沼みらい塾 理事

(要旨) 本稿は、新潟県南魚沼市における「ふるさとワーキングホリデー」事業の事例分析を通して、同事業が抱える課題の解決に資する要因を整理すると共に、その中から若者リピーター層の構築につながるポイントを明示することを目的とする。まず、先行研究や他地域の事例分析より、同事業が抱える課題として、(1)制度の趣旨への違和感、(2)地域理解や継続的な関係構築、(3)事務負担の重さと体制整備、(4)実績としての定住・関係人口化、の4点を検証対象として抽出した。次に、これらの課題解決に資する要因と若者リピーター層構築のポイントを探るため、南魚沼市の参加者アンケートおよび事業担当者へのヒアリング結果を分析したところ、「参加者と同世代のスタッフによる運営体制」「複数事業間の連携による重層的な学びと活躍の場づくり」「参加者同士の濃密なコミュニティの形成」などが効果的に働いていることが明らかとなった。

キーワード：ふるさとワーキングホリデー、若者リピーター層、関係人口、移住・定住

1. はじめに

総務省が行う「ふるさとワーキングホリデー」(以下「ワーホリ」と略す)は、地方からの若年層の流出、少子化、人口減少といった社会課題を背景として2016年に創設された事業である。主に都市部の若者が2週間～1か月程度の期間を地方で働きながら過ごし、就労、交流、観光などを通して地域の暮らしを体験することにより、都会の若者が地方地域との関係を強めることをねらいとしている。開始から10年が経過した同制度だが、参加者数の伸びや高い満足度といった成果を上げている一方で、参加地域との継続的な関係構築効果が不明瞭であったり、制度利用をきっかけとした移住・定住の実績が極めて限定的であったりなどの課題を抱えている。また、そうした課題を包括的に扱った先行研究は本稿執筆段階で確認できなかった。そうした中、新潟県南魚沼市では2022年度から同事業に取り組み、参加者数や移住者数、参加者の地域への再訪意欲や再訪実績といった点で他の導入地域と比較して注目すべき成果を上げている。本稿では、南魚沼市の事例が同制度の課題をどのように解決し、さらには若者リピーター層の構築に成功しているのかについて、参加者へのアンケート結果、事業担当者へのヒアリング結果、先行研究や先行事例の分析などを通して考察する。

2. 制度の概要と課題

総務省(2025)が公開している同制度の推進要綱¹には「制度の趣旨」として以下のような文言が掲げられている。

¹ ふるさとワーキングホリデー推進要綱 https://furusato-work.jp/wp-content/themes/furusato/assets/tsk/img/furusatowork_outline.pdf?utm_source=chatgpt.com (2026/2/10 閲覧)

我が国は、人口減少・少子高齢化が急速に進展しており、特に地方の若い世代が、過密で出生率が極めて低い東京圏をはじめとする大都市圏に流入することにより、日本全体としての少子化、人口減少につながっている。人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるためには、地方圏から大都市圏への人口流出に歯止めをかけ、地方への「ヒト・情報」の流れを新たに創出することが重要であり、そのためには、移住にまで至らずとも地域に想いを寄せる人々に対して、当該地域と関わる機会を提供することが重要である。

この文章からは、同制度が都市部の若者と地方地域の関係構築を主たる目的としたものであることがわかり、そのためには単なる制度利用を超えた参加地域へのリピーター層の構築が主要なねらいであることが読み取れる。また、制度の背景となっている社会的課題を踏まえると、リピーターとしての関係に留まらず、関係を発展させた移住・定住人口の増加を期待するものであることが明らかである。人口減少と若年層の流出は一部の大都市圏を除く地方自治体の共通の悩みと言ってよく、制度開設からの9年間で約314の自治体がこの制度を導入している。

ワーホリ事業の対象となる地域は三大都市圏外の市町村または都道府県である。対象経費が1団体あたり1,500万円を上限とし、そこに5,000円×全参加者の延べ滞在日数を加えた額が国から特別交付税として実施自治体に給付される。自治体は運営を民間組織に委託することが可能である。

これまでの実績としては、2016年度から2024年度の9年間で延べ約5,900人が参加し、参加後のアンケートでは99%が満足（「非常に満足」84%、「満足」15%）、97%が継続的な訪問意向があることを示している（図-1・図-2）。また、参加した地域に移住（定住）をした人の数は169人（2.9%）となっている²。

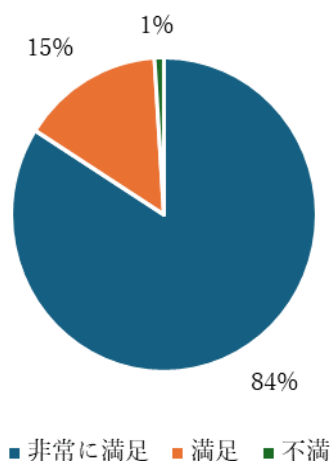


図-1 ふるさとワーキングホリデーの満足度

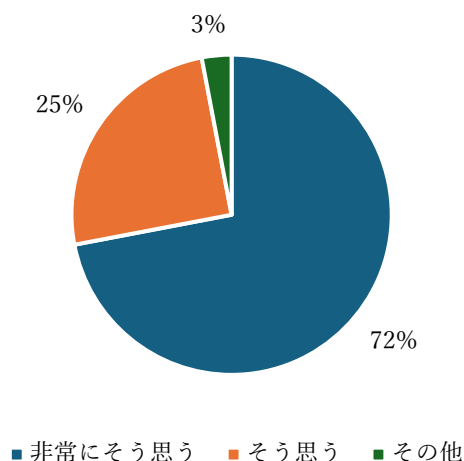


図-2 参加した地域への今後の継続的な訪問意向

出典：総務省 ふるさとワーキングホリデーポータルサイト

一見成功しているように見える同制度であるが、どのくらいの参加者が実際に参加地域を再訪しているかを示したデータは明らかにされておらず、関係構築の実態は不明である。また、移住の実績についてはごく一部の自治体が極端な成果を上げており、その例外を除くと1名でも移住の実績を持つ

² 総務省 ふるさとワーキングホリデーポータルサイト

https://furusato-work.jp/wp-content/themes/furusato/assets_tsk/img/furusatowork_about_202507.pdf（2026/2/10 閲覧）

自治体は極めて稀な存在であるのが現状となっている（表-1）。

表-1 ふるさとワーキングホリデー参加者の移住実績（一部）

受け入れ自治体	移住者数	参加者数	移住者割合(%)
沖縄県	47	230	20.4
宮城県気仙沼市	29	393	7.4
岐阜県白川町	5	37	13.5
高知県馬路村	4	121	3.3
新潟県南魚沼市*	3	170	1.8
宮城県石巻市	3	93	3.2
高知県東洋町	2	55	3.6
青森県	2	7	28.6
徳島県鳴門市	1	20	5.0
愛媛県松野町	1	9	11.1
高知県四万十市	1	5	20.0
合 計	98	1140	8.6

出典：総務省事例集（2025）にある44件の事例中、移住者数が記されている自治体の2024年度までの実績

※新潟県南魚沼市では2025年に追加で1人が移住し、同年12月現在で移住実績が4名となっている。

これらの実態をふまえ、筆者らは、先行する研究や事例のレポート、ウェブ上で公開されている記事等の分析から、同制度の5つの課題を抽出した。

- (1) 外務省が行う海外でのワーキングホリデー³が休暇を主体と捉えているのに対し、本制度は労働色が強く、趣旨の違和感を指摘する声がある⁴
- (2) 2週間～1か月程度の短期では、一定の体験は得られるものの、深い地域理解や継続的な関係構築には至りにくい⁵
- (3) 受け入れ準備などの事務負担が重く、成果に結びつけるまでの体制整備が難しい⁶
- (4) 実績としての定住・関係人口化の割合が低い⁷
- (5) シニア層の参加による受け入れ準備の複雑化⁸

この内、(5)については、総務省が2025年度から参加者の対象をシニア層にも広げる意向を示したことを受けて設定した。シニア層への対応が高度化することが予想されるが、本稿の目的からは外れるので今回は検証の範囲外とする。尚、小田切（2018）は「関係人口」について「日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域と、継続的かつ多様な形で関わり、地域の課題の解決に資する人など」と定義し

³ ワーキング・ホリデー制度 https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/working_h.html（2026/2/10 閲覧）

⁴ 複住スタイル(2024)、ねとらぼ(2016) などには、制度の趣旨と内容の整合性が疑問視されている実態が見て取れる。

⁵ 植田ほか(2020)は岐阜県内の複数の事例から同制度を利用した関係人口の構築に関する課題を指摘している。

⁶ 植田ほか(2020)、HRog(2025)などで紹介されている事例からは、多岐に渡る実務的負担の重さが汲み取れる。

⁷ 総務省が公開する資料には過去の参加者数や移住者数、先進事例が紹介されており、その内容から筆者らが想定。

⁸ 同上

ているが、本稿ではその中でもワーホリの中心的な参加者である10代～20代の若者のみを対象とし、参加後に同じ地域を1回以上再訪した人々を「若者リピーター層」と呼び、関係人口の一部として扱うものとする。

3. 南魚沼市の事例概要と参加者アンケート結果の分析

南魚沼市は新潟県の南東部に位置し、東京から新幹線で約90分、北は魚沼市、西は十日町市、南は湯沢町、東は群馬県みなかみ町と接する山間の自治体である。市の内外を2,000メートル級の山々が連なり、豪雪地や山岳リゾートとして知られるほか、魚野川の河岸段丘で作られるブランド米「魚沼コシヒカリ」の産地としても有名な地域である。一方、人口は2015年と2025年を比較すると87.5%（約52,000人）に減少しており、高齢化率は6.5%上昇して35.7%になるなど、人口減少や高齢化が地域の活力の衰退につながることが危惧される状況にもなっている。

同市では2022年度からワーホリ事業を導入している。毎年夏と春の2期に分けて実施し、それぞれ2週間×3チームずつ、各チーム10名（年間60名）を定員として募集している。2022年度から2024年度に実施した6期18チームの参加者の累計は170名に上り、その内4名が市内に移住・定住を果たしている。この実績は全国的に見てもトップクラスであり、移住者数は市町村としては宮城県気仙沼市の29人、岐阜県白川町の5人に次いで3番目に多い。主な就労先には以下のような業種があり、総じて地場産業を中心とした地域性の強い職場となっている。

- ・ 農業（スイカ、シイタケ、ネギ、稲作）
- ・ 飲食業（レストラン、カフェ）
- ・ 観光業（スキー場）
- ・ サービス業（運営団体での補助業務）
- ・ 宿泊業（ホテル、旅館、キャンプ場）
- ・ 製造業（注連縄、精密機械）
- ・ 建設業（事務）

南魚沼市ワーホリ事業の特色のひとつは、人材育成を目的とした民間組織「一般社団法人愛南魚沼みらい塾」（以下「みらい塾」と略す）に運営を委託している点である。みらい塾は2017年に市民有志により設立された団体で、ワーホリ事業の他に、市内の中高生を対象とした探究プロジェクトや、全国各地の大学生が同地で実習やフィールドワークを行う際の受け入れ、大学生による企業インターシップのコーディネートなどの事業を展開している。こうした地域内外の若者の活動拠点として、JR六日町駅の近くにフリースペース「minamirai」を開設しているほか、「兼続庵」「五郎丸庵」と名付けられたふたつの宿泊施設を有している。これらの施設はいずれも空き家や空き店舗を改装し、クラウドファンディングや官民の助成・補助を活用して整備したものであり、若者が無償もしくは最低限の経済的負担で利用できる点や、参加者同士あるいは地域住民と交流する拠点として活用できる点で強みとなっている。

ワーホリ事業では2025年の春の段階で全国50を超える大学から毎回ほぼ募集定員を満たす累計170名の大学生（2022～2024年度実績）を受け入れており、参加後の追跡調査によるとその内の40%以上が同市を再訪していることが判明している⁹。ワーホリ事業を行っている全国の市町村の中でも非常

⁹ 南魚沼市以外では、参加者の再訪率に関する自治体・総務省からの発信はほとんどない状態である。

に稀な成功事例であると言える。

ワーホリ事業の運営面において中心的な役割を果たしているのが大学生スタッフである点も同市の特色のひとつである。2022年度から2024年度にかけて延べ22名の「大学生ディレクター」がワーホリ事業に携わっており、プログラムの作成、受け入れ企業との交渉・調整、宿舍と就労先の間の送迎、食事や宿泊の手配、参加者の相談対応（メンター）など、あらゆる作業を担当している。22人の内20人は自らも同地でのワーホリに参加したことがある経験者であり、また、この中から4人が地域おこし協力隊に着任して移住を果たしている点も特筆に値する。前述の通り、みらい塾ではワーホリ事業のほかにも様々な人材育成事業を行っており、なんらかのプログラムへの参加により南魚沼市と関係を持った若者が、そこでの成長を経て別のプログラムのスタッフとして運営に携わるケースがよく見られる。このように、若者の成長と活躍の場が重層的に用意されていることも地域と若者の持続的な関係構築の要因のひとつになっていると考えられる。

みらい塾では、ワーホリ事業の参加者に対して参加の直後にアンケート調査への協力を依頼し、ウェブ上のフォームで回答を収集している。ここでは、2022年度から2024年度のワーホリに参加した学生の中から回答のあった161件（回答率94.7%）の結果を紹介する。

まず、ワーホリに参加した理由を尋ねたところ、自由記述の回答の中には「体験（経験）」「挑戦」「参加」「農業」などの単語が特に多く挙げられていた。南魚沼市ワーホリでは地場産業である農業や観光業、伝統工芸などの地域色の強い就労先が用意されているが、そうした地域の産業の中で自分の力を試したいとする参加者の意識が窺える（図-3）。

また、プログラムの総合的な満足度を10段階（満点＝10）で聞いたところ、全回答者の平均値は9.29であった。「7」以上の回答を「満足」と捉えると、全体の満足度は99%ということになる。満足度回答の理由としては「できる」「就労」「充実」「共同生活」など、自分の成長と仲間と共有した時間に対する満足感が窺える言葉が頻出している（図-4）。

「滞在中の学びや気づき」については「共同生活」「就労」の2つの単語が突出して目立ち、生活と仕事の両面で得るものが大きかった様子が窺える（図-5）。さらに、「スタッフの対応や印象について良かった点・改善点」を聞いてみたところ、回答中の特色のある単語としては「話しやすい」「関わりやすい」「フレンドリー」「親身・親切」などがあり、同世代のスタッフに対する親近感が前面に出る結果となった（図-6）。

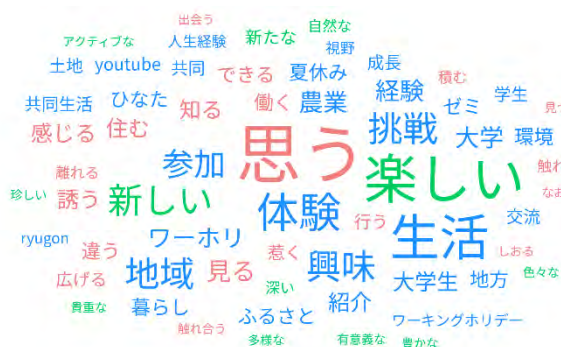


図-3 参加理由（自由記述）ワードクラウド
（出現頻度順）

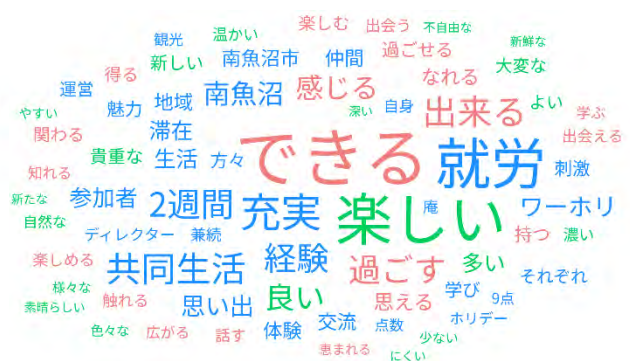


図-4 満足度回答の理由（自由記述）ワードクラウド
（出現頻度順）

(17%)」「観光などを目的に定期的に関わっていききたい (30%)」といった継続的な関係を前向きに考える回答が大半を占めた。ちなみに、「その他」を選択した4件の内容にはより具体的な関わり方や「何でもしたい」などの記述があり、これらを含めると99%の参加者が継続的に関わる意向を示していると捉えることができる。(図-10)

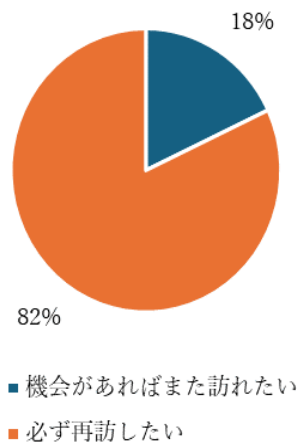


図-9 南魚沼市への再訪意向

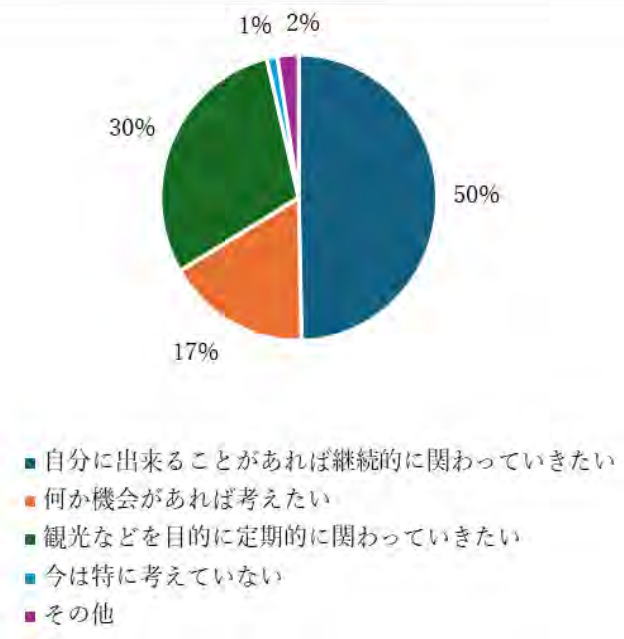


図-10 南魚沼との関わり方

出典：参加者アンケート（2022～2024 年度）の結果より筆者作成 n=161

4. 制度の課題解決に資する要因

以上の分析により、南魚沼市ワーホリは参加者から単に高い評価を得ているだけでなく、その理由として地域の人・自然・仕事に対する愛着や思い入れの強さが参加者の中に形成されており、そうした肯定的な思考や感情が100%という高い再訪意向や40%以上の再訪率として表れていることが明らかになった。このことは同地での取り組みにワーホリ制度そのものの課題を解決するヒントが多数含まれることを示唆している。ここでは、上記2に掲げた制度の課題をひとつずつ取り上げ、それぞれの解決につながる要因を南魚沼市の事例分析の結果得られた仮説として提示する。尚、ここで引用する事業に関する情報は、参考文献やアンケート調査結果のほか、2025年10月から11月にかけて複数回に渡りみらい塾の事業担当者へのヒアリングを行い、そこから得られた情報を含んでいる。

（課題1）「ワーキングホリデー」という名称からくる趣旨への違和感

南魚沼市では、参加希望者を対象に事前にオンラインでの説明会を行うほか、個別の面談も実施してプログラムの趣旨を十分に伝えている。また、参加者と同年代のスタッフ（多くは参加経験者）を中心とした運営体制を構築しているため、募集に際しても世代間のギャップを感じさせることがなく、SNS 等を活用した口コミの発信に反応して参加を希望する人が多いことも違和感を生じさせない要因のひとつとなっている。さらには、2週間の滞在期間の内5～6日が観光や休日に充てられており、就労以外にも十分な休息や地域体験ができるように配慮されている点もプラスに作用していると考えられる。

→ 課題解決の要因

- ・ 事前の説明会や個別面談の実施
- ・ 同年代スタッフの配置によるコミュニケーションの円滑化
- ・ 休日や就労外プログラムの充実

(課題2) 短期滞在の中での深い地域理解や関係継続への誘因

就労先の選定においては地域色が強い事業所や作業内容が選ばれており、参加者は仕事や仕事での会話を通して地域理解を深めることができる環境にある。また、こうした環境を提供できる背景には、運営団体のみらい塾と就労先事業所との間の長年の付き合いを通して構築された信頼関係があり、いずれの事業所も受け入れに対して積極的である点も重要である。また、地域をよく知る同世代のスタッフを配置しているため、気軽に地域の情報を得ることができる点や、就労以外のプログラム（地域の祭りやイベントへの参加、名所巡り、地域行事の手伝い、地域住民との交流会など）を通して集中的に地域を体験する機会がある点も地域への理解を促している。さらには、みらい塾が占有する宿舎での共同生活を通して、参加者同士が深いコミュニケーションを取る中で、共有されるそれぞれの体験が互いにより刺激となり、地域愛着の増幅につながっていると考えられる。

→ 課題解決の要因

- ・ 地域色が強く、受け入れに積極的な就労先事業所の選定
- ・ 地域をよく知る同年代スタッフの配置
- ・ 就労外の地域体験プログラムの充実
- ・ 参加者同士の深いコミュニケーションを通じた地域体験の共有

(課題3) 受け入れの事務負担が重く、体制整備が難しい

南魚沼市では、ワーホリ事業の運営実務は地域での幅広いネットワークと人材育成分野で豊富な経験と専門性を有するみらい塾に委託しているため、スムーズな事務処理が実現している。また、過去の参加者やみらい塾が行う他の事業を通して経験を積んだ若いスタッフによる運営体制を構築しており、豊富なマンパワーを有している点も重要である。宿泊や活動の拠点は自前の占有施設を使用しており、送迎に使用する自動車なども複数の事業で共用しているため一事業あたりの負担を軽減できている。

→ 課題解決の要因

- ・ 地域での幅広いネットワークと専門性を持つ民間組織への業務委託
- ・ 人材面、拠点施設など設備面における複数事業間の連携

(課題4) 実績としての定住・関係人口化の割合が低い

前述の通り、みらい塾ではワーホリ事業の他にも、参加者のモチベーションや成長のステップに応じた幅広いプログラムを展開しており、それらが相互補完的に「次の活躍の場」を提供している（探究プログラム、実習やフィールドワークの受け入れ、長期インターンシップ、地域おこし協力隊など）。また、自前の宿泊・活動拠点があるため、参加経験者の再訪を受け入れやすく、また、そうした場所への訪問自体が再訪のモチベーションにもなっている。宿舎では共同生活を通して同期の参加者間に深い絆が生まれ、共通体験の舞台である地域への愛着が育つと共に、同窓会などで南魚沼を再訪する機会が生まれている。

→ 課題解決の要因

- ・ 複数事業間の連携による重層的な学びと活躍の場の提供
- ・ 自前の宿泊・活動拠点の活用による再訪実績の増進
- ・ 参加者間コミュニティの醸成による地域愛着の増幅

5. 結論

南魚沼市の事例分析を通じた検証により、ふるさとワーキングホリデー制度の課題解決に資する有効な取り組み（要因）は上記の通り整理することができた。これらをさらに本稿の目的である「若者リピーター層の構築」に絞って要点（ポイント）をまとめると以下のように再整理することが可能である。

- ・ 参加者と同世代のスタッフによる運営体制と SNS などを通じた口コミ情報の発信
- ・ 重層的な学びのプログラムの同時展開とそれらの連携による相乗効果
- ・ 重層的な活躍の場の提供
- ・ 地域色が強く受け入れに積極的な就労先事業所の確保
- ・ 共同生活や地域体験、同窓会などを通じた濃密な参加者コミュニティの醸成

本研究を通して得られた知見は、今後各地のワーホリ事業の実践において重要な示唆を与えるものであると考える。一方、本稿の検証範囲は先進事例のひとつである南魚沼市の取り組みに限られており、あらゆる地域に共通する普遍的な結論を得たとは言い難い。また、若者リピーター層の構築は様々な地域活動の複合的な成果であり、ワーホリ事業の枠を外した時に上述のポイントがどのような意味を持つのかといった検証も必要である。今後はさらに検証の範囲を広げ、結論の精度を上げていきたい。

参考文献

- 1) 総務省：ふるさとワーキングホリデー推進要綱、2025.
- 2) 総務省：ふるさとワーキングホリデー制度概要、2025.
- 3) 総務省：ふるさとワーキングホリデー事例集、2025.
- 4) 総務省広報誌 Vol.289 2025年1月号.
- 5) 複住スタイル「ふるさとワーキングホリデー批判があるのはなぜ？参加へのメリットと今後の課題」英和出版社、2024.
- 6) ねとらぼ「休暇中に地方で働く「ふるさとワーキングホリデー」制度が「わけが分からない」と物議 総務省に話を聞いてみた」2016. <https://nlab.itmedia.co.jp/cont/articles/3258314/>（2026/2/10閲覧）
- 7) 植田賢、遠山翔、左右田慎也、戸井大輝、東出幸太、堀井 玲紀、原良輔：ふるさとワーキングホリデーを活用した関係人口の創出について、一般財団法人地域活性化センター、2020.
- 8) HRog「人との繋がり」が地方の人手不足を変える「ふるさとワーホリ」から見た関係人口の重要性、2025. <https://hrog.net/interview/127692/>（2026/2/10閲覧）
- 9) 南魚沼市：南魚沼市人口ビジョン、2020.
- 10) 南魚沼市：令和6年度南魚沼市ふるさとワーキングホリデー実施統合報告書、2025.
- 11) 萩原良智：ふるさとワーキングホリデーを活用した関係人口の創出について、地方自治 2018-10 ギョウセイ、2018.
- 12) 高濱優子・今永典秀：ふるさとワーキングホリデーを活用した地域創生インターンシップ ー岐阜県美濃加茂市における協働事例よりー、グローバルビジネスジャーナル vol7-1、2021.
- 13) 小田切徳美：関係人口という未来 - 背景・意義・政策、ガバナンス、ギョウセイ、2018.

福祉・防災コミュニティづくりの試み ～住民のアイデアを生かしたジオラマづくり～

佐藤和彦

大正大学 地域構想研究所 研究員

(要旨) 筆者は、大正大学と東京都豊島区による個別避難計画作成に関する共同研究に参画している。

令和7年度には、町会・自治会に対して個別避難計画の作成への協力を呼びかけるとともに、区内で唯一洪水リスクを有する高田地区において福祉・防災コミュニティづくりを目指した取り組みを推進した。

本稿では福祉・防災コミュニティづくりに向けて住民のアイデアを生かして共に企画してきた、ジオラマづくりを起点とした連続企画について報告する。

キーワード：ジオラマ、福祉防災、コミュニティ、個別避難計画

1. はじめに

筆者は、令和5年度から東京都豊島区と避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）の個別避難計画作成を促進する共同研究に取り組んできた。

共同研究は、①様々な主体による個別避難計画作成の促進、②個別避難計画の有効性を高める地域コミュニティづくり、の2本柱で進めてきている。

1つ目の、様々な主体による個別避難計画作成については、要支援者本人・家族による作成が先行して進んできた。

豊島区は令和6年度に要支援者本人・家族による個別避難計画作成を呼びかけ、5,000名弱の要支援者のうち700名ほどが作成を終えている。令和7年度には、他の主体への協力の呼びかけを開始した。介護事業者による個別避難計画作成に向けた協定締結の準備が進められているほか、町会・自治会向けには令和7年8月から9月にかけて3回の説明会を開催した。説明会では、筆者ら研究者と共に個別避難計画作成に取り組むモデル町会の募集を行ったが、残念ながら、現時点ではモデル町会への応募はゼロとなっている。具体的な活動イメージがつかめる資料を作成したうえで、改めてモデル町会を募集していくこととしている。

2つ目の地域コミュニティづくりについては、豊島区内で唯一神田川の洪水リスクを抱えている高田地区で福祉・防災コミュニティづくりに向けた取り組みを進めてきた。

令和5年度、6年度には大正大学主催の防災講座やワークショップを開催し、災害時に誰も取り残さないためには、地域の災害リスクへの正しい理解と福祉・防災の視点を盛り込んだコミュニティづくりが重要であることを繰り返し訴えてきた。

本稿では、こうした経過を踏まえながら、令和7年度の福祉・防災コミュニティづくりとして、住民と共に企画した、高田地区のジオラマ作成を起点とした連続企画について紹介する。

なお、本稿は、2025年12月の地域構想研究所の研究レポート¹に加筆修正したものである。

¹「住民のアイデアを生かした段ボールジオラマづくり」(https://chikouken.org/report/report_cat05/17773/)

2. 住民目線での企画を実現するまでの経過

(1) ファシリテーターの誕生

令和7年度の取り組みを紹介するにあたって、最初に筆者と共に活動してくれている住民の皆さんを紹介しておきたい。まずはファシリテーターを紹介させていただく。

少しさかのぼるが、筆者は令和5年度の高田地区での最終イベントに班別討議を取り入れたいと考えていた。本学で共同研究に参画している研究者3名では人手が不足するため、窮余の一策で過去のイベント参加者に対して運営に協力してくれるファシリテーターの募集をかけたところ、思いがけず4名が手を挙げてくれた。4名は、福祉関係、建築関係、気象関係（マンション管理組合役員）、中小企業診断士と多分野にわたって活躍している経験豊富な人材であり、打ち合わせ段階から積極的に関与してくれて、筆者にとって大変心強い存在となった。

4名の活躍のおかげで、ワークショップの班別討議は大変スムーズに進行され、充実したものとなった。ありがたいことにこのファシリテーター達は、引き続いて令和6年度以降のイベントにも協力してくれている。

(2) 企画協力者達の誕生

令和6年度には、高田地区で4回のイベントを開催した。座学の防災講座のほかに、自主防災組織が個別避難計画作成に取り組んでいる神奈川県藤沢市（辻堂地区）への視察・交流会なども開催した。

それぞれの取り組みは、参加者の満足度も高く充実したものであった。しかしながら、参加者個人はコミュニティの重要性や個別避難計画について理解を深めたものの、地域住民による自発的な個別避難計画作成といった具体的な動きにつながることはなかった。

筆者は、その原因の一つに大学の研究者が一方通行で企画していることがあるのではないかと考えた。そこで、令和7年度から一緒に福祉・防災の企画を考えてくれる企画協力者を募集した。幸いにも住民3名が手を挙げてくれた。

また、令和6年度の最終企画「神田川防災まち歩き」には豊島区民社会福祉協議会のCSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）が参加していた。CSWは、福祉の視点から地域コミュニティ構築を目指して区民ミーティングを開催しており、令和7年度にはその一つとして防災まち歩きを実施する意向であることが判明した。福祉と防災は、どちらもコミュニティが重要になるという点が共通しており親和性が高いことから、可能な範囲でCSWの防災まち歩きと連携していくこととなった。

こうして、ファシリテーター、企画協力者に加えて令和7年度にはCSWと連携しながら企画を検討する体制を構築することができた。

3. 段ボールジオラマが実現するまで

高田地区の企画会議は、「楽しく、ちょっとまじめな福祉・防災」というコンセプトを掲げ、令和7年5月にZoomによるオンライン方式で開催した。

各自から意見を求めたところ、企画協力者の1名から段ボールジオラマを作って小学生の防災授業をする予定だという報告がなされた。段ボールジオラマとは、段ボールに地図を貼り付け、等高線に沿って切り出して重ね合わせた立体地図のことであり、地域の高低差がよくわかる模型である。豊島区内で最大級の高低差がある高田地区にはうってつけのアイディアであった。

また、CSWからは秋に防災まち歩きを実施したいという発言があり、夏から秋にかけて段ボールジオラマを作成し、防災まち歩きにつなげていくという、連続企画の骨格が定まった。

次に筆者は、豊島区のコミュニティ施設である「地域区民ひろば」に協力を呼びかけた。区役所の地域区民ひろば課の了解を得たうえで、段ボールジオラマの作成や防災講座などを行う活動拠点として、高田地区にある「地域区民ひろば高南」の運営協議会に協力を要請した。なお、地域住民である運営協議会の皆さんには、段ボールジオラマづくりワークショップへの参加も呼びかけた。

こうして、会場確保のめどが立ったところで、ジオラマの試作に取り掛かることとした。試作には、企画会議のメンバーに加えて、興味を示した地域区民ひろば課の職員にも参加してもらったのだが、工作好きの彼女はとても心強い仲間となった。

ジオラマづくりは筆者も初体験であったため、素材の決定から工作の手順まで手探りで進めた。既に段ボールジオラマ作成に着手している企画協力者からは、段ボールは比較的簡単に入手できるが、大きさや厚みが揃わないし、切り出しが大変で作業ににくい、という指摘がなされた。そこで筆者が目付けたのは、のり付きのスチレンボードである。個人的に試作してみたところ、扱いやすく非常に便利な素材であった。ただし、厚みが増すと切り出し作業には思いがけないほど力が必要なこともわかった。

そこで、厚さ3ミリ、5ミリ、7ミリのスチレンボードを揃えて、企画協力者とともに複数回の試作を行った。最終的には作業性などを考慮して、3ミリ厚のスチレンボードに決定した。なお、この厚みでも地図の水平方向の縮尺と比べて高低差の縮尺が強調されてしまうのだが、地形の特徴を把握する教材づくりであると割り切って、高低差の正確さにはこだわらないこととした。

試作を通じて、切り出し作業で腕の負担を減らすためには小刻みに切れ目を入れた方がよいことなど、参加者一同で手を動かしながら一緒にノウハウを習得していった。

何よりも痛感したことは、切れ味のいいデザインナイフの重要性だった。試作段階では、いわゆる100円ショップで入手したナイフを使っていたが大変不評で、企画協力者からもきちんとした工作用のナイフの購入を強く求められた。

地図の準備が進むにつれ、段ボールジオラマづくりには最大12層分の地図が必要なことがわかった。試作段階では1層あたり1時間程度の作業時間を要していたことから、全体の作成には相当な時間がかかることが予想された。2時間半のワークショップで完成しなかった場合には、他日に区民ひろばに通って残りの作業をこなすことを覚悟した。

他方、防災まち歩きを主催するCSWは、6月から実行委員会を組織して検討を開始した。実行委員会の構成員は、地域の民生・児童委員、福祉施設の職員、学習院大学の教授などであり、筆者もオブザーバー参加させていただいた。この実行委員会では、防災まち歩きについての勉強会、まち歩きのコースの検討、下見などを行った。参加者どうしで地域の福祉・防災に関する見どころを挙げながら道順を決めていき、雑司ヶ谷霊園コース、鬼子母神コース、高田・神田川コースの3コースが選定された。

このうち高田・神田川コースは、段ボールジオラマの対象エリアを歩くコースである。高田地区は1丁目から3丁目までであるが、神田川の水害対策でビルや住宅に止水板などが設置されている高田3丁目が選定された。段ボールジオラマは、ひとまず高田3丁目を完成させることを目標とした。

まち歩き実行委員会のメンバーは、段ボールジオラマづくりやジオラマを使った防災講座にも参加してくれ、筆者は地域住民とのつながりを深めていくことができた。

4. 「段ボールジオラマづくり」から「防災まち歩き」まで

5月から始まった企画会議、6月から始まった防災まち歩き実行委員会、そして地域区民ひろば高南との協議などを経て組み上がった令和7年度の福祉・防災まちづくりに向けた企画は、以下に示すとおり3段構えの連続企画となった。

①「段ボールジオラマづくりワークショップ」(大正大学主催)	10月25日(土) 14:00～16:30	区民ひろば高南第一
②「段ボールジオラマを使った防災ワークショップ」(大正大学主催)	11月8日(土) 14:00～16:00	区民ひろば高南第一
③「防災まち歩き」 (CSW主催の連携企画)	11月22日(土) 14:00～16:00	雑司が谷公園丘の上のテラスほか

(1) 段ボールジオラマづくりワークショップ

企画第1弾の段ボールジオラマづくりワークショップには、一般参加のほかに区民ひろば高南の運営協議会、防災まち歩き実行委員会なども含めて13名が参加してくれた。

試作の教訓を生かして、当日までに工作用の切れ味の良いナイフを購入しておいた。

参加者は2つのテーブルに分かれて、神田川の右岸側と左岸側の切り出し作業に取り組んだ。今回の目標は、CSW主催の防災まち歩きをする高田3丁目のジオラマの完成。中には、マイナイフを持参した参加者もいて、みな童心に帰ったように楽しげに作業をしてくれた。参加者の様子を眺めながら、筆者は座学や討議とは異なる工作ワークショップの魅力をしみじみと感じていた。

驚いたのは、作業効率の良さである。試作の際には、1段切り抜くのに小1時間を要しており、2時間半という短時間では作業は終わらないだろうと想定していた。あにはからんや、なんと1時間半ほどで切り抜きから組立まで終了してしまった。参加者の思い切りの良いナイフさばきと技術の高さには、あきれ返るばかりであった。

なお、この回の申込受付や会場設営は、ほぼ全面的に区民ひろば高南のスタッフに依存することになった。筆者は、直前の23日まで台風被害にあった八丈町に派遣されており、直前の準備はほぼ丸投げせざるを得なかった。所長はじめスタッフの皆さんには、心から感謝している。



図-1 写真①ジオラマづくりの様子
(2025年10月25日筆者撮影)



図-2 写真②完成したジオラマ
(2025年11月8日筆者撮影)

(2) 段ボールジオラマを使った防災ワークショップ

企画第2弾として、11月8日に段ボールジオラマを活用した防災ワークショップを行った。

ワークショップの前半では、筆者が高田地区での災害リスクについて説明した。

発生がひっ迫している首都直下地震や近年注目されている富士山噴火の脅威に加えて、高田地区の特徴的な災害リスクである風水害について重点的に解説した。水害対策の効果により、近年は豊島区内では洪水が発生していないが、1,000年に一度の大雨が降れば神田川で洪水が発生するリスクがあ

る。この点について、豊島区の洪水・浸水ハザードマップや東京都が公開しているシステム²を活用して、複数地点の浸水予想シミュレーション映像を見てもらいながら、なるべくリアルに伝えられるよう工夫した。あわせて、高台避難の難しさを抱える高田地区での個別避難計画作成の必要性を訴えた。

そのうえで、ワークショップの後半では、参加者全員で会場中央に設置した段ボールジオラマを用いて、防災まち歩きの高田・神田川コースをなぞりながら、地形の特徴やコース上のポイントを確認した。高田3丁目には災害リスクがある一方で、災害時に役立つ福祉施設、医療施設、防災施設などがあることを、ジオラマにピンを打ちながら確認していった。

参加者は、「学習院側はこんなに高くなっているのか」「神田川周辺の低さがよくわかる」などと地形を目のあたりにして興味を深めている様子だった。中には「せっかくジオラマができたから、水に沈めて浸水の様子確かめてみたい」という声も上がり、筆者が予想もしなかったジオラマの活用策が提案された。



図-3 写真③ジオラマでのコース確認
(2025年10月25日筆者撮影)

(3) 防災まち歩き(高田・神田川コース)

11月22日。いよいよ、第3弾となる防災まち歩きの当日を迎えた。

第1弾、第2弾の企画参加者は(筆者を含めて)この日を心待ちにしていた。参加者の日ごろの心掛けが良かったためか、穏やかな晴天となり格好のまち歩き日和であった。

防災まち歩き3コース(雑司ヶ谷霊園コース、鬼子母神コース、高田・神田川コース)の全体的な拠点は、雑司が谷公園の丘の上テラスであるが、やや離れている高田・神田川コースの参加者だけは高田3丁目の特別養護老人ホーム「山吹の里」に集合した。

スタート地点となる「山吹の里」は、豊島区の福祉救援センター(福祉避難所)に指定されている高齢者福祉施設である。ここでは、施設職員の方から「この施設は災害時に高齢者の二次避難所となる施設であって一般住民の避難所ではない」という大切な説明をしていただいた。参加者からは「それは知らなかった。勉強になる。」という声が上がっていた。

防災まち歩き当日は、高田・雑司が谷コースの参加者をAチームとBチームの2チームに分けて同じコースを反対周りに歩いたのだが、最初のポイントだけは2チーム合同で視察した。中学校の敷地に立ち入らせていただくことになっており、学校側への配慮や説明者の確保などの点を考慮した結果である。ここでは、防災危機管理課の協力により、備蓄倉庫や災害用マンホールトイレを視察することができた。備蓄倉庫の中に入る機会はあまり多くないため、この視察ポイントは好評であった。また、外国からの留学生からは「こうした備蓄があると安心感が高まる」という感想も聞かれた。

² 東京都水害リスク情報システム 浸水実績図(<https://www.suigai-risk.metro.tokyo.lg.jp/shinsui/jisseki/main.html>)

その後筆者は、反時計回りのAコースで実行委員会メンバーとともに案内役を務めた。ジオラマで確認した大きな高低差などを目の当たりに体感してもらいながら、コース上の消火器、消火栓、東京都指定の避難場所標識などを見かける都度、説明しながらコースを歩いて行った。このコースの重要な見どころは、備蓄倉庫のほかに緊急医療救護所とビルの止水板など神田川の洪水対策の様子である。

豊島区で災害医療の中心となるのは傷病者のトリアージ³を行う「緊急医療救護所」である。高田・神田川コースの中では、救急病院に隣接する公園に緊急医療救護所を開設するための資機材を保管している。その倉庫を見ながら、災害時には医師会所属のクリニックは休診になり医師や看護師は緊急医療救護所に集まること、傷病者は緊急医療救護所に搬送されることを説明すると、参加者からは大きなよめきがあがり「災害医療体制は知らなかった。参加してよかった。」という声が聞かれた。

次いで、神田川に近づくにつれ、複数のビルやマンションなどに止水板が設置されている様子、ベランダの開口部を塞いで浸水対策を施している様子などを見ることができた。参加者からは「普段は何気なく歩いているが、浸水対策には気づかなかった。」などの声が聞かれた。さらに地元の町会長が飛び入り参加して「この辺りは、神田川があふれて腰の上まで水浸しになったことがある。」などの体験談を話してくださった。参加者は、町会長の説明に熱心に聞き入り、神田川の洪水の恐ろしさを実感していた様子であった。

最後に、神田川にかかる高戸橋で洪水対策の分水路の合流地点を確認し、近年数を減らしている公衆電話（災害時にも通話可能）を確認して、まち歩きは終了となった。その後、都電荒川線を利用してゴールの丘の上のテラスを目指した。

丘の上テラスで行われた全体の振り返りの場には3コース6チームの40名を超える参加者が一堂に会しており、大盛況であった。幸いにもけが人や具合が悪くなる人はおらず、みんな元気にゴールまでたどり着いていた。会場内は、若い親子や外国人留学生などを含め、年齢層や性別など多様な参加者でごった返していた。CSWの集客力の高さには大いに感心させられた。

筆者が何よりもうれしかったのは、段ボールジオラマづくりから防災まち歩きまで体験した複数の参加者から「高田1・2丁目でも防災まち歩きをやりたい」といった声を聞くことができたことである。

5. ジオラマづくりのこれから

令和7年度に実施したジオラマづくりから防災まち歩きに至る一連の連続企画は、ファシリテーター、企画協力者、区民ひろば高南、CSW、防災まち歩き実行委員会の皆さんと一緒に作り上げてきた。

昨年度までの、大学側で準備した一方通行の企画に比べると、準備段階から参加してくれた住民の皆さんの満足度は相当に高まった。「次は自分のまち（高田1・2丁目）でやりたい」という声が上がったことは、これまでにない手ごたえを感じさせてくれた。

工作ワークショップであるジオラマづくりは、参加者が手を動かし、協力しながら、目に見える形で模型が出来上がっていく。福祉・防災・コミュニティづくりといった、少々堅苦しいテーマを取り扱いながらも、作る喜びを感じることができる楽しいワークショップである。

そして、組み上がったジオラマは、高田の地形を手取るように見て取ることができ、防災まち歩きに向けたよい教材となった。

³ 災害時発生現場等において多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送をおこなうために傷病者の治療優先順位を決定すること（日本救急医学会HP）

筆者にとっては、CSWによる防災まち歩き実行委員会が重要な学びの機会となった。参加者が自ら地域の見どころを挙げながらコースを設計し、実地に下見をして仕上げていく過程を通じて、地域への理解を深め、チームワークが深まっていた。この実行委員会方式は、地域のコミュニティづくりにも生かしていけると考えている。

さて、せっかく生み出された一連の動きを、単発で終わらせてしまってはなんとも勿体ない。

筆者は、高田1・2丁目での防災まち歩きを希望する声に励まされて、3月に高田1・2丁目のジオラマ作成ワークショップを企画している。

この企画には、神田川周辺の町会・自治会にも参画を呼び掛けていくつもりである。これまでは関心を持ってくれた個人とのつながりを中心に取り組みを進めてきた。だが、実は防災まち歩きの振り返りの中で町会・自治会の巻き込みができていないという鋭い指摘を受けているのである。筆者自身も地域の福祉・防災を担う中核的な存在である町会・自治会との連携を深めることが、今後の福祉・防災コミュニティの形成に不可欠なことはわかっていたのだが、どのように巻き込んでいけばよいのか道筋が見えていなかった。

その点で、CSWの防災まち歩き実行委員会は大きなヒントを与えてくれた。次のジオラマづくりワークショップでは、ジオラマづくりを起点として町会・自治会にも参画してもらおう防災まち歩き実行委員会を立ち上げていくつもりである。

令和7年度の取り組みでは、地域住民と共に企画を作り上げていくことが、参加者の主体性やチームワークを高めるという手ごたえを得ることができた。

今後は、企画を作り上げるだけでなく、地域の福祉・防災について町会・自治会を巻き込みながら住民と共に考え、行動することを通じてコミュニティ力の向上につなげていきたい。

その先に、豊島区内で唯一の洪水リスクを抱える高田地区での個別避難計画作成のモデル事業を展開する手掛かりが生まれてくるだろうと期待している。

トキの野生復帰にかかる 環境教育の方向性について

～佐渡市でのアンケートの質的データ分析から～

高橋正弘

大正大学 地域創生学部公共政策学科 教授

(要旨) 新潟県佐渡市におけるトキの野生復帰事業をめぐり、市民が抱く意識構造を多角的に把握し、今後の環境教育の方向性を提示することを目的として、佐渡市民を対象としたアンケート調査の自由記述データに注目し、年代別分析および生成 AI による要約テキストマイニング分析を実施した。分析の結果、若年層はトキの存在を「あたり前」と捉える受容的な傾向が強いのにに対し、中年層は「エサ」や「管理」といった具体的な遭遇と観察、高齢層は「稲刈り」や「農家」といった労働や歴史的経緯に基づいた実感を重視していることが明らかとなった。全世代で「害鳥」というキーワードが共通して出現しており、野生復帰に伴う現実的な摩擦を冷静に捉える視点も確認された。そして今後の環境教育は、単なる愛護対象としての理解に留まらず、世代間の認識差を補完し合い、「具体的な社会運営のプロセス」を学ぶ場へと進化させることが必要となる。

キーワード：トキ、野生復帰、環境教育、テキストマイニング、ワードクラウド

1. はじめに

かつて日本の空を舞っていた鳥であるトキ (*Nipponia nippon*) は、乱獲や生息環境の悪化により急速にその個体数を減らし、2003年に日本産の個体が絶滅したことで、わが国の野生下から一度はその姿を消した。日本最後の生息地となった新潟県佐渡市では、この歴史的な喪失を経て、中国から贈呈された個体を基礎とした人工繁殖と、それに基づく野生復帰の取り組みが官民一体となって進められてきた。2008年9月には、佐渡の空に再びトキを放つ放鳥が実施され、日本の自然再生プロジェクトにおける象徴的な一步を記した。

環境省佐渡自然保護官事務所の発表によれば、野生下におけるトキの推定生息数は2024年末時点で576羽に達している。これは、環境省が策定した『トキ野生復帰ロードマップ2025』¹において掲げられている最終目標、すなわち「トキが自然状態で安定的に存続できる状態となる」ための重要指標の一つである「成熟個体数1,000羽以上」に向け、着実な進展を見せていると言える。しかし、個体数の増加はゴールではなく、真の野生復帰を実現するためには、生物学的な定着のみならず、トキが生息する地域社会における社会的受容性の確立が不可欠である。ここでいう「社会的受容性」とは、対象となる野生動物の存在や管理方針に対して、地域住民がどの程度の心理的耐性や負担感を持って受け入れられるかという多面的な概念のことを意味する。

鳥類の野生復帰は、農業被害への懸念や生息地管理に伴う負担など、地域住民の生活と密接に関わる課題を内包している。そのため、住民がトキの存在をどのように受け止め、野生復帰事業に対して

¹ 環境省(2021)『トキ野生復帰ロードマップ2025』、<https://www.env.go.jp/content/900491319.pdf>(2025年1月7日確認)

どのような意識を抱いているかを長期的かつ多角的に把握することは、政策立案や合意形成において極めて重要な意味を持つ。佐渡市における住民意識調査は、放鳥開始直前の2008年8月を皮切りに、2009年1月、2014年11月、2019年2月と継続的に実施されており、これまでに本田（2009）、本田・林（2009）、本田（2015）、本田・高橋（2019）によってその変遷が詳らかにされてきた。

本研究は、2008年の最初の放鳥から16年という歳月が経過した2024年において、改めて佐渡市民を対象としたアンケート調査を実施したデータを扱うものである。放鳥開始当初の「祝祭的な期待感」から、トキが日常の風景の一部となりつつある「定着期」へと移行した現在、住民の意識にはどのような変容が見られるのか。また、個体数の増加に伴う新たな課題や、次世代への継承に関する意識を明らかにすることは、今後のロードマップ達成に向けた大きな示唆を与える。本研究では、2024年調査の結果を分析し、現在の佐渡市におけるトキの野生復帰にかかる環境教育の方向性を考察することとする。

2. 研究の方法

本研究は、佐渡市農業政策課トキ保護係の協力を得て、佐渡市との共催により、アンケート調査を実施したデータを用いるものである。住民基本台帳より無作為に抽出した20歳から79歳の男女1,000人を対象に、2024年10月1日にアンケート票を郵送し調査を実施した。アンケート票の回収数は512通となった。

郵便にて1,000通発送したうち、宛先不明等での返送が2通あり、998通で回収率を計算した結果、51.3%となった。これまで実施した佐渡市でのアンケート調査の回収率は、2008年8月の調査は56.7%、2009年1月の調査は59.1%、2014年11月の調査は46.9%、2019年2月の調査は45.3%であったことから、今回は近年2回の実施に比べて比較的高い回収率となった。無作為抽出による郵送法によるアンケートとしては、51.3%は高い回収率であったと考えられる。

アンケート票は全部で27問とし、質問内容は表-1のとおりである。この表-1で示されているアンケート調査で得られたデータとその結果については、すでに高橋・本田（2025）で整理をし、単純集計として発表している。

表-1 アンケート調査の調査項目

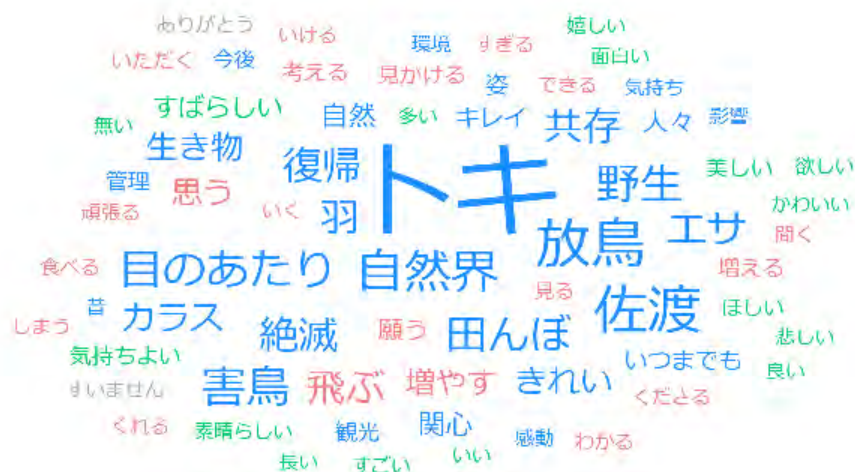
番号	質問内容	番号	質問内容
1	回答者の年齢・性別	15	トキの佐渡以外への移動・生息
2	回答者の居住地・佐渡市内の居住年数	16	暮らしの中でのトキへの意識
3	佐渡市への定住意思の有無	17	野生復帰成功のために何かをする意思
4	回答者の職業	18	トキ保護のための環境教育や啓発活動
5	佐渡を象徴するもの	19	トキの野外での生息数について
6	トキを象徴するもの	20	今後の佐渡市外での野生復帰の実施について
7	環境問題への関心の有無	21	トキが農業被害を与えることへの認識
8	かつて（昭和56年以前）のトキ目撃の有無	22	回答者の身の周りでトキによる被害が発生しているか
9	野外でのトキの目撃	23	野外で生息するトキの死亡について
10	トキ保護への認識	24	野外で生息するトキの責任主体について
11	野生復帰の賛否	25	回答者自身のトキの位置づけ
12	野生復帰についての心配の有無	26	野生復帰の評価
13	野生復帰についての期待の有無	27	佐渡市の課題
14	トキの佐渡での生息希望	-	自由記述

ところで本調査には、回答者が自由に意見を記述することができる自由記述を設定し、回答を求めた。回答者がトキの野生復帰についてどのように考えているのかを具体的に記述してもらったものである。ここで収集することができたテキストデータについては、すべてを高橋（2025）に掲載したが、その詳細な分析はできていなかった。そこで本研究では、2024年に実施した佐渡市民を対象としたアンケートのテキストデータに改めて着目し、分析することとした。その際、テキストマイニングという作業を行う²。テキストマイニングとは、アンケート結果や感想文から頻出語や特徴的な表現を即座に抽出する作業であり、テキストマイニングで解析の結果を表す方法には、ワードクラウド、共起キーワード、出現頻度グラフといった方法がある。本研究では、直感的にデータを理解することができる「ワードクラウド」を作成し、どの単語やフレーズが頻繁に使用されているかを可視化し作図した結果から、単語やトピックがどう出現するかを分析し、その結果を踏まえて考察を行っていくこととする。

上述の研究の方法にしたがい、意見全体を基にしたワードクラウド作成と、回答者を年代別に区分した上でワードクラウドの作成を行う。またすべての意見について複数の生成 AI で要約をいったん整理したものでワードクラウドの作成を行う。それらの結果は、以下の通りとなる。

自由記述で集められた意見は98件で、全体で7,925文字となった。これらのデータを用いてワードクラウドを作成したところ、図-1のとおりとなった。

図-1 自由記述全体からのワードクラウド



とりわけ「目のあたり」「見かける」といった言葉が配置されている。これは、トキが日常の風景に溶け込み、実際に自分の目でその姿を確認するという体験が、この世代の認識のベースになっていることを示している。また「共存」「野生」「エサ」という言葉が強調されており、理想像としての保護ではなく、具体的にどう環境を整え、どう付き合っていくかという仕組みへの関心が示されている。野生復帰に比較的前向きで建設的な姿勢を示していることがこの年代の特徴である。さらに、観察者としての視点として、「すばらしい」「関心」といった言葉が出現しており、トキを地域の生態系の一部として客観的、かつ興味深く観察している姿勢がみられる。したがってこの世代は、野生復帰の負の側面や自然界の厳しさも含めて、トキを受け入れようとする感性を有しているとみられる。

c) 60～70代の意見

自由記述で集められた60～70代の意見は63件で、全体で4,881文字となった。図-4は、これらから作成したワードクラウドである。長年の生活の中で培われたリアリズムに基づき、トキとの共生を一時的なイベントではなく、継続的な責務として捉える姿勢が表れている。トキと共に歩んできた当事者としての歴史の重みと生活実感が読み取れる。

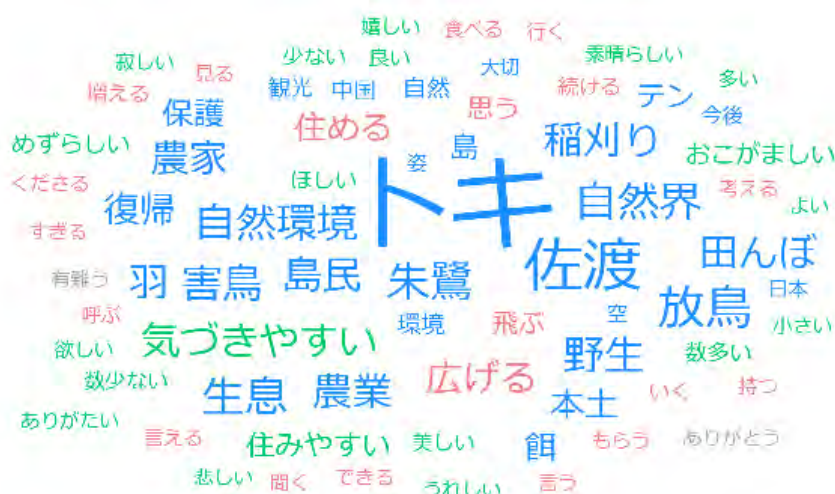


図-4 60～70代の意見のワードクラウド

この世代からは、「農業」「農家」に加えて「稲刈り」という具体的な農作業を指す言葉が目立つのが特徴となる。トキが単なる鑑賞対象やシンボルではなく、日々の労働の現場である「田んぼ」を共有する存在として、生活の中に組み込まれていることを示す。また佐渡「島民」という自己意識に加え、「本土」や「中国」という言葉が見られる。トキの絶滅から再導入、そして中国との関わりといった歴史的経緯を理解し、佐渡という地域を客観的にとらえている点が、この世代の視点となる。そして野生復帰を肯定する一方で、天敵である「テン」への具体的な言及や、「害鳥」「おこがましい」といった言葉も出現している。かつてトキが農作物を荒らす存在でもあった歴史を知る世代として、野生復帰を美化するだけでなく、生態系のバランスや人間の介入を問う倫理観が伺える。

d) 小括

図-2・図-3・図-4で示された3つの年代別のワードクラウドの結果を横断して整理すると、「教育による受容（若年層）」「日常の観察（中年層）」「労働と歴史（高齢層）」というグラデーションが見られ、世代が上がるほどトキとの関わりが「生活の実感」に深く根ざしていることが分かる。トキとの距離感や関わり方の変化が、世代の中で異なることを理解することができる。

若年層では、「あたり前」という言葉が象徴的で、トキがいる風景を自然なものとして受け入れている。「校外学習」という言葉が目立ち、教育を通じて生態や保全活動を客観的・肯定的に学んできた背景が伺える。中年層では、「目のあたり」「見かける」といった、日常生活の中での具体的な遭遇が認識のベースになる。そして「エサ」「カラス」「害鳥」など、共生に伴う具体的な管理課題や、他生物との摩擦を直視する実利的な視点を持っている。そして高齢層では、「稲刈り」「農家」という言葉を中心に行っていることから、トキを生活の糧である農業と切り離せない存在として捉えている。そしてかつての絶滅から復帰に至る歴史を知るからこそ「おこがましい」といった複雑な倫理観を持つことも特色である。

(3) 要約作業とそれを用いたワードクラウドの作成

続いて、すべての回答を各種の生成 AI でいったん要約し、それらを用いてワードクラウドを作成する。この分析は、個人の回答に含まれる語癖や断片的な情報といったノイズを排し、データ全体に共通して潜在する構造的な課題や本質的な概念を、純度の高い形で抽出することにある。要約に使用した生成 AI は、Copilot、Gemini、Claude、Perplexity、ChatGPT の5つである。これらはすべてオンライン上にて無料で提供されているものであり、Web サイト上でこの作業を実施した。特性の異なる5種類の生成 AI を併用したのは、特定のアルゴリズムに由来する要約バイアスを緩和し、複数のモデルが共通して重要と判断した要素を重層的に浮かび上がらせることを企図したからである。これにより、単なる単語の出現頻度を超え、データ群において客観的に強調されるべき核心的なキーワードを可視化することが可能となる。要約作業の実施日は2026年1月18日である。その際のプロンプトについては「これらの回答を200文字程度で要約してください」と設定した。その結果は、表-2の通りとなった。

表-2 生成 AI による要約

Copilot	住民からは、トキの美しさや野生復帰の成功を喜ぶ声、活動への感謝が多く寄せられている。一方で、個体数増加による農業被害や生態系への影響、過度な放鳥への懸念も見られ、自然に任せた管理を望む意見もある。トキとの共存には環境整備や被害対策が必要とされ、住民の理解促進や情報提供を求める声も多い。また、観光資源としての扱いには賛否があり、商業化より自然保護の象徴としての位置づけを望む意見が目立つ。
Gemini	佐渡市民からは、空を舞うトキの美しさに感動し、これまでの野生復帰活動や関係者の努力に感謝する声が多く寄せられています。一方で、個体数増加に伴う農作物への被害や、かつて「害鳥」とされた歴史を繰り返すことへの懸念も根強く、島民の生活に支障のない適正な数での管理や事前対策が強く求められています。トキを環境保全のシンボルや観光資源として期待する意見がある反面、商業化や過度な宣伝を慎むべきとの指摘もあります。今後は、餌場の整備や農業支援、天敵への対策などを進め、トキと人間が心地よく共存し続けられる環境づくりが望まれています。
Claude	佐渡住民のトキに関する意見は多様である。多くの人がトキの姿の美しさに感動し、野生復帰の成功を喜んでいいる。一方で、かつてトキが害鳥として駆除された歴史を踏まえ、個体数の過度な増加による農業被害を懸念する声もある。共存のためには適切な個体数管理と農家への配慮が必要との指摘がある。また、トキを観光資源化することへの慎重な意見や、自然環境保全のシンボルとして扱うべきとの提案も見られる。全体として、トキとの持続可能な共生を望む声が多く、関係者への感謝の言葉も多数寄せられている。
Perplexity	佐渡の住民は、空を舞うトキの美しさや身近に見られる喜びを強く感じつつ、農業被害や生態系への影響、個体数の上限など将来への不安を抱いています。トキを観光資源よりも自然環境や住民意識の象徴として捉え、過去に害鳥として駆除した歴史を繰り返さないよう、被害対策や適正な個体数の検討、環境保全と共存の在り方を慎重に考えるべきだという意見が多く示されています。
ChatGPT	多数の自由記述を総合すると、トキの野生復帰に対する感動や誇り、関係者への感謝が強く示されています。一方で、個体数増加による農業被害や生態系への影響、増やしすぎへの懸念も多く、管理の重要性が指摘されています。観光資源化には慎重意見があり、人の都合ではなく自然環境の維持・共生を重視すべきという声が目立ちます。トキを通じて環境保全意識や子どもへの教育効果を評価する意見も多く、適正数を見極めながら、島民生活と両立した持続的な保護を望む意見が全体を占めています。

※生成AIでの要約作業は2025年1月18日に実施

続いてこの表-2のすべてのテキストを用いて、改めてワードクラウドを作成すると、図-5のとおりとなった。個人の感情的な側面よりも、社会システムや地域課題としての構造的な視点が強調されている。「理想的な共生」を追求する上での現実的なコストや、社会的な調整の必要性を冷静に俯瞰している。

中心に大きく位置する「観光資源」「環境保全」という言葉は、トキが地域にもたらす肯定的・公共的な価値を象徴している。一方で、それらと同等の大きさで「害鳥」という言葉が出現しており、農業被害や生活上の摩擦といった、解決すべき負の側面を AI が極めて重要な論点として抽出していることが分かる。また、年代別データに比べて「個体」「生態」「適正」「共存」といった語彙が目立っている。野生復帰を単なる「保護」としてのみ捉えるのではなく、科学的なデータに基づいた「個体数管理」や、生態系全体のバランスをどう維持するかという客観性があることになる。そして「住民」「関係者」「意見」「懸念」といった言葉から、この問題が技術的な課題だけでなく、多くのステークホルダー（利害関係者）による合意形成が必要な社会的課題となっていることが分かる。そして「慎重」「見極める」という言葉には、拙速な判断を避けるべきだとの理解が強調されていることになる。

(3) トキの野生復帰をめぐる環境教育の展望

生成 AI を用いた要約分析では、「観光資源」や「環境保全」といったマクロな視点が際立っており、個人の感情よりも構造的な課題が抽出される傾向が見られた。これは、トキの野生復帰が単なる生物学的な種保存の枠を超え、地域振興、経済循環、さらには「島民」と「本土」、あるいは「中国」との外交関係までを内包する、極めて複雑な「社会システム」の一部となっていることを示唆している。

したがって、今後の環境教育には、従来の自然観察などの生物学的理解に加え、利害関係者間の「合意形成プロセス」を学ぶ社会科学的アプローチの導入が求められる。野生復帰の現場では、農業被害への不安や生活制限への懸念といった、切実な「住民の声」が必ず存在する。これらの多様な意見を単なる反対意見として退けるのではなく、地域の将来像を構築するための重要な資源として捉え直し、調整を図る視点が必要である。このような対立を調整し、公的な合意を形成する経験は、単なる知識としての政治参加を超え、身近な課題から社会を変えていく主権者としての力を養うことにつながる。すなわち環境教育を、他者との対話を通じてより良い共同体を構築する「シチズンシップ教育」の生きた教材として位置づけるのである。住民一人ひとりが、トキとの共生を「与えられた課題」ではなく「自ら選択した社会の姿」として引き受ける当事者意識を確立することが、専門的な科学知見を地域の知恵へと昇華させ、野生復帰を真に持続可能な事業へと導く土台となる。

5. おわりに

本研究では、佐渡市におけるトキの野生復帰開始から16年が経過した現在、市民が抱く意識構造を可視化するために、テキストマイニング手法を用いたワードクラウド作成および分析を試みた。自由記述データの多角的な解析を通じて得られた知見は、野生復帰事業が単なる生物学的定着の段階を超え、地域社会の文化や生活の一部として多層的に組み込まれている現状を浮き彫りにした。

分析の結果、世代ごとに特有のまなざしが存在することが明らかとなった。若年層に見られる「受容（あたり前という感覚）」、中間層における「具体的観察（共存と管理への関心）」、そして高齢層が保持する「生活・歴史（労働と絶滅の記憶）」という認識のグラデーションは、野生復帰事業が歩んできた時間の厚みを反映している。特筆すべきは、全世代において「害鳥」というキーワードが共通して出現した点である。これは、トキを単なる愛護や保護の対象として神格化するのではなく、農業被害や生活上の摩擦を伴う「現実の隣人」として冷静に捉えている市民のリアリズムを示唆している。

これらの知見を踏まえると、今後の佐渡市における環境教育の方向性は、従来の「愛護・啓発」という枠組みから脱却し、世代間の認識差を補完し合う「歴史的連続性の付与」と、正負の両面を包摂した「具体的な社会運営のプロセス」を学ぶ場へと進化させることが求められる。トキを地域社会の対等な構成員として捉え直し、共生に伴うコストや葛藤を隠さずに議論するプロセスそのものを教育化することが、持続可能な野生復帰を実現するための鍵となるであろう。

生成 AI を活用した要約分析からは、個人の感情を超えたマクロな「社会システム」としての課題も抽出された。本研究で得られた質的データの解析結果は、今後のロードマップ達成に向けた合意形成や政策立案における重要な基礎資料となり得る。しかし、テキストマイニングによる可視化はあくまで現状の断面を切り取ったものに過ぎない。今後は、これらの意識変容を時系列で追うとともに、AI による分析手法の妥当性についてもさらなる検証を進めることが、引き続き取り組むべき課題である。

付記

本研究で用いたアンケート調査は、科学研究費（基盤研究 B 23K22287）を受けて実施しました。アンケート調査に返信いただいた新潟県佐渡市の皆様には、お忙しいところ回答いただきました。また調査の実施に際し、佐渡市農業政策課トキ保護係の土屋智起様、佐渡自然保護官事務所の篠崎さえか様（当時）にも大変お世話になりました。今回実施した佐渡市でのアンケート調査に際しても、大正大学の本田裕子先生からの全面的なご協力をいただきました。どうもありがとうございました。

引用文献

- 1) 本田裕子（2009）「放鳥直前期におけるトキ放鳥への住民意識—佐渡市全域のアンケート調査から」『東京大学農学部演習林報告』121号、149-172.
- 2) 本田裕子（2015）「放鳥6年経過後のトキの野生復帰事業に関する住民意識について—佐渡市全域のアンケート調査から—」『大正大学研究紀要』100、259-290.
- 3) 本田裕子・林宇一（2009）「放鳥直後期におけるトキ放鳥への住民意識—佐渡市全域のアンケート調査から—」『山階鳥類学雑誌』41（1）、74-100.
- 4) 本田裕子・高橋正弘（2019）「放鳥10年経過後のトキの野生復帰事業に関する住民意識について—佐渡市全域のアンケート調査から—」『大正大学人間環境論集』6、1-34.
- 5) 高橋正弘（2025）「トキ放鳥16年経過後における佐渡市民の意識について～アンケートで得られた質的データへの注目～」『大正大学公共政策学会年報』5、45-58.
- 6) 高橋正弘・本田裕子（2025）「佐渡市におけるトキ放鳥16年後の野生復帰事業をめぐる住民の意識調査について」『地域構想』7、5-17.

調査・事例報告



都市型フィールドワークを通じた 大学初年次の学修プロセス

—地域創生教育における理論と実践の融合に関する事例研究—

大橋重子

大正大学 地域創生学部地域創生学科 准教授

(要旨) 本稿は、大学初年次における都市型フィールドワークを通じて、学生が地域社会との関わりをどのように経験し、その学修をどのように意味づけていくのか、プロセスを明らかにすることを目的とした実践事例研究である。東京都内で実施された地域実習科目を対象に、事前の理論学習、実践的なフィールドワーク、事後の省察という教育設計のもとで得られた学生の記述データを質的に分析した。その結果、学生は地域創生を多主体協働のプロセスとして捉え、合意形成やコンフリクトを含む現実的理解を獲得していた。また、開発を支援型の営みとして、地域らしさを意図的に守る視点や当事者性が醸成されていたことが確認された。これらの学修経験は、社会との関係性の中で自己の立ち位置を捉え直し、将来的な学修や進路を構想していくための基盤的な認知枠組みの形成に寄与していることが示唆された。

キーワード：都市型フィールドワーク、地域創生教育、経験学習、多主体協働

1. はじめに

本稿では、都市部でのフィールドワーク（以下、FW）の取り組み事例を用いて、理論に基づいて設計された実習科目における実践とその省察について議論を進めていく。その上で、学生が地域社会との関わりを経験し、その学修経験を地域創生の文脈において自身のキャリア意識形成へと結びつけることが可能なのかを検討する。

地域創生という分野に注目が集まったのは、2014年の第二次安倍内閣で日本全体の活用向上を目指す看板政策として、まち・ひと・しごと創生本部を創設したことが契機である。地方創生は、人口減少と地方衰退の問題に一体的に取り組むものとして、2015年末までに地方自治体による「地方版総合戦略」の策定実施が決められた。このような土台固めを行い、翌年から本格的に様々な施策の実施が決定した2015年が地方創生元年と言われ、2024年で10年を迎えた取り組みである（内閣府地方創生推進事務局、2014）。

この流れを受け、地方大学のみならず首都圏においても地域系学部の設置が続いてきた。地域創生は社会課題であり、課題解決の方法は一つではない。そのため、地域創生を学ぶことができる学科も多岐に渡り、大学の取り組みにもさまざまな形がある。この点について宮下（2020）は、地域の発展を担う人材の育成に必要な学びは多様であるため、その基盤となる学問も幅広いと指摘している。このような特徴を持った地域創生に関わる学部では、地域を理解するためのFW活動にどのような形で理論を結びつけて思考する力を養うかが重要な意味を持つ。

以上の理由から、本稿では地域実習初学者である大学1年生を対象としたFWの取り組み事例を紹介したうえで、実習科目から見てきた理論と実践の融合について現状と課題を整理する。

2. 研究目的と都市型フィールドワーク

(1) 研究目的

本研究の目的は、大学初年次における都市型 FW を通じて、学生がどのように地域社会との関わりを経験し、その学修経験を自身のキャリア意識形成へと結びつけていくのか、そのプロセスを明らかにすることである。

大学周辺で実施する都市型 FW は、学生にとって身近でありながら多層的な社会関係に触れる機会となり、キャリア形成を社会との関係性の中で捉える学修経験として位置づけられる。そのため本稿では、地域創生教育において事前学習として導入された理論的枠組みと、実践的な FW、さらに振り返りを通じた意味づけの過程に着目し、初学者が社会理解や課題探索の視点を獲得していく様相を事例的に検討する。

これにより、正課教育における経験学習がキャリア形成の初期段階に果たす役割について示唆を得ることを目的とする。なお、本研究におけるキャリア意識形成とは、特定の職業選択や進路決定を直接的に対象とするものではなく、社会との関係性の中で自己の立ち位置や関わり方を捉え直す、認知的枠組みが形成されていく過程を指している。

(2) 都市型フィールドワーク

地域創生という語は、しばしば都市の対極に位置づけられる「地方」における取り組みを想起させる。しかしながら、東京をはじめとする都市部もまた一つの地域として固有の課題を抱えており、地域創生の対象から除外されるものではない。実際、近年では港区神宮外苑、渋谷駅、新宿駅周辺などにおいて大規模な再開発が進められており、都市部においても、地域課題の解決や生活環境の整備を目的とした取り組みが継続的に展開されている。

本稿では、こうした東京都内における地域活動を対象とした FW 型実習の事例を取り上げる。具体的には、東京都世田谷区において実施された、地域住民が新たに利用可能となる公共空間の整備プロジェクトを対象とする。本事例は、小田急線連続立体交差事業および複々線化事業による鉄道地下化に伴い生じた、東北沢駅—下北沢駅—世田谷代田駅間の線路跡地を活用し、駅前広場、駅間通路、緑地、小広場等を整備するものである。当該プロジェクトの背景には、「下北沢らしさ」をいかに維持しつつ地域としての発展を図るのかという課題をめぐり、行政、民間企業、地域住民がそれぞれの立場から議論と調整を重ねてきた長期的な合意形成の過程が存在する。

本稿では、地域実習の初学者である大学1年生が、こうした地域の当事者と関わりながら FW に参加することで、実践の場で得た経験をどのように理論的枠組みと結び付けて理解しているのかを整理する。さらに、学生が地域への関与を通して得た気づきが、どのように自身の問題意識として内在化され、地域創生への理解として深化していくのか、その学習過程を検討する。その上で、本実習科目における経験学習が、大学初年次というキャリア形成の初期段階において、学生のキャリア意識にいかなる影響を及ぼしているのかについて考察する。

3. 実践事例

(1) 初年度の学び

今回の事例では、東京都内にある私立大学（A 校）での取り組みを用いる。A 校の必修科目である地域実習は、1年生から3年生まで、毎年、第3クォーターの7週間実施している。また、実習に向けての準備科目として、各学年で FW 方法論が、第1・第2・第4クォーターの必修科目として設定されてい

る。

1年生を対象とした前期のFW方法論では初めての地域実習に向けて、①FWの基礎知識と②経営学の理論（特に経営組織論や組織行動論）を用いたチーム活動に関わる知識、大きく2つの領域に関わる学修をする。毎回、座学形式の講義とグループワークを組み合わせた実践形式の授業により理解を深める形をとっている。具体的な①、②の内容は、表-1の通りである。

1年生の実習は、チームでの活動が基本となる。そのため、学生が個人で活動するのではなく、チームで役割分担をしながら力を発揮し、決められた期間で成果を出すことが求められる。講義では毎回、座席指定をして異なるメンバーでチーム活動を行うなど、チーム作りに必要なスキルについて、実践形式で学ぶ工夫も取り入れている。このような形で、前期2クォーターでの準備科目を履修後、実際の地域実習に挑むことになる。夏休み明けの第3クォーターで7週間の実習に参加した後、第4クォーターのFW方法論では、実習報告書の作成を中心に振り返りを行い、2年次の地域実習に向けた個人課題の設定等を行う流れになっている。

表-1 フィールドワーク方法論での学び

項目	キーワード・理論（定義）
① FWの基礎知識	FWの種類、フィールドノーツの取り方・まとめ方、街歩きの手法、インタビュー手法（話の聞き方）、グループディスカッション、プレゼンテーション etc.
② 経営学・組織論の理論や基礎知識	チームワーク、役割分担、リーダーシップ、フォロワーシップ、フリーライダー、組織の目標設定、リサーチクエストと仮説の設定 etc.

4. 分析結果

本章では、量的指標による因果検証ではなく、学生の記述や省察内容をもとに、学修経験の意味づけプロセスを質的に整理することで、初年次におけるキャリア意識形成の特徴を検討する。

（1）入学当初の理解度

実習の準備は、必修科目であるFW方法論として、前半の2クォーターを通して行われる。毎回、講義内で取り上げたテーマに関わるワークを行い、講義後にはリアクションペーパーを提出している。4月の第1回目の講義終了後の課題のコメント内容には、「地域創生」という言葉の意味や内容に関する記述が全体的に多く、「初めて知った」「気がついた」「分かった」などの言葉が見られる。これらの内容から、4月時点では自身が興味関心を持って入学した学科のテーマであっても、きちんと言葉の意味や定義を理解している学生が少ないということが確認できる。

（2）学生自身の内省過程

1年次のFW方法論の講義では、地域創生について理解を深めると同時に、東京で実習を行う第3クォーターまでに、先の表-1で触れた①FWの基礎知識、②経営学・組織論の理論や基礎知識、大きく2つの柱から毎回テーマを決めて講義とワークを行っている。

具体的なフィールドノーツの取り方、事実と解釈の違いを意識してノートテイクをする手法について学んだ講義後のコメントには、「FW」「事実と解釈」、チームの機能をテーマに講義を行い、それを念

頭にチームで役割分担をしてフリーライダーを出さないワークを行った講義後には、「役割分担」「フリーライダー」「コミュニケーション」など、講義の中で取り上げたテーマに関わる単語が多く出てくる。学生は、講義のテーマごとに取り上げた重要な言葉を念頭にグループワークを行っている。そのため、振り返りをする際にもキーワードを使用して、コメントを記述していることが読み取れる。

(3) 実習(フィールドワーク)

第3クォーターの7週間のスケジュールは表-2の通りである。具体的な実習として教員がそれぞれ企画した2週間のプログラムに分かれ、1プログラムあたり約20名の学生が参加する形でFWが行われる。本稿では、これらのプログラムのうち、東京都世田谷区を対象として実施された実習事例を分析対象とする。

表-2 実習のスケジュール

Week	活動区分	活動内容	グループ設定
第1週	準備期間	* 学年全体のキックオフミーティング * 各教員による前半後半6つのプロジェクトごとのアイスブレイクや事前準備ミーティングを実施	学年全体・プロジェクト別
第2～3週	実習（前半プロジェクト）	* 6プロジェクト（20名） * 2週間の実習を都内で実施	プロジェクト別
第4週	報告・まとめ期間	前半報告書作成、後半に向けた準備や休息等	学年全体
第5～6週	実習（後半プロジェクト）	* 6プロジェクト（20名） * 2週間の実習を都内で実施	プロジェクト別
第7週	報告・まとめ期間	後半報告書作成、報告会プレゼンテーション作成、3学年合同成果発表会	学年全体・プロジェクト別

2023年度および2024年度の実習では、下北線路跡地の再開発に関わる組織に着目し、世田谷区役所、小田急電鉄、NP0、地域住民という主要なステークホルダーを取り上げ、それぞれの立場から地域開発への関わり方について講義を受けた。その上で、地域住民参加型で植栽の維持管理を行っているシモキタ園藝部の活動に、4日間にわたり参加した。

これらの実習を通じて学生は、同一エリアの再開発であっても、ステークホルダーごとに目的や重視する事項が異なること、また利害の調整やコンフリクトの解消には、時間をかけた段階的な議論の場が不可欠であることを学んだ。さらに、計画段階や実施過程における取り組みが、開発後の公共空間の利活用や活動の持続性にも影響を及ぼすことを、実践的に理解する機会となった。ゲストスピーカーの講義を受けてコメントシートに記載した内容の抜粋は以下、表-3の通りである。

表-3 ゲストスピーカーからの学び

	コメント
1	「住民の地域に対する意識・関心」と「それらを活かす団体や機関の存在」という2つの要素が重要であると考えた。
2	対話重視、意見を言い合える信頼関係があった。この繋がりは全員が下北沢をより良くしたい思いが重なった結果であると感じた。

3	街の活性化は企業や行政だけでなく、地域住民の手によっても可能であると分かった。施設や対策づくりは支援するが、実際の活動は地域住民が役割を担って具現化していた。
4	考え方にズレが生じていても無理矢理1つの意見にまとめるのではなく、話し合いを何度も重ね合いを聞き、多様性を認め合っていた。
5	街づくりは行政が引っ張る、企業やコンサルが主導する、ではなく、住民が「やろう」、「参加しよう」と意思を強く持つこと、実際に暮らす住民が地域創生の主体になることの大切さを見つけることができた。

(4) 実習振り返り

東京での実習を経た第4クォーターは FW 方法論で、実習の振り返りと2年生に向けた目標設定を行い、報告書を作成する。具体的には、4年生での卒業論文執筆に向け5,000文字以上の長文を執筆するため、事実と意見の書き分けや引用の仕方など、文章作成に関わる内容や、報告書に必要な要素についての基礎知識を学ぶ講義を行う。それと並行して、実際の文書作成や学生同士の相互レビューなどのワークを行う形で実習の振り返りを行っている。

ここでは、本項の目的である FW の実践とそれに関わる理論の学習から、どのように地域創生を理解しているのか、2024年度のシモキタ線路街再開発プロジェクトの参加学生の記述した報告書の内容をもとに分析を試みる。提出された報告書から共通して読み取れた内容は以下の6点である。

① 地域創生を多主体協働プロセスとして捉える認識の形成

学生の記述からは、地域創生を行政や企業など単一主体による取り組みとしてではなく、行政、企業、NPO、地域住民といった複数のステークホルダーが役割を分担しながら進める協働プロセスとして理解する認識が形成されていることが確認された。各主体の立場や機能の違いに言及する記述が複数の報告書に共通して見られた。

② 合意形成とコンフリクトを含む現実的プロセス理解

地域開発は円滑に進むものではなく、利害の対立や調整を伴う長期的な合意形成の過程を必要とするという現実的な理解が、多くの学生に共有されていた。コンフリクトを否定的に捉えるのではなく、地域創生に不可避なプロセスの一部として受け止める認識が示されている。

③ 支援型開発という開発観の内在化

学生の報告書には、開発を新たな価値を一方的に付加する行為としてではなく、地域内の人々や活動を支援する枠組みとして捉える視点が反復して確認された。とりわけ、テナント選定や空間設計における挑戦を支える仕組みへの着目は、ゲストスピーカーの話に出てきた支援型開発という開発観の内在化を示している。

④ 地域らしさを「守る行為」として捉える視点の獲得

下北沢らしさは自然に維持されているものではなく、意図的な設計や意思決定の積み重ねによって保たれているという理解が多くの学生に共有されていた。地域の個性は放置すれば失われ得るものがあり、積極的に守り続ける必要があるという視点が形成されている。

⑤ 参加型フィールドワークによる当事者性の醸成

講義や資料による理解にとどまらず、街歩きや植栽管理といった参加型の FW を通じて、地域課題を自分事として捉える当事者性が醸成されていることが確認された。実践への参加が、理解の深化や問題意識の形成に寄与していることが示されている。

⑥ キャリア形成初期段階における意識変容の兆候

学生は明示的に語ってはいないが、地域との関わり方や自身の役割について考え始めるなど、キャリア形成初期段階における意識変容の兆候が複数の報告書に見られた。地域実習が、将来的な学修や社会との関わり方を構想していくための基盤的な認知枠組みの形成に影響を与えている可能性が示唆される。

5. 結果と考察

本稿では、地域実習の初学者が地域の当事者と関わりながら FW に参加することで得た気づきを、どのように自身の問題意識として内在化し、地域創生への理解として深化していくのかを検討してきた。以下に、大学初年次というキャリア形成の初期段階において、学生の認知にいかなる影響を及ぼしているのかについて考察する。

(1) 実習科目における理論と実践の融合

事例分析および学生の報告書分析の結果、大学初年次における都市型 FW は、地域創生を単一主体による施策としてではなく、行政・企業・住民など複数のステークホルダーが関与する多主体協働のプロセスとして捉える認識を学生に形成させていた。その過程において、地域開発には合意形成や利害調整といったコンフリクトを伴う現実的な調整が不可避であること、また開発とは新たな価値を上書きする行為ではなく、地域内の人々や既存の活動を支え続ける「支援型」の営みであるという開発観が内在化していた。さらに、地域らしさは自明に存続するものではなく、関係者による意図的な働きかけと継続的な実践によって維持されるものであるという視点が獲得されていた。

こうした参加型 FW を通じて、学生は地域課題を他者の問題としてではなく自らの問題として捉える当事者性を高め、自身と社会との関係性を問い直しながら、今後の学修や進路を自らの興味関心と結びつけて考える視点を形成しつつあることが示唆された。

(2) 実習準備科目での取り組みの重要性

実習に出る前の準備科目での取り組みの重要性も確認できた。前項で示した多主体協働認識や支援型開発に関する理解は、実習中に偶発的に形成されたものではなく、実習前に配置された準備科目での理論的学修によって下支えされていたと考えられる。

1年生の FW 方法論では、「地域創生とは何か」、「FW とはどのように行うのか」から始まり、地域に「よそ者」として入り活動することの意味や危険性、フィールドノーツの取り方、インタビュー練習、街歩きの実践など、座学と実践形式のワークを通じて FW の基礎知識を身につける。

また、チームで活動する意義や役割分担の重要性、リーダーシップ、フォロワーシップ等、経営組織論の概念を活用して能動的にグループ活動に参加することの意義を学ぶ。地域活動を行うために必要な理論、意義を理解した上で、学生が自分自身の行動の目標設定と振り返りができるような意識づけを学年全体に対して実施している。

学生が多主体協働や支援型開発といった複雑な地域創生の構造を理解していた背景には、実習前に

開講される準備科目での理論的学習が影響していると考えられる。報告書の分析においても、行政・企業・住民それぞれの役割や視点の違いに言及する記述が複数確認されており、これらは事前学習で扱われた地域創生や組織論的視点と対応している。すなわち、準備科目での学修は、実習における経験を単なる体験に終わらせず、構造的に理解するための認知的枠組みとして機能していたと解釈できる。

(3) 方法論と実践の結びつき

実習中の2週間の活動に、FW 方法論の内容を結びつけ実践すること、活動中に振り返りをする機会を創出していくことなど、工夫の必要性も確認できた。

事前学習では、組織行動論の概念を活用して能動的にグループ活動に参加することの意義を学ぶ。学生の報告書からは、合意形成に時間を要する現実的なプロセスや、立場の異なる主体間の調整の難しさに言及する記述が多く見られた。これらは、実習中に行われた街歩きや実践的活動を通して初めて実感された内容であり、方法論と実践を結びつけた教育設計の効果を示している。また、植栽管理やユニバーサルデザイン体験といった参加型活動は、学生の当事者性を高め、地域課題を自分事として捉える契機となっていた。

このことは、実習中に意図的に振り返りの機会を設けることの重要性を裏づける結果である。学年全体として統一した学習で得た知識や理論を実習プログラムの中でどのように活用するかに関しては、学生の認識に委ねられる部分も大きい。一方で、個人で学びを活かした活動目標を設定し、振り返りを行うことができる学生ばかりではないことも事実である。そのため、実習期間中に、準備科目で学んだ理論や概念を想起するような振り返りや、活動目的への関連づけといった教員の介入や工夫が重要な意味を持つ。これを意識的に実施したか否かによって、チーム活動に対する姿勢や実習後に開講される第4クォーターでの報告書の内容に大きな差がでる。この点については、実習を担当する教員の認識合わせと協力体制の構築など、指導者側の振り返りと改善が必要である。

今回の事例分析の結果から、経験学習を教育課程に位置づける際には、学修者の主体性に委ねる部分と、教育設計として意図的に介入すべき部分とを区別して検討する必要があることが示された。

(4) 実施者やステークホルダーとの協業

実習を実施する主催者および地域ステークホルダーとの協業体制の構築という観点も確認することができた。

FW は学生にとって予測困難性の高い学修経験であるため、実習の目的や理論的背景、学生に期待する学びの水準について、実施者間で一定の共通理解が形成されていることが、学修成果の質に影響を及ぼすと考えられる。また、地域の関係者との継続的な協働関係は、学生にとって単発的な体験に留まらない学修環境を形成し、社会との関係性を中長期的に捉える視点の獲得につながる。この点は、キャリア形成を個人内の問題としてではなく、他者や社会との関係性の中で形成されるプロセスとして捉える上でも重要な示唆を含んでいる。

学生が地域創生を多主体協働のプロセスとして理解し、合意形成の難しさを含めて捉えていた点は、実習実施者および地域ステークホルダー間で一定の共通理解が形成されていたことと無関係ではない。継続的な協業体制のもとで実習が実施されたことにより、学生は地域活動を単発的な体験ではなく、社会との関係性の中で位置づけることが可能となっていた。

その結果、学生の中には、地域との関わり方や自身の役割について考え始めるなど、キャリア形成初期段階における意識変容の兆候が確認された。これらの点は、学生が地域活動を単なる体験として終えるのではなく、将来的な学修や進路を考える際の参照枠として意味づけていく、キャリア形成の

基盤づくりにもつながっていると考えられる。

6. 実践報告としての限界と今後の展望

本研究では、都市型 FW を通じた大学初年次の実践事例をもとに、理論に基づいて設計された事前学習、実践的な FW、振り返りを往還する学修プロセスが、学生の社会理解や意味づけにどのような影響を及ぼしているのかを検討してきた。

その結果、学生は地域創生を多主体協働のプロセスとして捉え、合意形成やコンフリクトを含む現実的な地域理解を獲得するとともに、地域課題に主体的に関わろうとする当事者性を形成していたことが確認された。これらの学修経験は、直ちに特定の進路選択や職業的意思決定に結びつくものではないが、学生が社会との関係性の中で自己の立ち位置や関与のあり方を考え始める契機となっており、将来的な学修や進路を構想していくための基盤的な認知枠組みとして機能していると位置づけられる。本稿で示した知見は、地域創生教育における都市型 FW が、単なる体験学習にとどまらず、大学初年次における学修プロセスの質を高め、学生の中長期的な成長を支える教育的実践となり得ることを示唆するものである。

本稿は、単一大学における都市型 FW の実践を対象とした事例研究であり、得られた知見を一般化することには限界がある。また、学生のキャリア意識形成については、質的データをもとにプロセスの理解を試みたものであり、長期的な変化や進路選択への直接的影響を検証したものではない。今後は、学年進行に伴う意識変容の追跡や、他大学・他分野の実習との比較を通じて、本事例で示された教育的示唆を再検討する必要がある。

一方で、本研究は、正課教育における経験学習の設計が社会との関係性の中で自己の立ち位置や関わり方を捉え直す過程としてのキャリア形成の初期段階に果たす役割を具体的に示した点に意義がある。広がりを見せる地域実習科目におけるキャリア形成支援の在り方を再考するための基礎的知見を提供するものと位置づけられる。

参考文献

- 1) 大谷英之編（2014）『下北沢ものがたり』シンコーミュージック・エンタテイメント.
- 2) 北沢総合支所街づくり課（2015）「北沢 PR 戦略会議かわら版第1号」.
- 3) 内閣府地方創生推進事務局（2014）「まち・ひと・しごと創生基本方針2015 ―ローカル・アベノミクスの実現に向けて―」.
- 4) 橋本崇・向井隆昭編（2022）『コミュニティシップ』学芸出版社.
- 5) 宮下清（2024）「地方大学にみる地域連携のあり方」『グローバルマネジメント』10, 14-39.

藤沢市辻堂地区における避難行動要支援者の 個別避難計画推進について(第3報)

加藤照之

大正大学 地域構想研究所 客員教授

(要旨) 一昨年までの2回の報告に引き続き、藤沢市辻堂地区で実施してきた避難行動要支援者の個別避難計画の作成に関する活動について、その後の経過について報告する。藤沢市辻堂地区では2024年10月に47ある自治会・町内会に対して説明会を行い、個別避難計画の地区全体での活動を開始した。その結果、2025年9月までに13自治会から約350件の個別避難計画が提出された。また、筆者自身も所属する桜花園自治会で計画づくりを担当して計画を作成した。これらの活動から感じられることや今後の課題について報告する。

キーワード：避難行動要支援者、個別避難計画、藤沢市辻堂地区

1. はじめに

2023年度と2024年度の2度にわたって、災害時における避難行動要支援者の個別避難計画に関する報告を行った(加藤、2023; 加藤、2024)。今回は、前回の報告からの続報として、これまでの経緯を振り返るとともに、地元で実施してきた活動の経過と今後の可能性や新たに見えてきた課題等について考察する。

2. 背景と経緯

日本列島はしばしば大きな自然災害に襲われる。とりわけ、地震・津波、火山、さらには近年の地球温暖化に伴うと思われる風水害が激甚化しているほか大規模な火災も無視できないほどに増加している。「天災は忘れたころに来る」どころか、「天災はたびたび来る」というほどになっているのは気のせいであろうか。

これらの災害においては命を落とす被害が高齢者や障がい者などのいわゆる災害弱者に集中することも多い。近年の大きな地震では被災後の災害関連死が直接死よりも多いということも報道等で知られることとなった。

最近の自然災害において災害弱者の被害が大きいことから、2013年に災害対策基本法が改訂されて、いわゆる避難行動要支援者に関するリストが作成されて各市町村の支援関係者に配布され、災害時の救援体制がつくられることとなった。ところが、その後も相変わらず災害のたびに災害弱者への被害の集中が続き、法律改正の効果が上がらなかった。このため、2021年に災害対策基本法が再度改正され、避難行動要支援者に対して個別に避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた(加藤、2023)。しかしながら、この計画の推進には多くの課題がある。例えば、①防災と福祉の間の協力が必須であるが行政の縦割りでなかなか協調できない、②法律では“市町村の努力義務”となっているが、実際には自治体がやるには人手が足りない、③地域住民はあくまでもボランティ



図-1 藤沢市の行政区と地区。辻堂地区は東海道線辻堂駅の南側に位置する。数字は2025年12月1日現在の辻堂地区の人口。右側写真は江の島の

表-1 2025 年 12 月 1 日現在の藤沢市と辻堂地区の人口統計

2025.12.1現在	藤沢市
人口	443,313人
世帯数	205,864
面積	69.56km ²
人口密度	6,373人/km ²
地区数	13
人口/地区	34,101人/地区
辻堂地区	
人口	44,339人
人口密度	10,130人/km ²
自治組織数	47
避難行動要支援者数(同意数)	約2,200人

アという意識が強く、困難な問題に立ち向かうことに対して忌避感が強い場合がある、④市民の取組として行うことが重要だが先頭に立って行える人材がいなくなかなか進まない、⑤要支援者の状況は一人ずつ異なっており、また、協力する側も多くの関係者がいるため計画の策定が難しい、⑥要支援者の側が、周囲からの支援を受けることに消極的、ないし、否定的であることがあり、理解を得ることが困難なことがある、など、いくつかのハードルがあって、計画の推進が難しいことを第一報で指摘した。

また、第二報では、筆者が住んでいる神奈川県藤沢市の辻堂地区における個別避難計画策定に関する取組について紹介した（加藤、2024）。ここでは、この活動が災害時における“共助”の取組として重要であるとの考え方から、自治会・町内会（以後、自治会と略記）などの地域の防災活動の取組として地元の防災協議会に対してこの取組を行いたいとの申し出を行って活動を開始し、その経過について報告した。図-1と表-1に辻堂地区の地図と人口統計を再掲しておく。この中で「避難行動要支援者数（同意数）」となっているのは、避難行動要支援者の中で、支援を希望するために個人情報に関係者に開示することに同意した者の数である。個別避難計画の作成の対象者はこの同意した者になる。この数は全国平均では要支援者全数のおよそ4割程度である（内閣府・消防庁、2025）。

この第二報では、藤沢市の災害リスクを紹介し、個別避難計画に関する活動を(1)準備段階、(2)始動段階、(3)展開段階の3段階に分け、(1)と(2)についての活動を紹介した。本報告では、(1)と(2)について概略を述べたあと、(3)の展開段階について詳しく紹介する。

3. 辻堂地区での個別避難計画の策定

前報にも記したが、(1)準備段階では、辻堂地区防災協議会における防災講演会で個別避難計画の紹介を行い、協議会に少人数による検討会を立ち上げて市側との協議やビデオ鑑賞などを通じて、その意義や課題などの理解を行った。続いて、(2)始動段階として、地区内の2自治会をモデル自治会として選定して個別避難計画の試行を実施した。さらに、全地区に活動を展開するために、地区の民生委員・児童委員に対する講演やワークショップ、自治会長・町内会長連絡協議会への協力依頼を行った。こうした活動をふまえて、辻堂地区内の全47自治会に対して担当者を集めて2023年10月に説明会を開催した。これをきっかけとして各自治会での個別避難計画の作成の活動が開始されて(3)の展開段階に入った。

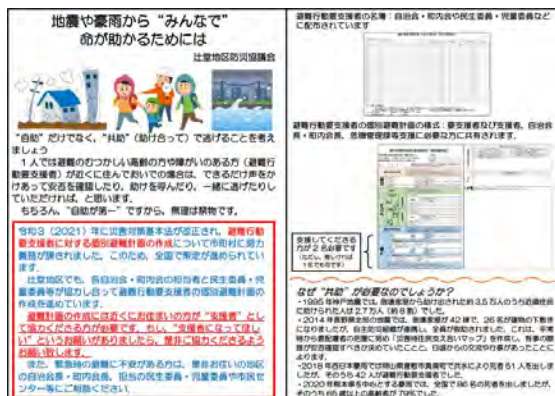


図-2 辻堂地区の個別避難計画に関する配布のビラ



図-3 藤沢市の避難行動要支援者の個別避難計画様式：(左) 表面、(右) 裏面

ところで、ここまでの取組で忘れていたことがあった。それは、支援者の候補者は要支援者の近所の方になる可能性があるが、地区に住んでいるすべての居住者が支援者の候補者になり得る、ということである。そのため、事前に全戸に対して個別避難計画の実施を周知しておく必要がある。このため、図-2に示すようなチラシを作成して全戸に配布を行った。

4. 桜花園自治会における活動の経過

(3)の段階として、2023年10月に辻堂地区の47ある自治会に対して個別避難計画の作成に関する説明会を行って辻堂地区全体での活動を開始したが、筆者も自身の所属する桜花園自治会において個別避難計画の作成を行うこととした。以下、順を追って作業の内容を記す。

図-3に藤沢市の個別避難計画の様式を示す。比較的基本的な情報を記入すればよいようになっている。最初はこの様式を印刷して紙に必要事項を記入していたが、様式がエクセルで作られていることから、パソコン（以下、PC）で入力することとした。アナログがよいか、デジタルがよいか、一長一短がある。

アナログの手作業でやる場合は、うまくすれば一度の訪問で必要な事項を記入することができ、何度も訪問することを避けることができる。一方、記入に大きな修正が必要な時は最初から記入しなおさなくてはならない。また、必須ではないが、裏面のメモ欄には自宅から避難所までの避難経路を地図で記入することが求められているが、地図を別途作成して糊で貼り込むなどしなくてはならないので、かなり手間がかかる。

一方、PCでエクセルを使っでの入力は手入力よりは容易であるし、またできあがりも美しい。また、何よりもファイルとしてPCに格納しておくことで、後の修正なども容易に行えることや、後述するいくつかの共通項なども事前に記載しておくことが容易であるなどの長所も多い。ただ、PC入力のためには要支援者を訪問していくつかのことを聞き取った後、帰宅して入力して、再度訪問して署名をもらう（しかも、誤り等がある場合は再度出直すなど、何度も行き来する必要がある）、など面倒な点もある。避難経路の地図などは、例えばGoogle マップなどで経路検索をし、画面上で切り取って画像ファイルに保存してPC上で＜メモ＞欄に貼り付ける、などの方法を用いると手作業でマップを作るよりは大変簡単である。

氏名、住所、電話番号等の避難行動要支援者名簿に記載してある事項は極力事前に様式に記入しておき、要支援者に会った際にこれらの事項も正しいか、の確認をする必要がある。

さて、こうした事前の準備をしたうえで、要支援者本人との面談を行うことになるが、単独で訪

問するのではなく、事前に民生委員などから訪問を知らせておくことが重要である。訪問したら、訪問の趣旨を説明するが、その際重要なことは、“訪問が訪問者からの一方的な行動ではなく、要支援者自身が自治体からの問い合わせに対して災害時の避難行動について支援を要請すると回答し、そのために個人情報提供に同意する旨の回答をした”、ということを確認することである。この確認を怠ると、訪問者が勝手に支援することを決めて訪問してきた、と解釈されかねず、聞き取りのやりとりがスムーズにいかない場合が出てくる。訪問者が来訪したのは、あくまでも要支援者が自治体に対して避難計画の作成を要請したからである、ということを明確にしておく必要がある。こうすることで、要支援者が主体的に情報を開示する必要があるとの認識をもつのである。ただし、そのような要請を行ったことを忘れている方もおいでなので、支援者のところに自治体を送った様式（見本でよい）のコピーを入手して、もし忘れていたらそれを見せるというのがよい。

さて、こうして、必要な事項を面談で聞き取るのであるが、とりわけ重要な項目が“支援者”を誰にするか、ということである。最初は特に定めずにいろいろと伺ううちに次第に決まるという方式であったが、ある程度伺っていると優先順位が定まってくる。場合によっていろいろあるかもしれないが、我々の経験では次のような順を用いることとなった：

- ① 同居の家族、要支援者名簿リストにある緊急連絡先に記入のある人
- ② 別居の親族で近くに居住している者
- ③ 近くに住む友人・知人
- ④ 組長（回覧板などの配布で順番に回ってくる役目を持つ人）
- ⑤ 自治会の役員または民生委員、等

この中で、一番の工夫は④の組長である。①～③で適任者がいないとき、組長にお願いするのである。このためには、事前に、例えば自治会の総会など組長が集まる場で事前に“適任者が他にいない場合に支援者をお願いすることがあります”とのお願いをしておくことが必要である。組長が支援者になることは、実は大変重要な意味がある。すぐにわかるように、年度替わり等で組長が交代する際には、自動的に次の組長に支援者を交代することになる。そうすると、組長が一巡した段階で、その組の全員が要支援者を知ることとなり、要支援者をとりまく支援者の輪ができることになる。まさに“共助力”の強化が図られることになるのである。極端な言い方をすれば、組長が一周して、要支援者の支援体制の輪ができれば、もう個別避難計画も不要になるといってもよい。そのような文化を形成することがこの個別避難計画の究極の目的といってもよいように思われる。

支援者の他にも、参考資料として、支援に必要な情報を聞き取る必要がある。本人の状態として罹っている病気や体の状態、常備薬等、要介護度、ケアマネージャー、介護事業者、等が必要な情報と言える。また、“車椅子利用”など避難行動の際に必要な支援内容も記載する必要がある。これらは裏面に記入することになる。

さて、こうして支援者が決まったら、情報を持

支援者となられる方へのお願い 個別避難計画の支援者としてご協力くださりありがとうございます。 1) 心構えについて 支援者として登録したからということで要支援者の救援について大きな責任を感じられるかもしれませんが、突発的な災害や災害が発生しそうな状況においては、まず自分と家族の安全が第一です。自分と家族の安全を確保したうえで、もし可能であれば、要支援者の方に連絡を取り、その方の依頼に応じて、必要な方に連絡をとったり、避難行動を促したりしていただければと思います。仮にそれがうまくいかずに要支援者を助けられなかったとしても、それについて責任を負うことはありません。 2) 平常時での行動について 平常時において、もし要支援者の方と普段からおつきあいがなければ、できれば年一度程度は要支援者の方にお声をかけていただき、顔見知りになっていただけたらよいと思います。 もし、既に要支援者の方と知り合いであれば、お時間のある時で構いませんので、お時間をとっていただき、その方と災害時にどのような支援が必要であるかを「藤沢市避難行動要支援者調査票」に基づいて確認しておいていただけたらよいと思います。また、避難訓練などへの参加を促していただければ助かります。 3) 災害時における行動について 1. 台風や集中豪雨の接近時においては、TV等で気象庁の発する警報レベルや藤沢市の発令する「高齢者等避難」（気象庁の警報レベル3）が出た場合には、要支援者にお声を掛けて、あらかじめ決められた避難場所への避難を促す。あるいは可能であればその方の避難のお手伝いをしてあげていただければと思います。 2. 急に大きな地震がきた、というような場合は、自分と家族の安全を確保したうえで、要支援者がどういう状況にあるか、何を必要としているか、を確認し、必要であればあらかじめ決められた支援の要請を行う、などの行動をお願いします。 3. (津波ハザードマップで津波浸水想定区域の中かその周辺にお住いの場合は) 大きな揺れが来たら津波警報が出た場合においては、できればTVやスマホのアプリ等で津波の到達時刻を確認したうえで至急近くの高い場所への避難をお願いします。その際に余裕があるようであれば要支援者の方にお声をかけてください(率先避難)。この場合、無理は禁物です。その方の避難を促す必要性はあっても、できなさそうであれば「津波でんごん」という言葉の通り、それぞれが全力を尽くして生き延びることが必要です。 (文責：辻堂地区防災協議会アドバイザー 加藤昭之)

図-4 支援者への書類に同封する“お願い”

ち帰って様式を整えて完成版を作成し、再度要支援者を訪問して、記載内容を確認して署名と日付を記入してもらう。記載された完成版を持ち帰り、スキャナ等で読み込んでPDF ファイルを作成するとともに、必要部数を印刷し、元本は市に提出するとともに、支援者・要支援者及び裏面に書かれたケアマネージャー等の連絡先にもコピーを配布しておく必要がある。

これらの記入が済んだ様式のコピーを関係者に配布するにあたっては、個人情報の保護の観点からある程度しっかりと封入する必要がある。また、この段階では支援者に必ずしもどのような支援をお願いするか十分な説明をしていない場合も考えられる。仮に口頭でしっかりと話をしてもいざという時まで覚えているかどうかはわからない。そこで、支援者へは別途伝達事項を記入した様式を渡す必要がある。図-4に桜花園自治会で作成された様式を記す。ここには、まず「1)心構えについて」として、災害において一番重要なことは、まず自分と家族の安全を確保することである、ということと、仮に結果として要支援者を助けられなくてもそれに対して責任は負わないこと、を記載している。次に「2)平常時での行動について」として、平常時から要支援者と交流してほしい、避難訓練等で参加を呼び掛けてほしい、等、平常時から支援者と要支援者の交流をしてほしいとの要請が記載されている。最後に、「3)災害時における行動について」として、風水害、地震、津波のそれぞれについて、これらが発生した時にどのような支援を行うべきか、について記載している。支援者に対してはこの「支援者となられる方へのお願い」を個別避難計画の様式と一緒にして支援者に渡すこととした。

最後に、これらの書類を雨滴などから守るためプラスチックのフォルダに挟んだうえで、ひも付きの角二封筒に入れる（図-5）。封筒の表にはタイトルの他、封入されている書類が個人情報であることからその取扱いに関する注意書きを記している。本来はこのような書類は金庫などきちんとした保管がなされないといけないのかもしれないが、災害時のような緊急時にすぐに開封できるようにすることとは両立し難いので、この程度の簡易な封入で、できるだけすぐにとりだせるようにしておくのがよいと思われる。

このような個別避難計画書をまず3通作成し、要支援者用に一部、支援者用に二部作成して、それぞれに手渡した（一部、郵送やポスト投函で済ませた方もある）。また、他の民生委員、ケアマネージャーなどの関係者には角二封筒には入れず、それぞれ書類を渡すこととした。なお、これらの方々には、保管に注意することを伝えて手渡ししたり郵送する方法をとった。

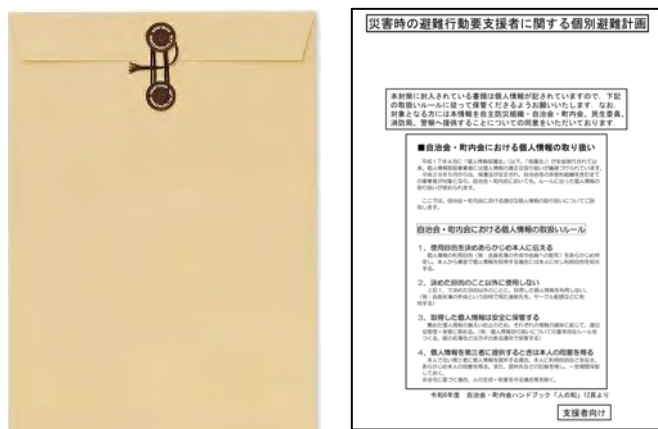


図-5（左）個別避難計画を封入するひも付きマチ無しの角二封筒（山櫻社製）。（右）封筒に貼るタイトルと個人情報に関する注意書き。

これらの作業を含め、要支援者への訪問から最後の封筒の手渡しまでの一連の作業を一日で行おうとすると、せいぜい3名から5名程度の作成がせいっぱいであることがわかる。週一回この作業にかかることとして、年10回程度この作業を行うことで年間30～40件程度の個別避難計画が作成できることになる。もちろん、複数の人間で作業を分担するとそれ以上の作成が可能である。こうして、桜花園自治会では、2024年度と2025年度の2年間でほぼ全数（約60件）の個別避難計画を作成することができた。

しかしながら、実のところこれまで

実施してきたのは高齢者の個別避難計画であり、障がい者の避難計画は、数は少ないものの、より丁寧な面談と詳細な打合せが必要であり、桜花園の場合まだ数名の障がい者の方の個別避難計画が残されている。これらの方々の避難計画の作成が完了したらその経験についても報告したい。

2024年10月の辻堂地区全体の説明会から約1年が経過した2025年9月に今年度の説明会が開催されたが、そこでの市側からの報告によれば、この1年間で辻堂地区では47自治会のうち13自治会が283件の個別避難計画を作成したことが報告された。それより前のモデル自治会による成果と含め辻堂地区では約350件程度が作成されたことになり、要支援者のうち約16%近くが作成されたことになる。辻堂地区以外での個別避難計画の作成は進んでいないがそれでも4地区の1～3自治会で作成が進められていることが報告された。

内閣府では年度ごとに個別避難計画の作成に関する実績が詳細に報告されている（内閣府・消防庁、2025）。これによると、全国平均で2024年度までに作成された個別避難計画は14.0%となっている。ちなみに最も作成率の高いのは香川県の63.5%で、他県と比べ格段に進んでいる。一方、最も作成率の低いのは神奈川県は2.2%である。

5. 見えてきた課題と今後の展開

地元の辻堂地区桜花園自治会での活動を通して感じるのは、内閣府によるガイドライン（内閣府、2021）などで重要とされていることが実際には必ずしも適当でないことがある、ということである。例えば、ガイドラインでは優先度の高い要支援者に対してはおおむね5年で取り組むこと、となっている。これは例えば洪水等の危険度が高い地域の要支援者のことを指しているのであろうが、例えばこのような地域に住む“要支援者の中でも寝たきりなどの重度の障害のある人を5年で完成させるべき”ということと解すると、それはボランティアベースの自治会が受託してやるには荷が重すぎる。そもそも経験が全くない中で始めるわけであるから、むしろ程度の軽い“元気な高齢者”を手始めにやってみるほうがはるかに導入がしやすい。ただし、注意しなくてはならないのは、“避難行動要支援者”の定義が市町村毎に決められており、藤沢市の場合はたまたま“後期高齢者（75歳以上の高齢者）の一人暮らしまたは夫婦”のすべてを対象者として計上していることから、このようなことができる。他の市町村では例えば後期高齢者を要支援者の対象とはせず、“要介護度3以上”などというくくりに入れているところがあり、そのような市町村では“元気な高齢者”は対象にならないと思われるので、最初の導入から聞き取りが困難な状況があるかもしれない。

また、避難計画を作成するにあたっては対象となる要支援者が関係する家族、民生委員、社会福祉関係者、行政、自治会担当者等が一同に会して調整会議を開催して避難計画を作成することが重要である、とされている（内閣府、2021）。しかし、このようなことはそもそも日程の調整からして困難であるし、どの人が関係者であるのかを探して決めるために膨大な労力をかけなければならない。個別避難計画の法制化に大きく寄与したのではないかと推察される別府市での実験では、行政にこれらの関係者を媒介するインクルージョンマネージャーを置く、ということによって実現しているのであるが（村野、2021）、自治会がそのような役目を負うというのは到底無理であろうし、仮に行政がそのような試みをしようとしても時間がかかりすぎて、藤沢市のように個別避難計画作成対象者が1万5千人を超えるような都市では完成まで途方もない時間がかかってしまうのではないかと危惧される。結局、自治会が受託するという時点で、すべての作業は自治会が請け負うということにならざるを得ない。辻堂地区では実効性の高い詳細な計画でなくても、まずは形を整えることが重要と考え、支援者の選定に重点を置いて避難計画の形を整えることとした。支援者の選定は避難計画作成上、ある意味では最も重要な項目と考えられる。個別避難計画は、作っておしまいでは

なく、作ってから後の活動が何よりも重要である。まずは、要支援者を中心とした支援の輪が個別避難計画の作成を通じて確認できるわけであるから、次のステップとして、これらの方々が集まって災害時の対応について個別に話し合いの場を持つ、ということも重要であろうし、自治会等が主催する避難訓練などへの参加も、個別避難計画を作って初めて行動へのきっかけができるのではないか、と考えられる。

6. 次の展開に向けて

さて、辻堂地区での活動がある程度軌道に乗って来た段階で、次のステップとして他地区への展開を考える時期に来ている。辻堂地区では筆者自身が名乗りを上げてスタートしたので、そのような積極的に活動しようとする人を他地区でも見つけることができるか、が鍵になる。これはなかなかの難問である。そこで利用したいのは防災士制度である。筆者自身2021年2月に防災士の資格を取得しているのであるが、藤沢市では2023年頃より市内の防災士を集めて「防災士スキルアップ勉強会」という会が2か月毎くらいに開催されている。2026年1月17日に開催された15回目の勉強会において筆者が招待されて個別避難計画のやり方について紹介する機会をいただいた。そこで、筆者がこれまで実施してきた個別避難計画に関する考え方や本稿で紹介した実際の手続き等について説明とワークショップを開催した。実際の様式（図-3）や封筒（図-5）も配布して、実際に様式に記入することから、できたものを封入することまで全体の作業を実際にやっていただいた。出席者は50名近くいて大変盛況であり、会の終了後に実施されたアンケートでも、“帰ったらさっそく自治会に話をしてみる”というような積極的なご意見もいただいた。防災士も、もちろん自身の専門を生かした活動をやりたいと考えている方もおいでと思うが、特に新たに防災士になられた方の中には、自分にどのような貢献ができるだろうか、と考えている方もいるはずである。こうした方々には是非活動に参加してほしいと願っている。

一方、活動を続けているうちにやや気になる点も見えるようになってきた。我々が個別避難計画を作成する方々は、避難行動要支援者のうち、避難時の支援のために自身の個人情報を開示することを承諾した方々に限られている。全国平均でみるとその割合は約40%であり、藤沢市でも同程度である（内閣府・消防庁、2025）。ということは、残りの6割の避難行動要支援者には支援が十分に行き渡らない可能性がある。災害時に支援するのに個人情報を提供したかどうかで支援の優劣が発生するのはおかしいことのように思われる。我々は自治会が中心となって個別避難計画を作成したので、この機会を経て、次のステップとしては必ずしも支援要請のための個人情報を開示していなくても、普段のご近所付き合いの中で、災害時の支援をどのようにするのか、を検討していくことができる可能性もあるが、どこまでできるかは自治会内の体制や人材に大きく依存してしまう。このような支援の優劣をどのように解消していくのか、は今後の大きな課題と言えよう。

7. おわりに

辻堂地区での個別避難計画の作成に関する活動として、前報に続き個別避難計画に関する地元藤沢市辻堂地区での自治会主体の活動内容や、作成に関する実際の作業方法についても紹介した。実際に自分が手を下して活動してみると、大変興味深いことに気づかされた。それは、この活動は、要支援者を中心とする支援の輪を作ろうとする試みであるが、それは防災というくくりだけでなく、福祉としての役割もある。さらには、わが町に住む要支援者を支援する多くの人の輪が自分の町にできるという、“安心・安全なまちづくり”に直接的に貢献していることに他ならない。避難行動要

支援者の個別避難計画の作成という一見小さな防災の取組と見えるものが、実は本質的に地域における“福祉防災まちづくり”の実践的な取組であることを自ら認識できるのである。

筆者自身も、個別避難計画に関する取組をはじめて4年程度であり、まだまだ勉強しなくてはならないこともあるし、活動方法なども工夫をこらして展開していかないと感じているが、少しでも地域の共助を中心とした“災害に強い”まちづくりに寄与していければと感じている。

謝辞

本稿を草するにあたっては藤沢市の担当課や辻堂市民センターの支援、辻堂地区防災協議会及び個別避難計画を策定するために構成した個別避難計画検討会のメンバーの方々との意見交換が大変有用であった。また、「防災士スキルアップ勉強会」の世話役の方にもワークショップの機会をいただいた。これらの方々に謝意を表す。

参考文献

- 1) 加藤照之：災害時における避難行動要支援者の個別避難計画推進にあたっての課題、大正大学地域構想研究所紀要、第5号、1-8, 2023.
- 2) 加藤照之：藤沢市辻堂地区における避難行動要支援者の個別避難計画推進について、大正大学地域構想研究所紀要、第6号、1-8, 2024.
- 3) 内閣府・消防庁：避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果、22p, 2025.
- 4) 内閣府：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針、1-125, 2021.
- 5) 村野淳子：別府市における“誰ひとり取り残さない”インクルーシブ防災事業～命と暮らしを守る仕組みづくり～、消防防災の科学、145号、28-32, 2021.

アートプロジェクトが中小企業経営に与えた価値 ～浪江学生デジタルアート道場を事例として～

田島悠史

大正大学 表現学部 准教授

(要旨) 本稿は、民間企業がアートプロジェクトを主催・運営することでどのような効果を与える可能性があるのか、事例から明らかにするものである。具体的には、ガッチ株式会社が主催者となり実施する「浪江学生デジタルアート道場」を事例として論を進めた。プロジェクトへの参画と関係者とのやりとりから、同プロジェクトは、①有能な若手人材との出会いと採用につながっていること、②震災遺構ギャラリー松永陶芸館の活用イメージの具体化を促したこと、③地域住民と学生アーティストをつなぐ活動を通じて松永氏の地域内での役割を明確化したこと、という三点において企業活動に良い効果を与えていることが確認された。本稿は、中小企業がアートプロジェクトを主催することによって生じる経営メリットを示した事例研究である。

キーワード：小規模地域芸術祭、アートプロジェクト、人材育成、中小企業経営、震災遺構

1. 背景

近年、日本国内の様々な地域において現代アートを用いたイベント事業が行われている。こういったものは「アートプロジェクト」「アートイベント」「芸術祭」「アートフェスティバル」などと呼ばれている。また、二年に一回のものは「ビエンナーレ」、三年に一回のものは「トリエンナーレ」とイタリア語の名称をつけるものも少なくない。本稿では統一して「アートプロジェクト」と呼ぶ。

さて、このアートプロジェクトは純粋に芸術的価値だけを社会から期待されているわけではない。文化芸術基本法は改正時に、基本理念にあたる第二条第十項に「(前略) 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない」という一文を新たに書き加えている¹。

また実務の点からもアートプロジェクト研究の第一人者の熊倉らは、地域活性化、産業振興などの経済的な効果や街づくり、コミュニティ形成、教育や社会包摂などが社会一般から期待されていることを指摘している²。それは、芸術祭サイドからもその期待に応えようとしている姿勢を見ることができる。例えば、「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」では、公式サイトにおける「これまでの歩み」に「地域活性事業の柱として「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」が2000年に始まりました」という文言がある³。さらに、「概要」においても「アートを道しるべに里山を巡る新しい旅は、アートによる地域づくりの先進事例として、国内外から注目を集めています」「2018年は約54万人の来場者数を記録し、経済効果や雇用・交流人口の拡大をもたらしています」「地域に内在するさまざまな価値をアートを媒介として掘り起こし、その魅力を高め、世界に発信し、地域再生の道筋を築くことを目指しています」としている⁴。そのため、アートプロジェクトは自治体が主体と

¹ 文化芸術基本法

² 熊倉純子(監修)、菊地拓児、長津結一郎(編集)(2014)

³ 大地の芸術祭実行委員会(2010)

⁴ 大地の芸術祭実行委員会(2010)

なって実施するケースが少なくなかった。

一方で、アートプロジェクトの多くは、小規模なものである。著者はこれまで日本国内におけるアートプロジェクトの大半がメディア露出の少ない、年間予算1,000万円未満の小規模なものであることを指摘している⁵。一方で潤沢な予算を持ち、メディア露出が多いアートプロジェクトは自治体が主催となっているものが多い。しかし今後、国家予算が逼迫していく中で、文化芸術にかけられる予算はさらに厳しいものになっていくことが予想される。そこでは、文化芸術活動の担い手は、自治体や国などの「公」から、企業や個人の集まりなどの「民」に変わっていくと考えられる。関係機関等の連携等に言及する文化芸術基本法第三十二条において、国が連携する相手先として、芸術家等、文化芸術団体、学校（等）、文化施設、社会教育施設に加えて、民間事業者が加えられた。このように、国が民間事業者に文化芸術活動を期待する動きは明確な動きと言えるだろう。

しかしながら、民間企業もまた資金が潤沢ではない。これまで、企業が行う文化芸術活動の主たる方法として「企業メセナ活動」というものが挙げられる。「企業メセナ活動」とは、「企業が行う、直接的には見返りを求めない芸術文化支援」を指す⁶。企業メセナ活動の現状については、企業メセナ協議会が毎年度、調査研究部会をつくり詳細なレポートを発行している⁷。それによると2024年度のメセナ活動には特徴的な傾向がいくつか見取ることができる。まず、メセナ活動費総額合計値の減少である。メセナ活動費総額合計値は、測定当初である1991年の253億3,746万円からスタートし、バブル崩壊時の停滞を経て、2006年には331億4,260万円のピークをつけている。その後は右肩下がりに減少し、2024年には188億7,508万円まで減少している。景気が悪かった1990年代後半とは異なり、2024年は日経平均が1989年以来の最高値を更新しているにも関わらずメセナ活動総額合計値は減っている。一方で、メセナの取り組み目的についても変化しており、従来は「芸術文化支援のため」の割合が多かったが、2024年度調査で初めて「社業との関連、企業価値創出のため」が同数になったことを指摘している。また、「社業との関連、企業価値創出のため」に重視した点として「地域社会との関係づくり」や「自社のイメージ向上」の割合が高く、「自社を知ってもらうため」や「宣伝広告としての効果」はそれぞれ7.2ポイント、4.5ポイント上がるなど認知向上を期待している点も挙げられる。

これらをまとめると以下のように推察することができる。これまで民間企業は、国と同じように文化芸術に対する純粋な支援として企業メセナを実施していた。しかし年を経てバブル崩壊、リーマンショック、コロナのような苦況を経て、純粋な支援をする余裕がなくなった。その一方で、芸術が持つ効果については一定程度評価し、企業価値を創出するためのツールとして文化芸術を活用する企業が増えてきた、と考えることは可能ではないだろうか。

そこで本稿では、実際のプロジェクト「浪江学生デジタルアート道場」へのコミットメントを通して、アートプロジェクトが中小企業に対して、具体的にどのような価値を生み出すのかを記述するものである。著者は2024年度より、ガッチ株式会社が主催するアートプロジェクト「浪江学生デジタルアート道場」の総合監修を担っている。その活動を詳細に記述し、考察を加えることを通して「文化芸術が創出する企業価値」についての論を進めたい。

2. 浪江学生デジタルアート道場について

(1) 浪江学生デジタルアート道場とは

「浪江学生デジタルアート道場」は、公式ウェブサイトでは「大堀相馬焼の伝統と現代アートの融合」や「地域の記憶と若い世代の表現の融合」により新たな文化的価値を生み出し、独自の復興モデルを築いていくことを

⁵ 田島悠史(2015)

⁶ 中島水緒

⁷ 天野真一、原奈未、村山秀樹(2025)

目指し、この地域に根付いたアート活動に取り組む学生アーティストを応援するプロジェクトとしている⁸。毎年、日本全国から大学生のアーティストを対象に公募を実施し、3組を選出し、数度のフィールドワークを踏まえて、年度末の2月に「震災遺構ギャラリー松永陶芸館（所在地：福島県双葉郡浪江町井手北川原74）」において展示を行っている。

（2）浪江学生デジタルアート道場の背景について

浪江町は福島県浜通り地域に位置し、福島第一原子力発電所から20km 圏内にある自治体である。震災前は約2万1,000人が暮らしていた⁹。現在も約1万4,000人が住民登録をしているものの、居住人口は2025年12月末現在、2,419人に留まっている¹⁰。2011年3月の東日本大震災時に、町の全域が警戒区域および計画的避難区域に指定され、町民は避難を余儀なくされた。その後、2013年4月には警戒区域等が見直されたことで、一部区域での日中の立ち入りが可能になった。さらに2017年3月31日および2023年3月31日に、避難指示が解除され、現在は復興に向けた新たな町づくりが進行中である。一方で、2026年2月現在、帰還困難区域の避難指示は全て解除されておらず、現在も立ち入りできない場所が残っている。

浪江学生デジタルアート道場の会場である「震災遺構ギャラリー松永陶芸館」は浪江町大堀地区にある。もともと、この場所には1910年の創業から震災まで、大堀相馬焼松永窯の工房とギャラリーがあった。震災後、営業継続が不可能となり、生産の拠点は同じ福島県の西郷村に移転している¹¹。「震災遺構ギャラリー松永陶芸館」は「浪江学生デジタルアート道場2024」での活用を経て、2025年7月にプレオープンした。1Fは、東日本大震災による陶器やガラス破片の散乱や、動物侵入による被害、足跡などがそのままの姿で残っており、他の震災遺構よりもリアルな姿を留めている。2Fは「浪江の地域住民の思い出の品」が常設されている他、貸しギャラリー的に作品展示が可能なスペースとなっており、浪江学生デジタルアート道場のメイン会場として機能している。



図-1 震災遺構ギャラリー松永陶芸館（左：外観、右：内観1F）

きっかけは、舞踏家の田中泯氏が現地に訪れ、その場で踊ったことであると大堀相馬焼松永窯四代目でありガッチ株式会社取締役社長の松永武士氏は語る。その光景は、2022年1月に公開されたダンスドキュメンタリー『名付けようのない踊り』（監督：犬童一心氏）にある。この時の経験がきっかけとなり、この場所を文化芸術の拠点にすることを構想し始めたという。

⁸ 浪江学生デジタルアート道場

⁹ 浪江市役所

¹⁰ 一般社団法人 まちづくりなみえ

¹¹ 震災遺構ギャラリー松永陶芸館

(3) 浪江学生デジタルアート道場以前について

始まりは2023年6月に、経済産業省が「福島芸術文化推進室」を設立し、ハマカルアートプロジェクトを立ち上げたことにある。「福島芸術文化推進室」は、東京電力福島第一原子力発電所事故によって避難指示等の対象となった福島の浜通り地域を中心とする12の市町村において、芸術文化の力を活用した、魅力あるまちづくりの推進を目的とした組織である¹²。この「福島芸術文化推進室」が実施する事業の一つが「ハマカルアートプロジェクト」である。「ハマカルアートプロジェクト」は、アーティストが12市町村に滞在し、作品を制作することを通して、地域文化の再発見や新しい価値の創出、人的な交流の促進などを目的としている¹³。

ガッチ株式会社は、2024年にも「ハマカルアートプロジェクト」に採択され「大堀相馬焼 松永窯 震災遺構型アーティストインレジデンスプロジェクト」というアートプロジェクトを実施した。このアートプロジェクトは、2024年2月に一週間以上の滞在制作を通して制作された二名（的場真唯氏、石上洋氏）のプロのアーティストによるデジタルアート作品の展示を2024年2月16日（金）から18日（日）にかけて実施した。アーティストであり本学教員（2026年2月現在）の的場真唯氏は福島県浪江町に滞在し、30分の映像作品《Point N》を制作した。



図-2 「大堀相馬焼 松永窯 震災遺構型アーティストインレジデンスプロジェクト」ポスター



図-3 的場真唯《Arrival》（《Point N》から改題）

(4) 浪江学生デジタルアート道場2024について

上記の背景を経て、浪江学生デジタルアート道場は2024年に初開催となった。「大堀相馬焼 松永窯 震災遺構型アーティストインレジデンスプロジェクト」とは異なり、対象が学生に限定された。これは「ハマカルアートプロジェクト」が「学生滞在型」という枠をつくったことによる対応である。それを踏まえて、松永氏と著者

¹² 志村環太(2025)

¹³ 経済産業省(2025)

で運営方法を相談し、体制を決定した。その結果、アーティストが自由に滞在するのではなく、地域交流会および企画発表会⇒中間発表⇒展示、と滞りつつ、順を追って制作が進むシステムを考案した。また、作品については広くデジタルアートに限定した。その理由としては、①インタラクティブな作品（身体の動きなど作品と鑑賞者の相互作用によって変化する作品）など、芸術の素養がなくてもわかりやすい作品が多いため、②音、画像、映像など浪江の現状を作品の素材として使うことから、同時に復興過程のアーカイブにもなるため、である。その他、採択数は会場規模に合わせて3組とし、支援金は1組あたり15万円とした。

3組のアーティストは全行程を実施し、期待通りの作品を制作することができた。工藤聡真氏は現地で見た大堀相馬焼の青ひびから着想を得て、ひび割れをモチーフとした映像作品を制作した。滝川麻友氏と山中俊人氏は、地域住民のインタビューを活用したインスタレーション作品を制作した。この作品において、地域住民の声が同時再生され、生成 AI によってランダムに組み合わせられ別の言葉が生み出されていた。浅尾楽氏は、フォトグラメトリという技術を用いて、現実の物質を3DCG 化し VR 空間に配置するシステムを構築し、さらに展示会場で来場者が体験できるようにした。

2月の展示前夜には、アーティストの提案で地域のカフェ兼本屋において前夜祭が実施された。この企画は主催者側が事前に設計したプログラムではなく、現地での滞在過程や地域住民とアーティストとのコミュニケーションの中で発生したものである。このようにアーティストと地域内の関係性も良好であった。

また、メディアとしては公式ウェブサイト、Instagram、X を作成した。



図-4 制作メディア（左：Xアカウント、中：公式ウェブサイト、右：Instagram アカウント）

さらに、メディアの取材も多く受けることとなった。

表-1 露出メディア一覧

発信メディア・媒体・出品先	期間
福島民友	2024/11/3
イベント東北ナビ	2025/1/23
ふくらボ！サイト	2025/1/23
浪江町公式 SNS	2025/1/24
情報科学芸術大学院大学	2025/1/30
福島民報朝刊15面	2025/2/06
日刊 CJ Monmo Web	2025/2/02
テレビユー福島「ステップ」（ニュース情報番組）	2025/2/07
福島テレビ	2025/2/11

■主たるプロジェクトメンバー

- ・松永武士：プロジェクトリーダー。
- ・田島悠史（著者）：プロジェクトアドバイザー。プロジェクトの全体設計、および芸術面でのアーティストに対するアドバイスを担当。
- ・高橋あゆみ：プロジェクトディレクター。福島市出身。現在も福島県相馬市の復興支援センターMIRAI に従事。現場のスケジュール管理やアーティストや現場の調整など現地対応の一式を担当。
- ・福田恭子：事務、会計を担当。

■スケジュール

- ・2024年9月16日～10月22日：採択学生アーティスト募集期間
- ・2024年10月26日：採択学生アーティスト決定
- ・2024年11月2日～4日：地域交流および企画発表会
- ・2024年12月6～8日：中間発表会
- ・2025年2月9日～11日：作品展示・トークイベント



図-5 「浪江学生デジタルアート道場2024」ポスター

■2024年度参加学生アーティスト

- ・工藤聡真（九州大学大学院システム生命科学府）
- ・滝川麻友・山中俊人（早稲田大学大学院建築）
- ・浅尾楽（情報科学芸術大学院大学）



図-6 2024年度アーティスト作品（左：工藤作品、中：滝川・山中作品、右：浅尾作品）

■関連イベント

1. 学生アーティスト3組によるトークショー「わたしたちが、壊して、創って、超えていきたいもの」

日時：2025年2月9日（日）10:30～12:00

会場：ふれあいセンターなみえ 会議室1

内容：学生アーティストが感じた浪江町の可能性、作品に込めた想いを語る

2. 松永武士と田島悠史によるトークショー「地域の再構築とアートの役割—旧松永窯を再生の起点に—」

日時：2025年2月11日（火・祝）11:00～12:00

会場：旧松永窯 2F

内容：プロジェクトに込めた想い、作品解説、アートによる地域再構築の意味と未来

(5) 浪江学生デジタルアート道場2025について

前年度は3組の学生アーティストがいずれも期待通りの作品制作ができたことを運営間で確認し、また地域や主催者とも良好な関係でプロジェクトを完了させることができた。そのため、2025年7月のハマカルアートプロジェクトの採択を受けて、2025年度も浪江学生デジタルアート道場を実施することとなった。2025年は昨年度と大きく二点が異なる。一点目は、地域住民を巻き込むアートを学ぶ「アートレクチャー」の新設である。学生アーティストが滞在する際に、著名なアート関係者を呼び、地域住民を想定ターゲットとした講演会を実施した。また、レクチャー後はアーティスト、レクチャー講師、地域住民をターゲットとした交流会を企画した。具体的には下記の通りである。

表-2 アートレクチャー一覧

回次	日時	講師	テーマ
1	2025年11月3日	浅尾楽	デジタルアートって何？ 爆走メディアアートの歴史と研究史
2	2025年12月12日	齋藤精一	実践から見る“地域を表現する”アート
3	2026年1月12日	中垣拳	心と手：人とテクノロジーの関係性をめぐる研究・作品づくりと、浪江町との対話
4	2026年2月7日	田島悠史 滝川麻友 山中俊人	ここからどうする？浪江で芸術祭



図-7 アートスクール光景 (左：初回、中：二回目、右：三回目)

アートレクチャーについて、集客は多少苦戦した回次もあったが、いずれの回でもレクチャー後の質疑応答が予想以上に盛り上がった。また、「常連」とも言えるアートレクチャー参加者も現れた。継続的な関与に繋がるかは今後の動きにもよるため、明確な評価は難しいが、このようにアートレクチャーは我々が当初、目的としていた「地域住民を巻き込む」という役割を一定程度果たしていたと考えられる。

もう一点は、ハマカルアートプロジェクトの仕様の変更を受けて、学生アーティストの滞在日数を20日に変更した点である。それを踏まえて「地域交流会および企画発表会」「中間発表」「展示」に加え、「プレ展示」を新設し、作品展示前に実際の展示場所に作品を置き、想定通りに動作するかをアーティストと主催者が確認する機会をつくった。

作品について記述する。本年度も方針は変わらず、フィールドワークに基づく作品制作を学生アーティストが取り組んだ。深川竜誠氏はフィールドワークを通して浪江の風と大地に関心を持ち、二つの映像作品を制作した。鈴木光泰氏・小峯愛華氏は走ると水が放射され、虹が生まれるという「虹チャリ」を開発した。展示では「虹チャリ」と、それに関する映像作品を制作した。三澤龍大は食に関心を持ち、展示期間中に滞在して、浪江の米を使って煎餅をつくり、来場者と交流するプロジェクトを展開した。

■主たるプロジェクトメンバー

昨年度アーティストだった滝川麻友氏と山中俊人氏が高橋氏に代わり、現場の実務を担うようになった。

- ・松永武士：プロジェクトリーダー。
- ・田島悠史（著者）：プロジェクトアドバイザー。プロジェクトの全体設計、および芸術面でのアーティストに対するアドバイスを担当。
- ・滝川麻友：現場のスケジュール管理やアーティストや現場の調整など現地対応の一式を担当。
- ・山中俊人：現場のスケジュール管理やアーティストや現場の調整など現地対応の一式を担当。

■スケジュール

- ・2025年9月16日～10月9日：学生アーティスト募集・決定
- ・2025年10月11日・12日：面接審査
- ・2025年11月1～3日：地域交流会・現地調査
- ・2025年12月12日～14日：中間発表会・現地制作
- ・2026年1月10日～12日：プレ展示会
- ・2026年2月6～8日：作品展示会・トークイベント



図-8「浪江学生デジタルアート道場2025」ポスター

■2025年度参加学生アーティスト

- ・ 深川竜誠（東京藝術大学先端芸術表現科）
- ・ 鈴木光泰・小峯愛華（情報科学芸術大学院大学）
- ・ 三澤龍大（慶應義塾大学環境情報学部）



図-9 2025年度アーティスト作品（左：深川作品、中：鈴木作品、右：三澤作品）

■関連イベント

1. 学生アーティスト3組によるトークショー「わたしたちが、壊して、創って、超えていきたいもの」

日時：2025年2月9日（日）10:30～12:00

会場：ふれあいセンターなみえ 会議室1

内容：学生アーティストが感じた浪江町の可能性、作品に込めた想いを語る

2. トークショー

日時：2026年2月6日（金）17:00～18:30

会場：ふれあいセンターなみえ

登壇者：学生アーティスト3組、松永武士氏、田島悠史氏

内容：浪江町に滞在して感じたことや作品制作の背景を語る

3. 考察：浪江学生デジタルアート道場がガッチ株式会社に与えた効果

本章では、著者の実践と松永氏とのやりとりを通して見る事ができた、浪江学生デジタルアート道場が主催者（ガッチ株式会社）に与えた効果について記述する。なお、本章は、著者がプロジェクト運営を通じた参与観察および非構造的なヒアリングに基づく考察である。

第一に、挙げることができるのが、有能な人材の採用、である。一年目で学生アーティストとして採用した山中俊人氏は、二年目では大学院生として研究を行いながら、ガッチ株式会社では浪江学生デジタルアート道場の事務局として現場の実務を担った。また、それ以外にも「震災遺構ギャラリー松永陶芸館」のYouTube チャンネルの運用など、他の業務も行っている。2026年内に山中氏は浪江町に移住し、学生デジタルアート道場以外のガッチ株式会社の業務を担うことになっている。また、彼の専門を活かし、「震災遺構ギャラリー松永陶芸館」に新しい建物を建てる計画も進んでいる。ガッチ株式会社が、このような有能な若手人材と出会い、出会った後も継続的に関わる事ができたことは浪江学生デジタルアート道場が与えた効果として、最初に挙げることができるものだろう。また、これが地方の企業であっても実現したことは地域課題の解決に対して糸口を与えるものと考ええる。他の会社でも、ややもすれば就職活動中の学生にとって退屈に見える既存業務にだけでなく、アートやクリエイティブに関わる事業を行うことで新人採用のPRや、あるいは入社後の士気向上に活用する事例は存在する。人材不足が叫ばれる中、中小企業がアートプロジェクトを行う理由として、人材採用と関係するというのは大きな理由になると考える。

山中氏にとっては「コミュニティが（既存の所属コミュニティに加え）もう一つできた」ことが、この浪江学生デジタルアート道場で得た財産だと語る。新卒で自らが設計した建築物を実現させる機会を持てるものは多くはない。松永氏と山中氏でwin-winの関係が構築できていることが見て取れる。

第二に、旧松永窯の具体的な活用イメージができたこと、である。それまで、松永氏の中には文化芸術の拠点にしよう、という構想はあったものの、具体的なイメージはなかった。その中で、浪江学生デジタルアート道場2024の実施を通して、場所の活用についての具体的なイメージが見え、現在の「震災遺構ギャラリー松永陶芸館」という形に結実した。実際に一年の運用を通して、解体すべき建屋、残すべき建屋を見極めたり、バックヤードとして使うコンテナを整えたりしている。松永氏や山中氏とのやりとりの中で「震災遺構ギャラリー松永陶芸館」に人を呼び込むにはどうするかについての議論が交わされていた。「震災遺構ギャラリー松永陶芸館」の今後について、具体的な課題と指示について考えることができるようになったことも、浪江学生デジタルアート道場の成果と考えられる。

第三に、松永氏は、浪江学生デジタルアート道場の活動を通して、自身の浪江における立ち位置をわかりやすく提示することができたと言語。それまで松永氏の活動拠点は東京都内と、松永窯の生産拠点がある西郷村が多かった。むろん青年会議所などの集まりや活動、学生時代のつながりがあったので孤立している訳ではなかったが、浪江での松永氏の活動は見えなかったのではないかと、松永氏は語る。その中で、浪江学生デジタルアート道場を打ち出し、地域住民と学生アーティストをつなげる活動やトークイベントを通して、地域の人々にとって、松永氏の活動が見えるようになったのではないかと、松永氏は語っている。地方企業の経営者の中には、ビジネスモデル上、当該地方と首都圏、あるいは当該地方と海外を行き来せざるを得ない者も少なくない。首都圏での営業力を維持できる企業ほど、その傾向があるのではないだろうか。しかし、それが地域内の関係性の希薄化に

つながることも少なくない。アートプロジェクトの開催は必然的に公開イベントとなり、必然的に自らの存在をアピールすることになる。一方で、新しい活動であれば既存の関係性を崩すリスクも少ない。それを踏まえると、経営者が地域への貢献をアピールする手法、地域への繋がりを示すとして考えることも可能ではないだろうか。

4. まとめと今後の展望

本稿では、ガッチ株式会社が主催するアートプロジェクト「浪江学生デジタルアート道場」を事例として、民間企業がアートプロジェクトを実施することによって生じる効果を検討した。その結果、第一に、プロジェクトへの関与を契機として有能な若手人材と出会い、採用および継続的な関与につながっている点、第二に、震災遺構ギャラリー松永陶芸館の活用方法に関する具体的なイメージが形成され、空間整備や運用方針の具体化が進んだ点、第三に、松永氏やガッチ株式会社の浪江における役割が地域内で可視化・明確化された点を確認した。本稿は、民間企業がアートプロジェクトを主催する際の先端事例として価値があるものと考えている。今後の展望として、浪江学生デジタルアート道場は、継続を目指しているが、3年目以降は予算獲得や継続などに新しい困難がつかまとう。そこにおいて、どのような取り組みが有効なのか、引き続き本プロジェクトに伴走していきたいと考えている。

■謝辞

本論文の執筆にあたり、松永武士様および浪江学生デジタルアート道場の関係者、出展アーティストの皆様、ハマカルアートプロジェクト関係者の皆様、地域住民の皆様には、多大なるご協力を頂きました。改めて、感謝の意を申し上げます。

参考文献

- 1) 文化芸術基本法 URL : https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/kihonho_kaisei.html (最終閲覧日 : 2026年2月17日)
- 2) 熊倉純子 (監修)、菊地拓児、長津結一郎 (編集) (2014) 『アートプロジェクト—芸術と共創する社会』 水曜社
- 3) 大地の芸術祭実行委員会 (2010) 「これまでの歩み」 大地の芸術祭公式ウェブサイト URL : <https://www.echigo-tsumari.jp/about/history/> (最終閲覧日 : 2026年2月14日)
- 4) 大地の芸術祭実行委員会 (2010) 「概要」 大地の芸術祭公式ウェブサイト URL : <https://www.echigo-tsumari.jp/about/> (最終閲覧日 : 2026年2月14日)
- 5) 田島悠史 (2015) 『小規模地域アートイベントの有用性と持続性に関する研究』 慶應義塾大学博士論文
- 6) 中島水緒 「企業メセナ」 美術手帖 URL : <https://bijutsutecho.com/artwiki/56> (最終閲覧日 : 2026年2月14日)
- 7) 天野真一、原奈未、村山秀樹 (2025) 「2024年度メセナ活動実態調査[報告書]」 公益社団法人企業メセナ協議会
- 8) 浪江学生デジタルアート道場 URL : <https://namiedojo.gatch.co.jp/> (最終閲覧日 : 2026年2月17日)
- 9) 浪江市役所 URL : <https://www.town.namie.fukushima.jp/> (最終閲覧日 : 2026年2月17日)
- 10) 一般社団法人 まちづくりなみえ「Q&A」 URL : <https://iju.mdnamie.jp/qanda/#Q01> (最終閲覧日 : 2026年2月17日)
- 11) 震災遺構ギャラリー松永陶芸館 「松永陶芸館について」 URL : <https://legacy.soma-yaki.com/#aboutus> (最終閲覧日 : 2026年2月17日)
- 12) 志村環太 (2025) 「福島県浜通り地域における経済産業省のアート施策について」 文化経済学会 URL : https://jace.gr.jp/jace_today/20250801-141600-2998965.html (最終閲覧日 : 2026年2月17日)
- 13) 経済産業省 (2025) 「ハマカルアートプロジェクト2025」 URL : <https://hamacul-project.com/> (最終閲覧日 : 2026年2月17日)

地域遺産をめぐる映像制作実践の再設計と展開

—「下田まち遺産」プロジェクト2年目の成果と課題—

長谷川隼人

大正大学 教学マネジメント推進機構学修支援センター(DAC) 専任講師

(要旨) 本稿は、下田市の「下田まち遺産」を題材に、大学生が地域と協働して映像作品を制作する PBL 型教育プログラムの実践報告である。昨年度の課題を踏まえ、事前学習の充実、実習期間の延長、地域との対話機会の強化など設計を改善した結果、学生は地域の歴史・暮らしを多角的に捉えた独創的な作品を制作した。今後は発信や参加者の多様化を通じ、地域遺産の継承と活用の深化を目指す。

キーワード：地域遺産、プロジェクト型学習、関係人口、デジタル映像制作、大学・地域連携

1. はじめに

静岡県下田市は少子高齢化の進行のなか、観光を基幹産業として交流人口や関係人口の創出に取り組んでいる。下田市は、2015年より地域構想研究所の地域共創コンソーシアムを通じた連携関係にある。本プロジェクトは、その協定関係を基盤としつつ、下田出身の筆者が景観保全に関わる地域関係者へのヒアリングを契機にはじめられた。

下田市は、豊かな自然と多様な文化・歴史資産を有し、住民参加型で未来に残したい地域資源を認定する「下田まち遺産」を景観行政に位置づけ、これまでに154件を登録してきた。全国的にもユニークな制度である一方、保全にとどまらず、住民の自発的な発想による活用の可能性が課題として残されている。

そこで、筆者は、2024年3月と8月に市役所を訪問し、新たな協働のあり方を協議しながらプログラムの準備を進めた。こうして、2024年度に表現学部メディア表現学科2年生を対象としたプロジェクト型学習として実践され、「下田まち遺産」を題材にしたデジタル映像作品を学生が制作し、4チーム16名が作品を完成させた。その成果と課題の詳細については、拙稿「地域遺産のデジタル活用化の教育プログラムについて—授業設計の効果検証と今後の展望—」『地域構想』Vol. 7 (2025年3月) を参照されたい。

本稿では、2024年度の課題を踏まえて実施された2025年度のプログラムの概要と成果、そして次年度以降の展開に向けたプロジェクトの構想について報告する。

2. プログラムの概要

(1) プログラムの前提条件

本プログラムは、放送・映像分野を専門とする2年次学生を対象としている。学生たちは、初年次教育を終え、3年次以降の専門演習に向けて本格的な専門教育へ移行する段階にあるが、将来的にメディア業界への就職を志向するものが多い。ゆえに、多くの者が撮影や編集までの基礎的なスキルを持っている。

また、実施授業の性格は、プロジェクト型学習(PBL)として、知識や技能の習得にとどまらず、限

られた時間や資材のなかでチームとして作品を完成させる協働的学習が可能となっている。とりわけ、学外実習を組み込める柔軟なカリキュラムであり、現地でのフィールドワークや地域関係者との交流を正規の学修活動として位置づけられる。

さらに、授業期間と学生の学修段階も重要な条件である。学期内で一定期間を集中的に確保でき、短期間であっても企画・制作・ふり返りまでを一連の学修プロセスとして経験できる時間のゆとりが確保されている。また、複数の教員による専門的指導と伴走的支援が可能であること、自治体側が教育目的を理解し、学生の学びを優先した受け入れ体制を整えていることも前提となる。今年度も、これらの条件がそろうことで、プログラムの実践が可能となった。

(2) 昨年度の課題

昨年度のプログラムは、観光を基幹産業とし、交流人口・関係人口の創出に取り組む下田市において、学生が地域住民と関わりながら映像制作を行うだけでなく、若者の視点による地域の再発見と発信を行うことであった。こうした取り組みをキャリア形成期に実施することで、将来的に下田市と関わる人づくりに寄与することを狙った。

昨年度の実践をふり返るなか、いくつかの課題が明確になった。第一に、時間的制約の問題である。2泊3日という限られた日程のなかで、企画立案から撮影、編集までを行う進行は、学生にとって負担が大きく、特に編集作業が深夜に及ぶことで、心身の疲労や作品の完成度への影響が見られた。

第二に、地域との関わり方の深度にばらつきが生じた点である。地域住民との交流を通じて下田への理解や愛着を深めた学生がいる一方で、十分な接点を持てなかった学生もあり、関心が観光的理解にとどまるケースも確認された。関係人口としての意識形成には、より継続的な関わりが必要であることが示唆された。

第三に、学生の作品における独自性と満足度の問題が挙げられる。多くの学生は作品完成に達成感を得たものの、コンセプトの不明確さや表現技法の不足により、創造性や独自性に課題を感じていた。理想と現実のギャップをどう埋めるかは、教育設計上の重要な検討点として残った。

さらに、作品の発信や評価の仕組みにも課題が残った。地域内外への発信や視聴者からのフィードバックを試みたものの、十分に機能したとは言い難く、学生の活動が地域に与えた影響を可視化する手法の再検討が必要となった。

以上のように、昨年度の実践は多くの成果を得る一方で、プログラム設計、地域連携、フィードバック、発信・評価の各面において改善すべき課題が明らかとなった。今年度は、これらの課題を踏まえ、より持続的で双方向的な学びと地域協働の実現に向けたプログラム改善を図った。

(3) 今年度のプログラムの概略

本年度のプログラムも、3QT 期間（9月中旬～11月上旬）の表現学部メディア表現学科の授業科目「PBLⅡ」の一環として実施した。履修学生は、表現学部メディア表現学科放送映像メディアコース2年生20名であり、昨年度よりも増えた。担当教員は同学部の田島悠史がつとめた。加えて、下田市出身である筆者がコーディネーターとして参画し、教育と地域連携の橋渡しを担った。

学生側に提示する課題は、昨年同様に、「下田まち遺産」を含む地域の文化や暮らし、行事を取材・記録し、それらを映像作品として表現することとした。今年度のプロジェクトも、事前準備から成果のふり返りまでを含む4つのフェーズで構成した。フェーズⅠでは、実習先の事前レクチャーとともに作品構想や撮影候補地の検討を行い、学修目標を設定する事前準備を行った。フェーズⅡでは、作品構想についてのプレゼンテーションとフィードバックを行い、実習に向けた準備を進めた。フェーズⅢでは、下田での実習を通じて撮影・仮編集・ふり返りを集中的に実施し、地域住民との交流や講

評会も組み込んだ。フェーズⅣでは仮完成作品へのフィードバックを基にブラッシュアップを行い、完成した作品を学生と視聴するとともにふり返しを実施した。

また、今年度も下田市と共催し、景観行政を所管する建設課を中心とする下田市役所の協力を得た。実習地は、下田市郊外にあたる白浜地区を選定した。現地での実習期間は、10月27日(月)から30日(木)までとした。この期間は、白浜地区にある伊古奈比咩命神社(通称：白浜神社)の祭礼にあたる。期間中の火達祭や三番叟といった地域行事の取材も行えるように配慮したのである。

(4) 実習先:伊豆白浜について

フェーズⅠでは、白浜地区出身の筆者が白浜について約90分かけて事前レクチャーをした。レクチャーの際は、白浜の特徴として注目される白砂の海岸や白浜神社などについて(図-1)、それらを単なる観光資源と見るのではなく、長い時間をかけて自然と人間の関係のなかで形づくられてきたという「まなざし」を持てるように努めた。



図-1 写真中央上部の砂浜の中間が白浜神社



図-2 白浜大浜にある大明神岩

例えば、白い砂浜は、1000万～2000万年前に現在の伊豆半島が海底火山時代(白浜群層)の火山性堆積物や貝殻の破片が黒潮によって運ばれ、形成されている¹。こうした自然条件は、先史時代から人々の移動や交流を促してきた。縄文時代には伊豆諸島のひとつである神津島産出の黒曜石が白浜地区を含む南伊豆の遺跡から出土しているように、島々を往来する航海や交易が行われていたことが確認されている²。これらは、白浜は早くから「海を介した交流の場」であったことを物語っている。このように、この地の自然環境は、伊豆半島だけで完結するものではなく、島嶼部や海流を含む広域的な環境と結びついている。

古代・中世に入ると、白浜は、自然崇拝を基盤とする信仰の場としての性格を強めた。白浜神社に伝わる事代主命と后神である伊古奈比咩命(いこなひめのみこと)をめぐる神話は、外来の神と在地の神が融合するプロセスを示している。白浜神社は、その信仰の中心であり、伊豆諸島や南伊豆一帯と結びついた広域的な祭祀ネットワークの拠点として位置づけられてきた³。地震や噴火といった自然災害が頻発した平安期には⁴、自然の脅威と共存するための精神的支柱として、白浜の神々の威信が

¹ 「伊豆半島ジオパーク」(izugeopark.org)、最終参照日:2026年3月1日。

² 杉山浩平、池谷信之「縄文／弥生文化移行期における神津島産黒曜石のもうひとつの流通—神津島砂糖崎産黒曜石の動き」『考古学と自然科学』60号、2010年。相川壤「後期旧石器時代前半期における神津島産黒曜石の利用とその広がり—原産地推定結果の広域的再集成から」『東京大学考古学研究室研究紀要』第33号(2020年3月)。

³ 深澤太郎「考古学から見た三嶋神・三嶋大明神と『三宅記』」『國學院大學研究開発推進機構紀要』第17号(2025年)、参照。

⁴ 石渡明「平安時代の『日本三代実録』の地震・津波・噴火記録:地震西進系列の白眉」『日本地質学会ウェブサイト』(<https://geosociety.jp/faq/content1052.html>)最終参照日:2026年3月1日。

高まった。

このように白浜は、火山や海といった自然現象を神格化する世界観が色濃く残る地域として特徴づけられる。現在の白浜神社の例大祭においても、神社近くの「大明神岩」(図-2)の付近の海岸に斎場を設け、かがり火をともしことで伊豆諸島の神々に対して祭りのはじまりを伝え(火達祭)、大祭終了に際して神饌を供して諸島を遙拝し、「大明神岩」から海中に島の数に相当する七本の御幣と供え物を投げ入れる(御幣流し)。

近世に入ると、白浜の人々の生活はより具体的な生業の歴史として展開した。江戸時代には、天草(テングサ)採取をはじめとする海の資源が村の経済を支え、菰山代官や沼津藩支配のなか海面利用権をめぐる交渉を通じて、地域としての自治的性格も培われていった⁵。近代になると、白浜村営の天草漁業が成立し、明治から昭和にかけて村全体で漁業を経営する独自のモデルが展開された。この仕組みでは、収益が社会基盤整備や教育、奨学金などに充てられ、残りが村民に平等配分されるなど、無税の共同体的経営の先進事例として全国的に注目された⁶。一方で、労働と分配のあり方をめぐる批判や葛藤も存在し、理想と現実の両面を併せ持っていた⁷。

戦後以降、白浜は、市町村合併によって下田市の一部となり、天草漁業の衰退とともに生業構造は大きく変化した。高度経済成長期には観光地としての性格が強まり、海水浴場としてのリゾート地として知られるようになったが、その背景には、こうした長い歴史の積み重ねが存在している。現在でも、白浜地区内の各部落(原田、長田、板戸)の若い男性は、毎年交代しながら、祭礼期間中に三番叟(下田市指定無形文化財)を奉納している(図-3)。この三番叟は、部落ごとに口伝で継承されており、いまに残る村落共同体の伝統を象徴している。

(5) 今年度の工夫や仕掛け

このように、事前レクチャーでは、白浜を単なる「現在の観光地」として捉えるのではなく、太古から続く自然のリズム、信仰の記憶、共同体の工夫と葛藤が折り重なったフィールドとして理解することの重要性を強調した。つまり、伊豆白浜を表現するためには、表層的な景観や出来事だけでなく、その背後にある時間的・歴史的文脈に目を向ける必要があることを伝えたのである。



図-3 祭礼期間中に一般公開される三番叟



図-4 カミサンバ/ヒノデザンバ (一般非公開)

⁵ 静岡県賀茂郡白浜村役場編『昭和29年度版 天草の要覧』静岡県賀茂郡白浜村役場(「昔の白浜に学ぶ会」により2003年12月1日復刻)、1954年10月。伊豆の天草漁業編纂会編『伊豆の天草漁業』成山堂書店、1998年)、参照。

⁶ 長谷川雅俊「分場拾遺Ⅳ『白浜村営天草漁業』の実態」『伊豆分場だより』第356号(2019年1月)、参照。

⁷ 齋藤典子「海女集落の形成過程にみるジェンダー秩序の形成—伊豆白浜における海女労働の事例から」『名古屋大学人文科学研究』第33号(2004年)、参照。



図-5 「風まち下田」での交流会の様子



図-6 ベイステージ下田での成果報告会の様子

その意図は、昨年度の学生たちの関心が表面的な観光的理解にとどまるケースや学生の作品完成のコンセプトの不明確さを避けるためである。現在の地域課題の情報にあえて触れないことで学生たちがシティプロモーションや観光振興を目的とする映像づくりにならないように配慮し、現地を訪れた際に映像づくりのインスピレーションを得やすくするための背景知識のインプットに注力したのである。

また、事前レクチャーとともに、学生たちには、どのような作品ジャンルにしたいのか、2週間ほどの期間を設けて、グループごとにラフスケッチを描いてプレゼンテーションをしてもらい、田島及び筆者からフィードバックを行った（約2時間）。フィードバックでは、観光振興や地域課題解決になりがちなグループに対して、自分たちが映像という手段でどのような表現を行いたいのかを問い、原点に立ち返るようなアドバイスに努めた。

現地実習は、昨年度の課題を踏まえて、10月27日（月）から30日（木）までの3泊4日の日程で実施した。なお、今回の実習では、筆者が事前に宮司と氏子会長に相談をして、神社拝殿内で日の出前に奉納される「カミサンバ」ないし「ヒノデザンバ」と呼ばれる一般非公開の三番叟についても、学生の参観と撮影を許可してもらった（図-4）。それらは学生たちの作品の一部に用いられている。

また、昨年度に地域との関わりや深度にばらつきが生じた点を考慮し、実習2日目には、地域の関係者との対話型セッションおよび中間報告・懇親会を「風まち下田」にて実施し、学生の企画や映像試作に対してフィードバックを得る機会を設けた（図-5）。

今回、2日目に設定した理由は、昨年度の反省を踏まえている。昨年度は、実習初日に地域の交流会を設けたのだが、その際に生じたのは、これから撮影に入ろうとする学生たちに対して、地域の方々が良かれと思い先回りして撮影のアイデアを提供してしまうことであった。その多くは、地域の方々が外部の人々におすすめしたいモノや場所となる。結果として学生たちは、地域の方々の思いに付度した作品づくりになりがちとなった。

ゆえに今回は、学生たちが自分たちの構想にそって撮影を開始して1日経過した段階で、欲しい「画」が撮れる場所などのアドバイスをもらう、という構図を意図的につくったのである。

なお、田島と筆者は、進捗管理を兼ねて、初日と3日目に作成途中の作品に対して、1グループあたり30分近くかけてフィードバックを行なった。その際の基本スタンスも、自分たちが映像という手段でどのような表現をしたいのかを問い直すことにおいた。

実習最終日には、「ベイステージ下田」において成果報告会を開催し、下田市長や静岡県賀茂地域局長をはじめとする行政関係者、下田市観光協会、㈱伊豆急行、地域のキーパーソン等を招いた（図-6）。

これら現地実習の運営に関して、昨年度と大きく異なった点は、今回のプログラムのパートナーとして、静岡銀行下田支店が宿泊先および交流会・成果報告会に関する地域調整支援をしてくれたことである。静岡銀行下田支店の支店長や地域共創担当行員は、初日、交流会、成果報告会にも参加し、

学生たちにコメントなどを寄せてくれた。昨年度よりも多くの方々が関わってくれたことは、今回の実習の特徴のひとつとなった。

3. 学生の作品(成果物)と発信

(1) 作品紹介

今回は、先述したように、「下田まち遺産」を自分たちが表現したい手法によって映像作品とすること以外の条件を課していない。また、教員は、その点を何度も問い直すフィードバックに努めた。結果として、各チームともにそれぞれの持ち味が反映された個性的な作品となった。

5チームの作品ジャンルとタイトルは、以下の通りとなる。A チームは、白浜地区の男性たちによる幟立てを追ったショートドキュメンタリー (図-7)。B チームは、夫婦神として知られる事代主命と伊古奈比咩命の伝承をモチーフにしたショートドラマ (図-8)。C チームは、白浜で出会った人々のインタビュー映像 (図-9)。D チームは、都会で暮らす白浜出身の若者の主人公とするショートドラマ (図-10) である。そして、E チームは、白浜の環境音をもとに再現した楽曲にあわせたダンスのパフォーマンス映像 (図-11) となっている。

なお、これら作品は、URL を埋め込んでいる動画リンクないし QR コードより視聴可能となっている。



図-7 A チームの作品「旗を興す」



[動画リンク](#)

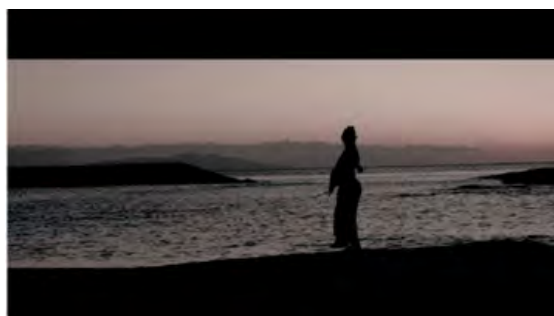


図-8 B チームの作品「紡ぐ」



[動画リンク](#)



図-9 C チームの作品「白浜での出会い」



[動画リンク](#)



図-10 Dチームの作品「居場所」



[動画リンク](#)



図-11 Eチームの作品「白浜の環境音×ダンス」



[動画リンク](#)

(2) 作品についての所感

今回制作された作品は、「下田まち遺産」を背景とする白浜の祭礼や自然、人々の営みを、それぞれ異なる視点と表現手法で捉え直したものとなった。

Aチームの「旗を興す」は、幟を立てる男衆の姿に焦点を当て、世代を超えて受け継がれてきた誇りや結束、身体に刻まれた記憶を大学生のまなざしで描いたショートドキュメンタリーとなった。Bチームの「紡ぐ」は、伊古奈比咩命の伝承をモチーフに、時代を越えて人々が紡いできた想いや祈りをドラマとして再構成し、神話と現在を接続する表現に挑んだ。Cチームの「白浜での出会い」は、美しい自然風景から祭りを支える人々へのインタビューへと視点を移し、地域共同体の深い絆や息づかいを切り取ることができた。Dチームの「居場所」は、手紙に導かれて白浜を訪れる男子大学生の心象を軸に、祭りを通して見いだされる「居場所」の意味を静かに描いたショートドラマとなった。Eチームは、祭礼儀式や自然の環境音を素材として再構成した楽曲に、景色とダンスを重ね合わせ、身体表現によって白浜を再解釈する独創的な映像を提示した。

これらの作品群は、記録・物語・身体表現という多様なアプローチを通じて、白浜の多層的な魅力を第三者に届けられる可能性を示している。

(3) 作品の発信

昨年度は、下田有線テレビ放送株式会社（SHK）の自主番組「下田まち遺産の使い方 ～大正大学表現学部下田プロジェクト～」として、学生たちの活動や作品を取りあげてもらった。だが、作品そのものを地域内外に発信するという点では、更なる改善の余地が残っていた。今回は、昨年度同様に、下田市役所の協力を得て、メディアへの事前情報を発信してもらうことで、『伊豆新聞』による取材を受けて記事として伊豆地域全体に発信することができた（図-12）。そのみならず、今年度は、市の公式 SNS アカウントにおいても活動状況をオンタイムで広報してもらうことができた。

さらに、今回のプログラムのパートナーである静岡銀行下田支店の支援を得て、（一社）下田市観光協会に「白浜映像プロジェクト 大正大学×下田まち遺産」という名称の特設ページを作成してもら

い、2026年1月まで期間限定公開を行った。それに際して、下田市観光協会の SNS アカウントなどを通して、地域内外に向けて情報発信をしてもらった（図-13）。また、現時点では実現に至ってはいないが、今回のプログラムに関して、静岡銀行のサポートによって伊豆急の駅構内のデジタルサイネージで作品を流してもらうことも構想として浮上した。

このように今回のプログラムは、学生たちが学びのために自由につくった作品が、結果として観光広報コンテンツとして実際に活用できた、という点において、昨年度に比較して大きく前進した。



図-12 『伊豆新聞』2025年10月30日朝刊



図-13 下田市観光協会の Facebook での共有

4. 今後のプロジェクト構想

今回のプログラムは、下田市が推進する「下田まち遺産」に登録された自然・歴史・風俗などの地域資源を対象に、大学生と地域住民が協働して映像作品として記録・制作・発信する取り組みとして、2年目を迎えた。

以上まとめてきたように、「まち遺産」をコンテンツとする自由な映像づくりを通して、大学生がまちの魅力を再発見するだけでなく、地域遺産に新たな価値を付加した「もうひとつのまち物語り」を創造し、「まち遺産」の継承と発信力の強化を図るという点において、ポテンシャルがあることが確認できた。

今年度は、昨年の課題点を受けて、事前準備期間のレクチャーのあり方の抜本的な変更、フィードバックの強化、実習期間の延長などプログラム設計を改善した。その結果として、学生の作品群は、記録・物語・身体表現という多様なアプローチを通じて、実習先の多層的な魅力を学生ならではの目線で浮かび上がらせることにつながったといえる。それは、ある意味では全国各地の似たような観光広報との差別化を図り、新たなブランディングにもつなげられる可能性がある。こうした点において、今年度にパートナーとして調整支援にあたっていたいただいた静岡銀行下田支店の存在は、地域の企業や経営者とのつながりの橋渡しだけでなく、社会実装の強力なサポーターとして大きな意味があった。

その一方で、課題が残っていないわけではない。そもそも「下田まち遺産」は、登録制度として一定の記録蓄積がある一方、文章や静止画中心で、地域内外への発信、特に若い世代への認知に課題が

あった。今回のプログラムにおいても、短編映像作品づくりの過程で大学生や地域住民との交流を行ったものの、学生たちの作品づくり及びそのインパクトが地域内にどこまで広がりをもったのか、という点でみるとやはり限定的と言わざるを得ない。

そこで、今後の展開としては、これまでの取り組みの枠組みを活かしつつ、さらに映像制作関連のアーティストなど参加者の多様化を図るとともに、作品展示会場を兼ねて「まち遺産」を活用するアイデアの具現化が考えられる。ここで高校生など若者世代を主たるターゲットとするワークショップを開催し、地域住民が主体的に地域資源を活用する「まなざし」を育むことを自治体への新規事業として提案したい。

そのためにも、授業の一環という制約上、3QT 期間で終了していた本プログラムの期間をさらに延長することを検討している。具体的には、学生たちが作品を仕上げた後、12～3月にかけての公開・発信にあわせて、それら活動の成果を地域に還元する時期として設定する。その期間に、「下田まち遺産」のひとつである旧澤村邸石蔵ギャラリーを拠点に作品展示やワークショップを行うことを考えている（図-14）。



図-14 旧澤村邸（下田市ホームページより）

ワークショップでは、制作にあたった大学生のみならずアーティストも招いて、地域住民から参加を募り、ともに簡単な映像作品づくりを行う。そして、これら完成作品を学生が作成してきた作品とともに、観光・教育・広報などの領域で活用をしていく。このように循環するスキームが作られることで、「まち遺産」を生活や感情、語りと結びつく物語として提示することができ、地域文化の魅力を再評価・再発見する機会を創出できる。特に、ワークショップなどを通じて外部のアーティストや大学生とともに地域を見つめるプロセスを共有できることは、地域資源を次世代へつなぐ有効な仕組みとなる。それによって、地域の魅力の発信力強化やまちづくりに関する住民の主体性の醸成を期待できる。

現段階においては、筆者による願望に基づく構想に過ぎないが、引き続き実践を続けることで具体的なカタチに落とし込み、成果として報告できるようにしていきたい。

5. 謝辞

今回のプログラムに際して、下田市長の松木正一郎様ならびに静岡県賀茂地域局次長の飯田雅之様、白浜神社氏子会長の藤井英次様、下田市役所建設課都市住宅係をはじめとする皆様、下田市観光協会の皆様、そして静岡銀行下田支店支店長の大箸武史様、山下永吉様をはじめ関係各位に大変ご協力をいただきましたことをあらためてお礼申し上げます。

参考文献

- 1) 長谷川隼人、田島悠史：関係人口が生みだす伊豆下田の景観施策 ―大学・地域連携型授業の実践に向けて―、地域構想、Vol.6、2024.
- 2) 長谷川隼人：地域遺産のデジタル活用化の教育プログラムについて―授業設計の効果検証と今後の展望―、地域構想、Vol.7、2025.
- 3) 杉山浩平、池谷信之：縄文／弥生文化移行期における神津島産黒曜石のもうひとつの流通―神津島砂糖崎産黒曜石の動き、考古学と自然科学、60号、2010.
- 4) 相川壤：後期旧石器時代前半期における神津島産黒曜石の利用とその広がり―原産地推定結果の広域的再集成から、東京大学考古学研究室研究紀要、第33号、2020.
- 5) 深澤太郎：考古学から見た三嶋神・三嶋大明神と『三宅記』、國學院大學研究開発推進機構紀要、第17号、2025.
- 6) 石渡明：平安時代の「日本三代実録」の地震・津波・噴火記録：地震西進系列の白眉、日本地質学会ウェブサイト (<https://geosociety.jp/faq/content1052.html>)、最終参照日2026年3月1日.
- 7) 静岡県賀茂郡白浜村役場編：昭和29年度版天草の要覧、静岡県賀茂郡白浜村役場（「昔の白浜に学ぶ会」により2003年12月1日復刻）、1954.
- 8) 伊豆の天草漁業編纂会編：伊豆の天草漁業、成山堂書店、1998.
- 9) 長谷川雅俊：分場拾遺Ⅳ「白浜村営天草漁業」の実態、伊豆分場だより、第356号、2019.
- 10) 齋藤典子：海女集落の形成過程にみるジェンダー秩序の形成―伊豆白浜における海女労働の事例から、名古屋大学人文科学研究、第33号、2004.

地域おこし協力隊として活躍する卒業生による 実習指導

～千葉県長南町の事例から～

本田裕子¹・佐藤広都²

¹大正大学 地域創生学部公共政策学科 教授

²千葉県長南町地域おこし協力隊（大正大学公共政策学科卒業生）

（要旨） 大正大学公共政策学科は「現場での体験」を重視した実習教育を特徴としている。2020年の設置以来、これまで約280名の卒業生を輩出し、公務員など公共分野へ多くの人材を送り出してきた。本報告では、その中から千葉県長南町の地域おこし協力隊として活躍する卒業生との連携事例を紹介する。卒業生がコーディネーターとなり、在学生（3年生）を受け入れた実習プログラムの取り組みを通じて、卒業生と大学が連携した循環型教育モデルの可能性について整理し、このような実習の形態が実践的なキャリア教育および地域貢献のひとつの形として有効であると結論づける。

キーワード：公共政策実習、地域おこし協力隊、千葉県長南町、大正大学公共政策学科

1. はじめに

大正大学公共政策学科では、公共分野をめぐる諸問題をさまざまな学問アプローチから取り組むことを特徴としている。カリキュラムの中でも秋学期（第3Q：通常9月下旬～11月上旬の期間）に「公共政策実習Ⅰ～Ⅲ」という実習科目を1年生～3年生を対象に開講し、「現場での体験」から学ぶことを重視している。

公共政策学科は2020年度に設置され、2025年度で6年目を迎えた。当初は社会共生物学部内であったが、2024年4月から改組により、地域創生学部内に配置された。カリキュラム運営上は大きな変更はないが、地域創生学科と協調して「現場での体験」を一層重視している。例えば、2025年度の2年生実習でいえば、グループごとの宿泊型実習として、山形県新庄市・最上町、山形県長井市・飯豊町、宮城県南三陸町、新潟県粟島浦村、京都府京都市、兵庫県姫路市・神戸市をフィールドにそれぞれの地域の特徴・課題を生かした実習を行った。また学科には体育会に所属する学生も一定程度在籍している。そのため、週末の試合や練習等と実習の履修を両立できるよう、日程や内容に配慮した体育会学生向けのスポーツ政策実習プログラムも山梨県山中湖村にて行った。3年生は、ゼミナール教員の指導の下で、将来の希望する進路や学びの関心領域をふまえて、学生一人ひとりがインターン型実習に取り組む設計をしている。履修者99人中、自治体の役所での実習が32人（16自治体）、NP0・団体・企業での実習が67人となる。これまで『地域構想』では3年生実習科目が開講された2022年度から毎年報告を掲載している（本田 2023；本田 2024；本田 2025）。

実習での学びは学生の満足度も高い。公共政策学科では4年生を対象に卒業前の1月に「卒業アンケート」を実施しており、その中で、最も満足した学びを質問した結果、2023年度（1期生）、2024年度（2期生）ではいずれも3年生実習科目である「フィールドワークⅢ」が最も多く選ばれ、2025年度（3

期生)も2年生実習科目である「フィールドワークⅡ」とほぼ同程度に多く選ばれていた¹。2年生の実習科目も多く選ばれており、実習科目が公共政策学科の学びの大きな特徴であることを示すものといえる。

また、実習での学びは、学生が現場での生きた学びができるとともに、学生のコミュニケーション能力の向上、グループ単位での学びであればリーダーシップとともに協調性を養うことにもつながる。このような成果は社会で求められる力ともいえる。

2. 卒業生の公務員への進路について

(1) 概要

公共政策学科ではこれまで2023年度・2024年度の卒業生200人を輩出している。2025年度の卒業予定者80人と合計すると、280人となる予定である。

このうち、本学科の特徴である公共政策を担う人材の中核となる公務員の進路を選択したのは2023年度10人(実数)、2024年度13人(実数)であり、2025年の卒業予定者9人(実数)の数字も合計すると32人(実数)となる。

(2) 公務員としての進路について

以下、公共政策学科の1期生(2023年度卒業生)、2期生(2024年度卒業生)、3期生(2025年度卒業生)の合格実績(のべ人数)を挙げたい。

●国家

農林水産省(1人)、東京国税局(1人)

●東京都

北区(3人)、足立区(1人)、新宿区(1人)、板橋区(1人)、目黒区(1人)、八丈島町(1人)

●神奈川県

横浜市(1人)

●千葉県

千葉県庁(1人)、千葉市(1人)、船橋市(1人)、流山市(1人)

●埼玉県

埼玉県庁(1人)、川口市(1人)、春日部市(2人)、飯能市(1人)、鴻巣市(1人)、北本市(1人)、八潮市(1人)、狭山市(1人)、小川町(1人)

●茨城県

取手市(1人)、つくばみらい市(1人)、龍ケ崎市(1人)、石岡市(1人)

¹ 2023年度調査では49.5%(回答者107人)、2024年度調査では50.6%(回答者83人)、2025年度調査では29.3%(回答者75人)である。2025年度調査では2年生実習科目が30.7%と最も多く選ばれていた。

●栃木県

日光市（1人）

●北海道

広尾町（1人）

●奈良県

川上村（1人）

●その他²（3人）

●公安

警視庁（1人）、埼玉県警（1人）、千葉県警（1人）、東京消防庁（1人）、習志野市消防本部（1人）

上記以外では、本報告の共著者である佐藤氏が千葉県長南町地域おこし協力隊として現在活躍している。なお、現在、休学して、北海道音威子府村の地域おこし協力隊として活動している学生も1人いる。以降では、佐藤が長南町での取り組み、自身の活動、そして2025年度に実施した長南町での公共政策学科の実習プログラムについて執筆する。

3. 長南町での取り組み

（1）長南町の概要

千葉県のほぼ中央部に位置する長南町は、面積65.51km²を有し、起伏に富んだ低山地帯と一宮川水系の河川沿いに広がる水田地帯によって形成されている。その歴史は、戦国時代の長南城の城下町、江戸時代の宿場町としての背景を持ち、現在も国の重要文化財「笠森寺観音堂」や国指定天然記念物「笠森寺自然林」をはじめとする歴史・文化遺産が数多く所在する。1955年に庁南町、豊栄村、東村、西村の1町3村が合併し、現在の長南町が発足した。

基幹産業である農業では、コシヒカリやレンコンが特産品であるが、農業従事者の高齢化や担い手不足が課題とされ、町は「全農家参加型農業」³を推進している。交通面では、2013年に首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の茂原長南インターチェンジが開通し、都心や空港へのアクセスが約60分圏内となるなど利便性が向上した。

一方で、人口においては減少傾向が顕著である。1955年の15,081人から減少を続け、2005年には1万人を割り込み9,824人となった。2010年には国から過疎地域の指定を受けている。直近の2020年国勢調査によると、総人口は7,198人となっている。特筆すべきは高齢化の進行であり、総人口のうち65歳以上の人口は3,215人を占め、高齢化率は44.7%に達している。これは2015年の37.6%から5年間で7.1ポイント上昇しており、急速な少子高齢化が進行している現状を示している。この背景には自然減の影響があり、2022年の人口動態では、出生数18人に対し死亡数が168人にのぼり、死亡率が出生率を大

² 進路先の自治体名の公表を学生が希望しない場合があり、その際には「その他」と記載した。

³ 長南町は「地域の農業は皆で守る」という方針の下、JA 長生（農地利用集積円滑化団体）と連携し、農用地の荒廃を未然に防ぐために、耕作ができなくなった農地を地域の担い手へ貸し付けることで「全農家が参加できる農業」を推進している。長南町公式サイト「全農家参加型農業の推進」<https://www.town.chonan.chiba.jp/sangyou/nougyou/1815/>（最終閲覧日2026年4月12日）

きく上回っている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2035年には高齢化率が55.2%に達すると予測されている。

こうした傾向は現在も続いており、長南町公式サイト⁴のデータ（2026年3月1日現在）によれば、総人口は6,871人（男3,445人、女3,426人）、世帯数は3,135世帯となり、人口は7,000人を割り込んでいる。

町は第5次総合計画において、将来像「人とつながり 地域とつながり 次代へつなげる『ただいま、おかえり』心のふるさと 長南」を掲げ、人口減少対策と地域活性化に取り組んでいる。

（2）就職の経緯

地域おこし協力隊への着任は、大学1年次秋の出会いに端を発する。当時、ある有機稲作農家が主催するイベントに参加した際、長南町で有機稲作に挑戦されている、移住されたご夫婦や地元の新規就農希望者と知り合った。以来、現地に通い詰め、イベント手伝い等を通じて地域の方々と交流を深めていった。2023年には大学を1年間休学し、農業研修等で現場経験を積む中で、大学3年次の夏に協力隊制度の紹介と勧誘を受けた。

当時、復学を控えていたが、愛媛県で学生と協力隊活動を両立した前例を知り、大学4年生としての学業と隊員活動の両立は可能であると判断した。特に、初期投資が大きくリスクの高い稲作において、行政の支援と給与を得ながら、年間を通して有機米作りに挑戦できる環境は、新規就農を目指す上で非常に魅力的であった。こうして2024年5月、現役大学生の身分を保持したまま地域おこし協力隊に着任した。そして2025年3月に大学を卒業し、2025年4月以降は地域おこし協力隊の業務である有機稲作に専念している。

ここからは、長南町地域おこし協力隊としてのミッションである「有機農業の実践」と「特産品のPR」の2つについて紹介したい。

（3）協力隊として委嘱されたミッション①有機農業の実践と農業研修

協力隊としての活動の柱である農業分野では、地域農業の担い手となるべく、段階的な技術習得と実践に取り組んでいる（図-1・図-2）。

着任した1年目は、地域の農業現場の現状把握と農家との信頼関係構築を最優先し、「基礎的な現場力を身につける期間」と位置づけた。具体的には、町内の営農組合（農事組合法人東部営農組合、農事組合法人関原営農組合）での研修に参加し、播種から田植え、稲刈り、乾燥調整施設の運営に至るまで、地域で一般的である慣行栽培の稲作体系を網羅的に学んだ。また、活動費を活用して大型特殊免許やフォークリフト技能講習など、営農に不可欠な資格を取得し、即戦力としての基盤を整えた。

2年目からは、活動の軸足を「有機稲作の実践」へと移した。「株式会社ながいき農園」において、約6反歩の有機稲作圃場の管理を一任され、単なる作業補助ではなく、施肥設計の計画段階から携わり、年間を通じた栽培管理を主導した。担当した有機圃場では、化学農薬や化学肥料を使用しないため、種籾の温湯消毒による種子消毒や、専用除草機を用いた除草作業など、研修で学んだ慣行栽培とは異なる有機特有の管理技術を実践した。

加えて、町内の活動にとどまらず、新潟県や埼玉県など先進的な有機稲作農家への視察や、長野県での土壌診断勉強会にも積極的に参加している。他地域の知見を取り入れながら、長南町の風土に適した栽培技術の確立を目指し、次年度の収量向上と品質改善に向けた準備を進めている。

⁴ 長南町公式サイト <https://www.town.chonan.chiba.jp/>（最終閲覧日2026年4月6日）



図ー1 田植え作業の様子
(2024年5月22日関係者撮影)



図ー2 農業イベント(収穫体験)の様子
(2025年9月15日関係者撮影)

(4) 協力隊として委嘱されたミッション②特産品の PR と販路開拓

協力隊としてのもう一つの重要なミッションが「SNS 等を活用した地元特産品の PR」である。協力隊に着任し、農業現場で生産に携わる中で、高品質な農産物を作っても、それを適切な価格で消費者に届ける「販路」や「伝え方」に課題を感じ、町内外でのイベント出店による販売・PR や、ふるさと納税への出品の提案など解決策を模索してきた。

着任1年目は、地域資源の魅力発掘と基礎的な情報発信に注力した。日々の活動や季節の風景を SNS で継続的に発信すると同時に、町内のイベントに積極的に参加し、自身が栽培に関わった米や特産品の対面販売を行った。消費者と直接対話することで、長南町の農産物のどのような点が魅力として伝わるかを肌で感じ、PR の基礎を固める期間とした。

2年目は、この経験を基に、より持続的で効果的な PR 手段を確立するため、デジタルスキルの習得による「仕組みづくり」へと活動を深化させた。具体的には、プログラミングおよび EC サイト構築の専門スクールを受講し、Web 制作やオンラインショップの構築技術を習得した。現在、このスキルを活かし、研修先である「株式会社ながいき農園」の EC サイト運用や Web デザインを主導している。生産者自らが情報発信し販売できる基盤（EC サイト）を構築することで、利益率の向上とブランド化の実践に取り組んでいる。

また、オフラインでの PR 活動も継続して強化した。「長南フェスティバル」などの地域イベントに積極的に参加することで、県内外から訪れた多くの来場者に対し、特産品の PR や町の魅力発信を行い、知名度向上に努めた。今後は、習得した Web 制作・EC 構築スキルを町内の他の農家や事業者にも展開し、地域全体の販路拡大とブランディング支援に貢献したいと考えている。

(5) 課題と今後の展望

2年間の活動を通じて、有機農業の実践における技術的な壁や、地域産品の価値を正しく伝える難しさが明確になってきた。

農業技術の面では、有機稲作の理論や各工程における理想的な状態は知識として理解しているものの、実際の圃場管理においては初めて直面する局面も多かった。特に、機械の繊細な調整や状況に応じた判断においては経験不足を痛感する場面が多々あり、現場での実践を通じた技術の研鑽が不可欠であると感じている。

また、PR 面においては、長南町はもともと稲作が盛んであり、町全体として米の食味が非常に高い水準にある。そのため、単に「美味しさ」を訴求するだけでは、既存の慣行栽培米との差別化を図ることが難しく、有機米ならではの付加価値をどのように言語化し伝えていくかが大きな課題となって

いる。

残りの任期においては、これらの課題に対し、有機農業における無理のない新たな取り組みの模索と、循環型農業の再定義に取り組みたいと考えている。ここでの再定義とは、環境保全農業としての循環にとどまらず、事業として農業経営が成り立ち、後継者の雇用や育成へとつながるという意味での社会・経済的な循環も含めた農業モデルの構築を目指すことである。

また、オンライン PR に関しては、習得したスキルを活かし、ウェブ制作代行や SNS ブランディングを強化することで、町の特産品の価値向上に貢献していく所存である。

今後の進路については、現在、研修先である「株式会社ながいき農園」への雇用就農を含めた将来設計について協議を重ねている。任期終了後も長南町に定着し、地域の農業の担い手として活動できるよう準備を進めていきたい。

4. 実習プログラムの実施

(1) 実習を受け入れた経緯・実習のねらいと受け入れの方針

2025年6月に大正大学公共政策学科の教員（本田）から3年生実習の協力についての相談があった。3年生実習は自身も学生時代に履修し、大変有益な学びがあった。また、長南町の関係人口の観点、自身の関心からも、学生の教育プログラムを開発・実施することにも関心があり、引き受けることにした。

依頼を受けた時点では、すでに多くの学生の実習先が決定している段階ではあったが、実習履修への意欲を持ちながら、日程や条件等の面で受け入れ先とのマッチング調整を継続していた3名の学生と縁があり、今回受け入れる運びとなった。

実習の受け入れに先立ち、学生3名とオンラインでの顔合わせを行った際、将来の明確なビジョンや特定の分野への強い熱意がまだ定まっていないという印象を受けた。そこで、今回のプログラムのコンセプトを「長南町で使命感と情熱を持って活躍する『人』に触れ、都内では決して味わえない『非日常のリアルな体験』を提供する」ことに定めた。単なる作業体験にとどまらず、地域課題の最前線で活動する大人たちの姿を通じて、学生自身のキャリアや生き方を考えるきっかけとなるよう構成した。

(2) 実習プログラムの内容詳細

実習プログラムの詳細を日にちごとに以下に整理した。

●1日目（10月8日）：地域おこし協力隊との連携と祭りの準備

昼頃に学生を受け入れ、まずは役場にてオリエンテーションを実施した。同じく地域おこし協力隊として林業分野で活躍する竹渕氏より、協力隊制度や自身の活動についての説明を受けた。その後、数日後に控えた地域のお祭り「豊栄祭り」の準備に参加し、竹渕氏の指導のもと、竹あかりの設置作業を手伝った。

●2日目（10月9日）：農業の現場と命の学び

終日、「株式会社ながいき農園」の酒田代表のもとで農業研修を行った。午前中は、3名が交代で実際にトラクターに乗車して草刈りを行い、作業後には機材の清掃まで体験することで、機械管理の重要性を学んだ。午後は、酒田氏より法人の取り組みや経営理念についての講義を受け、ディスカッションを行った。夜には、町内の有害鳥獣捕獲従事者である吉野氏の作業場にて、イノシシの解体作業を見学・体験し、「命をいただく」現場の厳粛さを肌で感じた。

●3日目（10月10日）：地域営農システムと観光資源

地元の「関原営農組合」を訪問し、組合の成り立ちや町農業の実情、ライスセンター（乾燥調整施設）や大型農業機械の見学を行った。午後は、笠森観音や熊野の清水などの主要観光スポットを案内し、地域の歴史文化に触れた。夜はジビエカレー作りを行い、前日の学びを食の体験へと繋げた。

●4日目（10月11日）：雨天時の対話と職人との交流

雨天のため予定を変更し、実習の振り返りと町長への質問事項の検討、および陶芸体験に向けたデッサン作成を行った。午後は学生の宿泊先である「雨ト月」にて、室内の改修作業（漆喰塗り等の補助）を手伝った。夜は漆喰職人や地域住民を交えた夕食会に参加し、多様な大人たちとの交流を深めた。

●5日目（10月12日）：地域伝統行事「豊栄祭り」への参加

地域のお祭り「豊栄祭り」に参加した。学生たちはお囃子の舞台設営を手伝い、実際に祭り装束を身につけて行列に加わることで、地域コミュニティの熱気と伝統を直接体感した。夜は囃子連の懇親会にも参加し、地域の一員として迎え入れられた。

●6日目（10月13日）：有害鳥獣対策の最前線

町役場生活環境課の職員や捕獲従事者に同行し、箱罠の見回りや止め刺しの現場に立ち会うなど、獣害対策の現実を学んだ。午後は近隣のジビエ解体施設「房野ジビエ」を視察し、捕獲から食肉加工、流通までの流れをヒアリングした。夜は地域住民が企画した学生の歓迎交流会に参加した。

●7日目（10月14日）：林業体験と里山保全

「木月屋」田島氏の指導のもと、山に入り集材や製材の体験・見学を行った。また、19日に行われる地域イベント「のみがね峻道開通記念祭」の予行演習にも参加し、里山保全と地域活性化の取り組みを学んだ。夜は長南町議会議員である安部氏と議員活動の難しさや町の課題についての意見交換夕食会を行った（図-3）。

●8日目（10月15日）：スキルシェアと生活インフラ

雨天のため、コーディネーター（佐藤）が講師となり、自身のスキルを活かした「AI アプリ開発体験教室」を実施した。また、コイン精米機での精米体験を行い、農村部での生活に密着したインフラにも触れた。

●9日目（10月16日）：有機農業体験と町長提言

午前中は有機農業にも取り組まれている「陶芸体験 STUDIO G」吉田氏の指導のもと、有機農業（菌ちゃん農法）の畝の草取りを体験した。午後は、これまでの実習で得た気づきや疑問をもとに、平野町長との面談（約30分）を実施した（図-4）。学生ならではの視点で率直な意見交換と質疑応答を行い、最後に佐藤自身が関わったお米を手渡した。その後、陶芸体験を行った（図-5）。

●10日目（10月17日）：振り返りと修了

10日間の振り返りとまとめを行い、宿泊施設の清掃をして全日程を終了した。

(3) 成果と今後の展望

実習を通じた成果と今後の展望として、以下の3点が挙げられる。

第一に、学生のキャリア観における意識変容である。参加した学生たちは就職活動を控える時期にあったが、10日間の活動を通じて自身の将来や進路に対して前向きに向き合おうとする発言や姿勢が確認された。地域で働く大人たちとの接触が、学生のキャリア形成に良い刺激を与えたと考えられる。

第二に、受け入れ地域側への波及効果と相互理解の深まりである。今回の参加者は3名であり、直ちに「関係人口の創出」と断言するには至らないものの、地域住民からは予想以上に好意的な反応が得られた。祭りや共同作業を通じて学生と触れ合った住民からは「いい子たちだったね」といった温かい言葉が寄せられ、学生の存在が地域に新鮮な刺激を与えたことが窺える。また、こうした外部人材の受け入れを円滑にコーディネートしたことに対し、私自身（協力隊員）が地域の方々から改めて評価していただく機会となり、地域との信頼関係がより一層深まるという副次的な成果も得られた。

第三に、学生の社会人基礎力の向上である。実習初日と最終日を比較すると、挨拶や対話といった社会人として基礎的なコミュニケーション能力において、明らかな改善と向上が見られた。地域住民との密な交流や、町長へのインタビューなど緊張感を伴う場面を経験したことで、学生自身の中に良い兆しが見えた点は、本プログラムの教育的効果として特筆すべき成果である。



図ー3 意見交換夕食会の様子
(2025年10月14日筆者（佐藤）撮影)



図ー4 町長との面談の様子
(2025年10月16日関係者撮影)



図ー5 陶芸体験の様子
(2025年10月16日筆者（佐藤）撮影)

5. おわりに

本報告では、大正大学公共政策学科の卒業生が地域おこし協力隊として活動する千葉県長南町において、3年生の実習生を受け入れた事例について報告した。本事例において特筆すべき点は、地域と大学をつなぐコーディネーター役を、本学科の卒業生である佐藤が担ったことである。学生にとって、年齢の近い「先輩」が、地域の課題に正面から向き合い、住民と信頼関係を築いている姿を間近で見るとは、教室での講義だけでは得られない学びの機会であり、かつキャリア教育の機会ともなった。佐藤が4章で触れたように、学生たちはわずか10日間の滞在の中で、地域住民との交流やさまざまな体験を通じて、社会人としての振る舞いや将来への意識を変容させた。これは、佐藤が日々の活動を通じて築いてきた地域との信頼関係の中に、学生を快く迎え入れてくれる土壌があったからこそ実現した成果である。

公共政策学科としては、公共政策を担う人材の育成を教育の柱としている。公共政策の現場において、公務員が重要であることは言うまでもないが、今回の実習を通じて、現場の最前線で活躍する地域おこし協力隊の役割と意義の大きさを改めて認識できた。卒業生が活躍するフィールドを在学生在が学びの場として活用するこのような循環型の教育モデルを、今後も積極的に推進していきたい。先輩（卒業生）が地域で根を張り、そこに後輩が飛び込み、新たな風を吹き込む。こうした有機的なつながりこそが、地域創生学部公共政策学科が目指す「現場での体験」の本旨であり、地域活性化への貢献のひとつの形であると考ええる。

6. 付記

公共政策学科の実習について、お世話になったすべての実習先の関係者の皆様には厚く御礼申し上げます。特に、本報告に記載した実習先である千葉県長南町の平野貞夫町長をはじめとする町役場・町民の皆様、関係者の皆様には深く御礼申し上げます。また、大正大学の関係する各部署の皆様にも感謝申し上げます。実習にあたって事務作業および学生対応の諸々にご尽力いただいた、学科事務の担当助手であり、3年生実習について担当いただいた石井香凜氏をはじめ、森恵美子氏、佐々木恭子氏にもこの場を借りて感謝申し上げます。

執筆分担

第1章、第2章、第5章および第6章は本田裕子が、第3章および第4章は佐藤広都が執筆した。

参考文献

- 1) 本田裕子：2022年度の大正大学公共政策学科3年生のインターンシップ型実習の取り組みについて、地域構想、Vol.5、pp.108-117、2023.
- 2) 本田裕子：大正大学公共政策学科3年生の自治体でのインターンシップ型実習について～2023年度の取り組みから～、地域構想、Vol.6、pp.88-96、2024.
- 3) 本田裕子：大正大学公共政策学科3年生のNPO・団体・企業でのインターンシップ型実習の取り組みについて～2024年度の実習学生の事例から～、地域構想、Vol.7、pp.123-131、2025.



地域構想

2026年（令和8年）3月発行 Vol. 8

【発行】

大正大学 地域構想研究所

〒170-8470 東京都豊島区西巣鴨 3-20-1

TEL. 03-5944-5482